

第百十四回国会 衆議院 通信委員會 會議錄 第四号

平成元年五月二十四日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 畑 英次郎君

理事 島村 宜伸君

理事 虎島 和夫君

理事 町村 信孝君

理事 木内 良明君

理事 小澤 潔君

理事 瓦 力君

理事 古賀 誠君

理事 佐藤 守良君

理事 田名部 匡省君

理事 吹田 愷君

理事 森 喜朗君

理事 伊藤 忠治君

理事 松前 仰君

理事 吉井 光昭君

理事 佐藤 祐弘君

出席國務大臣

郵政大臣 片岡 清一君

出席政府委員

大藏政務次官 太田 誠一君

郵政政務次官 谷垣 禎一君

郵政大臣官房長 松野 春樹君

郵政大臣官房人 桑野 扶美雄君

郵政大臣官房経 小野 沢知之君

理部長 田代 功君

郵政省郵務局長 森本 哲夫君

郵政省貯金局長 白井 太君

郵政省簡易保険 中村 泰三君

局長 塩谷 稔君

郵政省通信政策 局長 塩谷 稔君

郵政省電気通信 局長 塩谷 稔君

委員外の出席者

郵政省放送行政 局長 成川 富彦君

大藏大臣官房参 事官 中井 省君

参 考 人 (日本電信電話 株式会社代表取締役 副社長) 村上 治君

通信委員会調査 室長 辛島 一治君

委員の異動

五月二十四日

辞任

穂積 良行君

渡辺 紘三君

坂井 弘一君

島居 一雄君

同日

辞任

古賀 誠君

古賀 正浩君

遠藤 和良君

吉井 光昭君

補欠選任

古賀 正浩君

古賀 誠君

遠藤 和良君

吉井 光昭君

島居 一雄君

補欠選任

渡辺 紘三君

穂積 良行君

坂井 弘一君

島居 一雄君

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年 金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案 (内閣提出第二四四号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案 (内閣提出 第四三三号)

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法 律案 (内閣提出第四四四号)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案 (内

閣提出第四五五号) 通信行政に関する件(郵政行政の基本施策)

○畑委員長 これより會議を開きます。

通信行政に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 大臣、異常な国会で、大臣の所 信表明を承る時期が大変おくれたような気がしま すし、あとどれだけおやりになるのかよくわかり ませんけれども、委員会における議論については 十分耳を傾けて、郵政行政なり郵政各事業に生か していただきますようにまず冒頭希望いたします。

まず、郵政省が大臣の所信表明をおつくりにな る手順は、どういう手順でおつくりになるのです か。

○松野(審)政府委員 御説明申し上げます。

事務的な手順ということになりますと、この所 信表明の作成につきましては、省内各部局から所 信表明に盛り込むべき重要事項の提出を受けまし て、官房におきまして取りまとめ、必要な調整を 行った上、郵政大臣の御了解を得て決定しておる という段取りになってございます。

○阿部(未)委員 最終的には大臣の御決定、御判 断で決まるのでしようけれども、手順をお伺いし たわけです。

さて、所信表明の第一ページのところに「郵政 省が所管している電気通信行政と郵政事業」とい うふうになつておられますが、この内訳はどう いうことになるのですか。

○松野(審)政府委員 今回の所信表明におきまし て従来と若干スタイルを異にしてありますが、私 どもこの所信表明を検討するに当たりまして、例

えば従来、電波あるいは放送という言葉も表明の 中に出てまいりましたけれども、大きく分けまし て電気通信行政の一環であるということと電気通 信行政の中に入れてございまして、それから郵政事 業の中には、先生御承知のように郵政三事業を盛 り込んでございまして、

なお、この電気通信行政及び郵政事業関係共通 の課題といえますが、例えば地域振興という問題 を挙げておりますけれども、これを冒頭御説明申 し上げておるといふふうな扱いになつておりま す。

○阿部(未)委員 今ちょっとお話がありましたよ うに、我々が一般に郵政行政、郵政事業というも のを理解する場合には、一つは電気通信事業の監 督官庁としての責任がある、もう一つは電波、放 送についての監督官庁としての責任がある、次に 郵政事業の本来の仕事である郵便、貯金、保険と いう三事業と、大別して僕らはそういうふうにと 日まで理解してきた。ところが、今度の所信表明

では明らかに二つの項目に絞って、電気通信行政 と郵政事業というふうに分けて、電波、放送とい うようなものは項目の中から全く姿を消してお る。なぜ二本に絞らなければならなかったのか、 その理由を聞きたいのです。

○松野(審)政府委員 これまでの流れを見てま いりますと、先生御指摘のように、確かに柱とい いますか、あるいは分野という大きな柱という 表現でもよろしいかと思いますが、電気通信ある いは電波、放送、それから郵政事業というふうな 分野別のもとに主要事項、具体的施策を並べて 御説明申し上げてきたかと思ひます。昭和六十年

以降になりますと、電波ということが私どもの組 織の再編成あるいは有線、無線の一本化というふ うなこともありまして、電気通信と放送あるいは 郵政事業というふうになつたと名称が変わつた表

現もしております。

それから、今日たまたま平成元年であります。が、やはり電気通信一般という中で、もちろん放送行政のこれからの重要性というものはますます高まる一方でございすけれども、やはり大きくは電気通信分野の中の一つの重要な項目であるというように統一して考えた方が表現として適当ではないかと判断に至った次第でございます。

○阿部(未)委員 数字でお伺いしたいのですけれども、ちなみに今私が申し上げたようなことを考えて分けるのであれば、一般会計予算というのは郵政省の中ではどのくらいの予算額になり、その定員は何名くらいになるのか。

次に、言われるところの郵政事業特別会計の予算はどのくらいで、定員はどのくらいになるのか。

さらに、私が言った郵政事業特別会計の中の郵便、貯金、保険に分けて、それぞれの予算と、そこで働いておる人の数をちょっと知らせてください。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

まず、平成元年の予算案におきます郵政省所管一般会計歳出予算総額でございますけれども、二百五十六億一千七百円でございます。また、同予算案におきます平成元年度末の定員は二千六百四十一人ということになっております。

これに對しまして、特別会計の方でございますけれども、郵政事業特別会計の予算総額は歳入、歳出とも五兆五千八百二十三億円でございす。なお、この歳入歳出の中には、いわゆる通り抜けの業務外収入、支出の収入印紙等の売りさばき代金が含まれておりますので、これを除いた郵政事業の実質的な歳入歳出の規模は三兆一千六百六十四億円となっております。また、同予算案におきます平成元年度末の郵政事業特別会計の定員は三十五万五千七百二十人ということになっております。それから、三番目の御質問でございますけれども、本年度予算案の郵政事業特別会計におきます郵便業務の運営に必要な経費、人件費とか事務費

とか事務用品の購入費等でございますけれども、一兆二千三百六十六億円でございす。また、平成元年度末の定員は郵便関係で十四万一千五百六十二人ということになっていす。

次に、為替貯金業務の運営に必要な経費でございますけれども、五千四百五十五億、同年度末の定員は六万五千四百五十八人でございす。

最後に、簡保郵便年金業務の運営に必要な経費は四千二百十七億、平成元年度末の定員は四万五千五百五十五人でございす。

○阿部(未)委員 まず、大臣、今の数字でもわかりますように、これは現業事業部を抱えていますから一概に言えないのは私も承知していす。一様に言えないのは承知しておるけれども、大宗として、管理監督の分野の予算は二百五十六億です。それに対して、通り抜け会計をのけてみて、他の本来の郵政三事業の予算は三兆二千億でしよう。定数にしても、片方は二千六百四十。片や事業部の方は三十万。いかに郵政事業の中に占める割合が、監督行政と事業部に分けてみて事業分野が大きいということがわかると私は思うのです。

ところが、大臣の所信表明、意地悪く何行ずつ書いてあるか、私調べてみました。これは総括的なところはのけてあります。郵便に関する大臣の所信の表明は十行。それから、貯金は少し多くて二十一行あります。それから、保険が十一行。総括をのけて全体で六十行の中の三分の二は電気通信行政によって、大臣の所信が占められておるわけですから、私は、郵政省の本来の業務は三事業の推進が中心にならなければならない、監督行政を無視するわけではありませぬけれども、今や郵政省の姿勢が監督行政に移行して、本来の三事業、国民のためにやっておる事業をなおざりにしつつあるという傾向が先般来私には強く感じられて指摘してきたところですが、これに對する大臣の所感はどうですか。

○片岡閣務大臣 今御指摘の電気通信行政、郵政行政、これはともに国民の生活に非常に密接なかわり合いを持っておるものでございまして、いわばこれは郵政行政の車の両輪と言わなければならないのでございす。

今お話がございましたように、特に郵政事業については、私が所信表明において申し上げましたように、今後は、金融の自由化あるいはまた長寿社会の到来というようなことから、社会経済環境の変化に對して活力のある社会経済、福祉社会づくりをしていかなければならぬ、こういう立場からこれを非常に重要視していかなければならぬというところについては十分考えておるところでございます。今後ともそういうことについて、今御指摘のように何かなおざりにしたような格好に形式的になりましたことについては、そういうつもりではございせんので、どうぞひとつ御理解を賜りたいと存じます。

○阿部(未)委員 今大臣は、いわゆる監督行政と事業とは車の両輪だ。しかし私は、両輪といつても、もし両輪なら、片方の輪は非常に小さくて片方の輪が非常に大きくなければならぬと思うのです。本日は、私は郵政三事業は車の三つの輪であつて、これは三輪車です。車の三つの輪であつて、その上に監督行政というのが横にくっついておる。ところが、今や監督行政が本体になって郵政事業が附帯業務みたいな感じを受ける、これからは、事業の実態は僕が指摘したとおりです。事業の実態は僕が指摘したとおりだけれども、郵政省の幹部の考え方が監督行政に移行しておるのじやないか、これを私は非常に心配をするんです。

両輪とおっしゃいましたけれども、もっと事業に重点が置かれるべきではないか、郵政省としては郵政三事業に重点を置いて運営すべきではないか、こういう感じを私は持っておるのですが、どうでしょう。

○片岡閣務大臣 何といひましてもやはり郵政三事業というのは、これは本来の郵政省の大事な仕事でございまして、これは国民の生活に一番密着した仕事でございまして、これに十分力を入れ

ていかなければならぬことにつきましては十分心得ておるところでございす。最近、私の方の電気通信事業で非常にいろいろな問題が惹起してゐるのですから、何かそこに中心が移つたようにお考えいただいたかも知れませんが、我々は、やはり本来のこの三事業というのが非常に大事なものであるというところは十分認識をして、今後とも大事にしていきたいと思つておるす。

○阿部(未)委員 大臣、先ほどもちょっと申し上げましたが、これは今回の所信表明に始まるわけにはないのです。郵政省の姿勢そのもののの中に、監督行政を重視してそつちに傾いていって本来の三事業を軽視する風潮がどうも感じられてならないのです。

すべてがそうであつたとは言いませんが、これは余談ですが、例えば郵政省の最高の仕事である事務次官というのは、昔は大体郵務局長がなるものというふうな一つのルールがあつた。今や郵務局長なんてどこにおるか知らぬようになつてしまつてゐる。そうでしょう。その一事をもつても、いかに監督行政が重視されて本来の業務が軽視されておるかということが言えると思つていす。これはひとつ、皆さんお見えになつていす。が、さつきもちらと言つたが、三十万の職員を抱えておる、国民のために直接サービスを行つておる郵政三事業というものは重く見てもらわなければならない。今後はもしこういう傾向が続くならば、これは許されぬことだ、ゆゆしきことだと私は思つておるすから、申し上げておきます。

では、次に移ります。

大臣の所信表明の中で、郵便事業につきましては経営状態について順調であるというふうにお述べになつておられます。これは字数が少ないから書けなかつたのかどうかわかりませぬけれども、貯金事業、保険事業については、経営の現状、見通しについて全然触れておりません。新しい商品をつくるとか新しい施策はたくさん並べてありますが、まず我々が知らなければならぬのは現状の経営状態あるいは見直し、これが一番先に我々

ていかなければならぬことにつきましては十分心得ておるところでございす。最近、私の方の電気通信事業で非常にいろいろな問題が惹起してゐるのですから、何かそこに中心が移つたようにお考えいただいたかも知れませんが、我々は、やはり本来のこの三事業というのが非常に大事なものであるというところは十分認識をして、今後とも大事にしていきたいと思つておるす。

○阿部(未)委員 大臣、先ほどもちょっと申し上げましたが、これは今回の所信表明に始まるわけにはないのです。郵政省の姿勢そのもののの中に、監督行政を重視してそつちに傾いていって本来の三事業を軽視する風潮がどうも感じられてならないのです。

すべてがそうであつたとは言いませんが、これは余談ですが、例えば郵政省の最高の仕事である事務次官というのは、昔は大体郵務局長がなるものというふうな一つのルールがあつた。今や郵務局長なんてどこにおるか知らぬようになつてしまつてゐる。そうでしょう。その一事をもつても、いかに監督行政が重視されて本来の業務が軽視されておるかということが言えると思つていす。これはひとつ、皆さんお見えになつていす。が、さつきもちらと言つたが、三十万の職員を抱えておる、国民のために直接サービスを行つておる郵政三事業というものは重く見てもらわなければならない。今後はもしこういう傾向が続くならば、これは許されぬことだ、ゆゆしきことだと私は思つておるすから、申し上げておきます。

では、次に移ります。

大臣の所信表明の中で、郵便事業につきましては経営状態について順調であるというふうにお述べになつておられます。これは字数が少ないから書けなかつたのかどうかわかりませぬけれども、貯金事業、保険事業については、経営の現状、見通しについて全然触れておりません。新しい商品をつくるとか新しい施策はたくさん並べてありますが、まず我々が知らなければならぬのは現状の経営状態あるいは見直し、これが一番先に我々

ていかなければならぬことにつきましては十分心得ておるところでございす。最近、私の方の電気通信事業で非常にいろいろな問題が惹起してゐるのですから、何かそこに中心が移つたようにお考えいただいたかも知れませんが、我々は、やはり本来のこの三事業というのが非常に大事なものであるというところは十分認識をして、今後とも大事にしていきたいと思つておるす。

○阿部(未)委員 大臣、先ほどもちょっと申し上げましたが、これは今回の所信表明に始まるわけにはないのです。郵政省の姿勢そのもののの中に、監督行政を重視してそつちに傾いていって本来の三事業を軽視する風潮がどうも感じられてならないのです。

は知りたいところなんです。それが全然所信の中に触れられていない。郵便については順調である、こう書かれておりますよ。あとは全然触れていない。これはどういふことですか。

○森本政府委員 所信表明における私どもの貯金事業に関する表現についてのお話でございますが、それぞれの事業が当面抱えている最大のポイントについて所管事項では、先ほど官房長から申し上げましたように、御報告を申し上げ、そしてまた御理解をお願い申し上げたい、こういうスタンスで、しかも全体のページ数も限りがあるわけでございますので、こういう整理をいたして、ここに述べておりますように、もちろん経営状態を前提に、これからこの経営状態をさらに改善するために、小口MMCを初め市場金利の導入あるいは総額制限の改定あるいは指定単への運用、それに関連する法律の改正というものをぜひお願い申し上げなければならぬ、そういう経営状態にあるという表現で貯金事業について述べておるものと理解をいたしておるところでございます。

○白井政府委員 お答えを申し上げます。

別に他意はなかったわけでございますけれども、先生の御指摘を受けて改めて所信表明を見てみますと、確かにその点についてあえて触れていないわけでございますけれども、私どもとしては、決して大見えを切るつもりはございませんが、事業の方はおかげさまで順調に推移しておるといふ前提に立ちまして、現在の課題について大臣の所信表明ということで、記載してありますようなことについて表明をさせていただいた次第でございます。

○阿部(未)委員 貯金局長にちょっと伺いしますが、今自分がどこにおるかからぬでこれからどっちに行こうと言ったって、それは成り立たないのですよ。まず、今自分がどこにおるか、それが非常に大事ですから。したがって、貯金事業については現状こうである、見通しはこうなる、ついでにこういう新しい商品をつくっていく、こういう施策を講じていく、こうなるのが大

体話のものとじゃないですか。自分がどこにおるかからぬままに、おれはこっちに行くんだと言ったって、なぜそっちに行くのか僕らはわからぬですよ。まずその基本の現状を、貯金事業というものはこう経営はなっております、そんなに細かく全部書けというのじゃないのですよ、大筋、せめて郵便事業ぐらい順調な経営の状態にありまして、このくらいのことが言えないのですか、幾ら字数が少なく言ったって。電気通信行政には山ほどページを割いておいてなぜそれが言えないのか、どうです、貯金局長。

○森本政府委員 御指摘のとおり、もう一言でも二言でも触れられれば確かに全体としての調和がとれた、御指摘はごもっともだと思います。今後所信表明についても、御意見をもとにしっかりとした文章のやり方、これは私どもだけではございせんが、そうした視点で取り組みたいと考えております。

○阿部(未)委員 大体あなた方がお書きになったというから申し上げたのですけれども、膨大なページを電気通信行政に割きながら三事業に対する扱いが極めて粗末になっておる、その一つの証左として今私は申し上げた。経営の状態さえも書けぬほどページがなかったのか、こう言いたかったのですが、その点ひとつこれから十分気をつけて、やはり経営状態をまず述べて、それから見通しを述べて、そして新しい施策を述べる、これが私は大臣の所信としてあるべき姿だ、そう思いますから申し上げておきます。

次に、ちょっと新聞で拝見したのですが、官製はがきいろいろな印刷をして出すことは独禁法違反だ何だとかいうのがあったのですが、今どういう取り運びになっておりますか。対応をちょっと知らせていただきたいと思います。

○田代政府委員 おととい、五月二十二日の月曜日に大阪の地方裁判所に、関西の私製はがきの製造、印刷をしている業者の方から訴えが送られました。ただ、訴状がまだ裁判所から郵政省に送られてきておりませんので、私も訴状を詳細に見

る機会がございませんので詳しいことは申し上げられませんが、マスコミその他いろいろなところから入ってきます非公式な情報によりますと、はがきというものはもとと白い何も印刷していないはがきの値段が四十一円のはずだ、それに郵政省で販売している業者に対して不正な取引方法をしていくことになる、違法である、こういう趣旨の訴えが出た模様でございます。

私も、これは裁判の問題でありますから、これから法務省と十分相談して、裁判所に対してどのような主張をするのか分析していきたいと思いますが、今の時点での第一感といたしましては、郵便事業全体、はがきの発行も含めまして郵便法その他いろいろな法律に基づいて私どもも実施しておりますし、何らやましいところはないとは思っておりますが、なお詳細訴状を見て考えたいと思っております。

以上でございます。

○阿部(未)委員 あれは僕の理解では、四十一円というものは、はがきそのものの一枚が四十一円ではなくて郵便料金として設定されておる、そう考えておるのですが、郵政省の見解をもう少し詳しく述べてみてください、どうお考えになっているのか。

○田代政府委員 おっしゃるとおり、四十一円というものは郵便はがきを配達する料金でございます。このはがきを配達する料金でございます。

○阿部(未)委員 そうでしょう。もし今の話が発表していきまると、官製のはがきには一切字を書いてはならぬということになりますね。例えば「かもめ」の裏に絵があるからけしからぬといふならば、お年玉はがきで表に番号を書くのもいけぬということになるでしょう。無地でなければならぬという理屈になってくるのじゃないですか。その辺はどうですか。

○田代政府委員 阿部先生御指摘のようなことに

なるなと私も思いますが、何せこれはまだ相手の方がどういふ主張をしておられるのか詳細存じ上げませんもので、ちょっとここで余り詳細なコメントは差し控えていただきたいと思います。

○阿部(未)委員 公判維持の關係があるから余り詳しく言いたくない、そういうことになるわけですね。いずれにしても、問題が提起されておるわけですから、郵政省としては明確な見解を打ち出して処理をもらいたいというふうに思っております。

それから、所信表明の中で、特に郵政の三事業は人手に頼るところの多い仕事である、については労使關係の安定を図っていきなさいという趣旨が述べられておりますが、今日の郵政の労使關係をどういふふうには受けとめておられるのか、具体的にどういふことを今後お考えになるのか、所信があれば聞かしてもらいたいと思っております。

○片岡國務大臣 この現業の仕事は、これは何と云っても労使關係が一番重要でございます。これが円滑に進むためにはお互いに理解し合って進んでいかなければならぬ、かように存じております。幸い今日におきましては、組合の皆さん方もこの事業全体に対して非常な御理解のある態度で事に当たっていただいておりますので、私も就任以来これらの方々とお会いして御意見を承っておりますが、非常に立派な態度でこの仕事に臨んでいただいておりますことに對して、私は非常にありがたき思っております。これは何と云っても、今後ともこの事業に働いていただく方の労働條件の維持向上にいろいろ気を使つて、労使間に從來にも増して高次元の信頼關係が醸成されていくように、そしてこれが定着するようにしていかねばならぬ、かように私は十分心がけておる次第でございます。

○阿部(未)委員 大臣のお考えはわかりました。そこで、当面の責任者である人事部長に伺いますが、なお今日末端の職場で労使關係について、労働組合を敵視するというふうな若干の管理職にある方々がおおいことになるのじゃないでしょうか。

そういう点どうお考えになっていますか。

○桑野政府委員 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、郵政内部の労使関係は過去におきましていろいろ不幸な時代がございました。しかし、幸い、そういった教訓をもとにいたしまして、その後の労使関係はお互いの努力によりまして今日、健全で安定した関係が築かれつつあると私も存じております。労働組合も今大臣が申されましたような運動論を展開しておりますし、事業に対する協力的な態度というものも立派なものがございます。そういうことにつきまして私も、ありがたくそれなりの評価をいたしておるつもりでございます。

御指摘でございますけれども、これらのことにつきましては、各郵便局も十分に受けとめておるはずでございますし、私もそのように理解しているところでございますけれども、なお先生の御指摘でもございますし、今後十分その点については心していきたいと存じております。

○阿部(未)委員 重ねて人事部長にお願いしておきますが、そういうことがないように、全体の流れが非常にうまく進んでおるときですから、何人かの心得違いがあつて差別をするとかそういうような事態が起こらないように、また重ねて御指導をお願いしておきます。

そこで、最後ですが、今郵政の三十万職員はまさに我々が見ても涙ぐましい努力をして、それぞれの事業の業績を上げておられるように見受けられます。そこで、年度末には業績に対して、いい業績であれば多い手当を出すといういわゆる臨調の勧告等もありまして、そういう方針になつておる。これは政府の方針でもあるというふうに理解しておるのですが、過ぐる三月の年度末手当について、それぞれかなりの業績を上げておるのだから、従来よりも幾らか業績手当がふえてもいいのではないか。それが常識ではないのだろうか。かつて私も、全たばことかあるいはNTTの年度末手当の問題についてそういう実績があることを承知しておるのです。ところが、残念なが

ら、昨年度の年度末手当についてそういう配慮がなされなかったように思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○桑野政府委員 六十三年度末の業績手当につきましては、先生の御指摘のとおり、郵政もそれなりに職員が頑張つてくれたという省側の認識に立ちまして、省としてその辺、例えば前年度に比べまして何らかの形で私どもの気持ちを示すことができないだろうかというふうに思ひまして、関係当局ともかなり議論をしたわけでございますけれども、残念ながらそれが数字になつてあらわれるまでに至りませんでした。

このことにつきましては、私もいたしましても、職員に対して申しわけないといひますか、じくじたる気持ちがあるわけでございますけれども、なお、こういった問題は一朝一夕に解決する問題ではございませんので、今後とも幅広く議論を関係のところとしていきたいという気持ちでございます。

○阿部(未)委員 大臣、申し上げましたような経過で、十分な業績を上げて一生懸命に頑張つておられる。したがって、業績の上がつた事業に対してはそれに見合つて年度末に幾らかの業績手当をふやすというのは大体常識になつておるはずでございます。

私が承知する限りでは、実は郵政省に十分そういうお考えがあつたようでございます。しかし残念ながら、大蔵省がよその財布のことまで関与して、出していいとか悪いとか、まあシステムとしてはそうなつておることを承知しないわけではありませぬけれども、合議する関係はあるでしょうけれども、ここでもって行き詰まつて、せっかくみんなが努力したことについて報いられたかつたというところは、これから事業の運営について非常に遺憾なことだと私は思うのです。そういうときにこそ、実は大臣が先頭に立つて指揮をとつて大蔵省等と話を付けていく、大臣の本来の仕事はそういうところにあるのではないかという気がするのでありますが、どうですか。

○片岡國務大臣 阿部委員からお話がございますように、職員の諸君に一生懸命にやつてもらつたことに對して、ありがたうございましたという気持ちをおあらわしていただくが労使関係において本当に一番大事なことでございます。私が就任後まだ日が浅かつたものですが、どうもそういう問題についての認識が十分でなかつたためにささか努力を怠つたという感じが、今後反省をいたしておるところでございますが、今後十分気をつけてやつていきたいと思つております。

○阿部(未)委員 午後また質問の時間があるようでございますから、これで終わります。

○畑委員長 木内良明君。

○木内委員 大臣はさきの所信演説の中で、我が国社会の進展する状況について言及をされ、さらにはまた、国際社会における我が国の経済的地位なにあるいは協調ある存在という立場を踏まえられてこのように述べておられるわけであります。すなわち、「郵政省が所管している電気通信行政と郵政事業は、いずれも国民生活に深くかかわりを有しているものであり、郵政省の今後果たすべき役割は、ますます重要なものとなつてきている」と、こういう認識の上に立たれた所信演説だった、こういうふうに承つております。

また、今日の状況を考えますと、郵政省に対する国民の期待もこれまでになく大きなものがあろう、こうも思うわけであります。したがって、新時代に向けての郵政行政のあり方はどうあるべきか、所信に對する一般質疑ということで、今日のこの機会が大分遅きに失した感はあるわけでございますが、改めて大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○片岡國務大臣 ただいまお話がございましたように、私の方ですべて所管しております電気通信行政、それから郵政三事業、これらはいずれも国民に本當にかかわりの深い事業でございます。したがって、今後の豊かな国民生活の実現ということが我が郵政行政の使命と心得まして、従来からそのための施策を行つてきておるところでございます

すが、今後はさらに、我が国の置かれております現状にかんがみまして、地域の振興と国際社会への貢献という点に層の努力が必要であるということを感じたところでございます。

このためには、電気通信行政においては、地域における情報通信基盤の整備、電気通信事業発展のための環境の整備、それから、国際V.A.N等国際社会における情報化等を積極的に推進していく必要があると存じておるところでございます。

また、郵政事業におきましては、金融の自由化の進展、長寿社会の到来等、社会経済環境の変化に的確に対応していくことが必要であるとともに、今後、全国二万四千の郵便局のネットワークを通じて、地方の活性化のために、一極集中から多極分散への国土政策に即応した中で、十分郵便局のネットワークを活用していくように努めていきたい、かように存じておるところでございます。

○木内委員 今大臣の方から、地域の発展、情報化の推進、さらにまたネットワークの推進という話がいみじくもありました。

これに関連をしてお尋ねをするわけであります。私はさきの本委員会での一般質疑の中でも、社会システムの中における郵便局のネットワークということについて提案も申し上げておるわけであります。すなわち、全国二万四千に及ぶ郵便局のネットワークをさらに充実させ、国民の利便に供し、地域の発展を促し、さらにまた情報化の推進を行うという立場から、今日までの郵便局のあり方にさらに付加価値というものを加えていくことが必要ではないかということで、郵便局の持つ特性というものを約十倍以上にわたつて、私は時の中山郵政大臣に申し上げたわけであります。そのときの答弁をいたしますのがこういうふうになつておるわけであります。「今郵政省の中では官房の方で、今先生御指摘のような観点から郵政省としてもっと積極的に取り組んでいくことといういろいろな体制づくりをしたり、相談事を始めたりしているところである」と、これが昨

年の四月の私との質疑の中の大臣答弁でありました。

いわば郵便事業の郵便局の位置づけというものは、そうした環境における多角的、立体的あるいは社会的要請にこたえたものである必要があるという観点からの私の質疑に対する大臣答弁だったわけでありまして、その後この検討はいかなる推移をたどっているのか。具体的に進捗を見ていなければならぬわけでありまして、そうした協議の内容についての御報告をいただきたいと思ひます。

○松野(春)政府委員 さきの百十二国会で、当委員会から先生から十二項目にわたります貴重な御指摘をいただきました点は、鮮明に記憶しております。

御指摘のように、全国に約二万四千の拠点をもちます郵便局のネットワークの機能をいろいろ考えます場合に、例えば郵便の送達サービスを通じて物流の機能でありまうとか、それから郵便局独自の情報通信ネットワーク、いわゆるP・N・E・Tと言っておりますが、こういう機能もございします。それからまた貯金、保険のサービスを通じました金融機能等いろいろな機能を持っております。これがまた郵便局の特徴にもなっておりますわけでありまう。

そこで、私も一昨年十月には各界の有識者から郵便局の活用につきまうしての御意見をいただきました。二万四千の拠点の活用」というふうに銘打っておりますわけですが、取りまうとめをいたしました。また昨年は、全国十二のそれぞれの管内で地元の有識者によりまう懇談会、地方政策懇談会というふうに銘打っておりますが、開催するなど各方面からさまざまな御意見をいただきました。

現在、これらの御提言を参考にいたしまして、郵政省といたしましてこの一年間、積極的に住民のニーズにこたえるような郵便局づくりを検討して、例えばニューメディアの普及の関係、それから地域における郵便局の公的な機能といひまう

か、地域情報のあるいは交流の機能というふうな観点から局舎をどういうふうな開放していくか、活用していくかという問題、あるいは地方自治体等とももっとも連携をしなければいかにぬというふうな問題等に取り組んでおるところであります。

具体的に申し上げますと、例えば郵便局の施設をカルチャー教室であるとかあるいはサークル活動等への開放を行っておりますし、またニューメディアの機器の配備でありますとか、もろもろの局舎の活用、住民との関係における活用等にも重点を置いております。また、地方自治体等、従来は郵政行政というものが全国郵政省で統一して行っておりますというふうな観点から、やまやまとして連携プレーがおろそかになっておった気があつたわけでありまうが、ここに思いをいたしまして、今一生懸命取り組んでおる最中でございます。

以上でございます。

○木内委員 この社会システムのネットワーク化ということ、やはり現場の現実の皆さんとの話し合いも当然必要だと思ひます。その辺はどうなっておりますか。

○松野(春)政府委員 対外的にはたいまう申し上げたような点が重点でありますけれども、もちろんこの二万四千の郵便局を支えております職員が重要な力であります。ぜひ上滑りしないように、これらの職員との対話、特に最近、労使関係も大変安定しております感謝申し上げておる次第であります。対話を通じ、また郵政省のいろいろな施策がより有効に発揮されるように、御指摘のような態勢で臨んでいきたいというふうに決意いたしております。

○木内委員 郵便局に望まれる新たなサービスというものが幾つか考えられると思ひます。例えば戸籍謄本や抄本の交付などのいわゆる公共窓口サービスあるいは小口資金の貸し付けサービス、さらに細かい指摘になりますけれども、コピーなど事務機器の貸し出しサービスでありますとか、

債券の販売サービスあるいは高度情報通信サービスあるいは通信販売の受け継ぎサービスでありまうとか、検討はされていて今、実現を見ない、しかし、ごく近い将来のうちに、恐らくできるところからやっていくという今の答弁だったと思ひますけれども、今申し上げたようなことも含めて、ごくごく近い時期に実現をしようと思ひまうしているものがありまうたら、ここでおっしゃっていただきたい。

○松野(春)政府委員 具体的な事例ということはお答えにかえさせていただきますと思ひます。

今御指摘の、例えば住民票等の郵送サービスの問題であります。本年の四月一日現在の数字で全国百二十四の市町村で実施に至っております。まだまだ少のうございします。今後頑張っていききたいと思ひます。それから、郵便局の施設の提供等、現在、普通局の数字しか持ち合わせておりまうせんが、普通局の中で大体六〇％の普通郵便局が郵便局の施設提供、もろもろの会議等への提供を実施しております。この調査結果が出ております。それから、郵便局へのニューメディア等の設置の問題でありますけれども、キャブテン端末であるとか、あるいはハイビジョンもまだまだ少のうございしますけれども、設置するとか、いろいろ工夫しながら、できるところからやっていくという態勢で取り組んでおるところでございます。

○木内委員 やはり山間僻地に至るまでネットワークというものがあつたわけでありまして、私もこのテーマについていろいろの方に御意見を伺ひまうすと、一つはやはり海外旅行のブームということもあり、パスポートの発行事務あるいは免許証の更新、こうしたものなんかも検討していただくと大変に利便に供することができるといひまうか、こういふこともあつたと思ひます。こういふ点もぜひ御検討が行われまいかどうか、提言も含めて申し上げたいと思ひます。答弁いただいて、この問題については以上したいと思ひますけれども、いわゆる郵便の全国ネットワークの保持とコミュニケーション手段としての有用性の確保といひ

う意味からの社会システムとしての郵便局のあり方、今申し上げた点も含めて、今後さらにさらに積極的に検討をお願いしたい、重ねて申し上げます。先ほどの質疑に対する答弁をお願いしたいと思ひます。

○松野(春)政府委員 先ほどの御説明で、私もアンケート調査も実施したということをお申し上げましたが、確かにアンケートの中で一番多い住民の方々の要望というものは住民票の問題でございます。それから御指摘のようにパスポートの問題、免許証等の問題があります。制度上の制約が現在ありまして、いろいろ調整してまいりながら実施に移すということにならうかと思ひますが、一応私どもの問題意識としては、今御指摘のような点は、もし郵便局の場が活用されるということであればすばらしいことであるということ、十分念頭に置いて対応してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○木内委員 極めて明快な答弁だと思ひます。調整しながら実施に移したいということでありまうので、やはり行政や制度の仕組みというものが先にあるのではなくて、国民生活の利便に供するということをはっきりと念頭に置いて、今の答弁のとおり調整しながら、いろいろの隘路もあるでしようけれども、実施に移すという方向で進めていっていただきたい。このことを申し上げておきます。

それから、シルバー貯金の実現ということについて申し上げたいと思ひます。これは、今日、今日の長寿社会における最大の課題は、老後の生活費をどのように賄うかという点にあるわけでありまして、郵政省にありまして、シルバープラン貯金という、まさに国民の老後生活資金の準備を支援するべく、施策を創設すべく本年も予算要求をされたやうでありますけれども、いまだ実現に至っていないのが実情であります。このシルバープラン貯金は、郵政の制限額とは別枠で一千万円の限度額を設けて、利子課税については一〇％の軽減税率を適用という、老後資金の貯蓄という点に着目した、高齢化社会に対応する極めて適

切な施策であると私は高く評価しているわけでありまして、昨年、本年と続けて予算要求したにもかかわらず実現しなかったその理由、今後の郵政省の取り組み、これについて承ります。

○森本政府委員 ただいまの木内先生の御指摘のとおり、今後の長寿社会あるいは日本の高齢社会あるいは豊かな社会を考える上では、個人がこつこつとする自助努力をぜひ支援したいということで、元年度予算の重要施策においても要求を重ねたところでございますが、結果的にいろいろな議論が出てまいりました。

一つは、これは、郵便貯金の限度枠というものが別途あるわけだが、こういう施策をやることによって限度枠を別途の面で実質的に引き上げることになる、この点について民衆の圧迫につながるのではないかと。第二点目には、この案では利子の優遇課税というものを内容にいたしてあるわけでありまして、つまり、原則一般には課税になるところをシルバープランに盛り込まれるような貯金についてはそういう特別の優遇をしようというところで考えたわけでございます。これは、利子非課税制度が改定されたばかりで、にもかかわらずこうした税制上の措置を講じようというのとは改定の趣旨に反する、そういう意味で問題である。三つ目は、こうした構想は日本全体として高齢化社会に対する老後の生活保障の問題であり、これは基本的には公的年金の問題あるいは企業年金等の所得保障施策全般の中で論議すべき問題ではないか。こうした諸点が出てまいりまして、残念ながらこういう問題を克服できずに実現を見るに至らなかった次第でございます。

しかし、御指摘のとおり、今後の情勢を考えてみましても、これは郵政に限らず、官民挙げてでもぜひひとつやらなければならぬ施策ではないか。今後改めてこうした構想に積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。○木内委員 今の森本局長の答弁、前段は何かこれは非常に難しいということを力説されているような印象を受けたわけですが、後段は今後

さらに努力をされていくことでありますので、ぜひお願いしたいと思っております。

特に、高齢化社会に向けての総合的な施策の環境として位置づけることも可能でありまして、年金制度を初めとするこうした総合政策がいつコンクリートした形で、国民が満足いく形で出てくるかというものは極めて困難な状態でもありますが、まず郵政の施策の中でむしろ先進的にこの実現に向けて努力していかなければならないと思ひますし、また、税制上の優遇措置という指摘もありましたけれども、老後のいわゆる自助努力を促す意味から、あるいは今日の、非常に国の発展に尽くし、また社会の発展に尽くしてこれら高齢者の方々の立場を今後考えるならば、優遇措置があつてしかるべきでありまして、むしろこれに郵政省が反論してぜひ精力的な取り組みをお願いしたいことを重ねて申し上げておきます。

それから、近年、金融の自由化の進展等を社会的背景にいたしまして、国民の金融サービスに対するニーズはますます多様化してきていると思ひます。国民は比較的高利なローンの利用を余儀なくされているというのが実態でありまして、郵便貯金事業における安全、確実、簡易な個人貸付サービスの開始がまさに切望されているところだと思ひます。郵政省にありましてはこれらの国民の要望をよく御存じになった上でいろいろと計画をされた、すなわち新ゆうゆうローンと名づけた個人貸付制度の実現を図ってきたわけでありまして、これも、いまだ目の目を見るに至っていない。この新ゆうゆうローンにつきましてもは答弁は結構でございますけれども、先ほど申し上げましたシルバープラン貯金とあわせてぜひとも実現に向けて努力をされるよう申し上げておきたいと思ひます。

きょうは具体的に個々の問題について端的な答弁をいただいているわけでありすけれども、次に公務員の給与振込みの問題について申し上げます。近年、キャッシュレスの傾向が一段と深まって

おりまして、給与の自動振り込み、公共料金等の自動引き落としなど、また各種割引措置の効果もあつて、こうした傾向というのは半ば常識化しているのが現状であります。郵便貯金にあつても、これらの要請にこたえて順次これまでサービス拡大に努めてこられたところでありまして、ところが、国家公務員の給与振込みにつきましては、制度が導入されてから十年以上、これは民間金融機関の例でありますけれども、そうした導入状況というものはまだまだ低い率に停滞をしている。こ

うして導入が遅々として進んでいない原因として、民間金融機関では十年以上前から取り扱っている国家公務員の給与振込みを郵便局では取り扱っていないということが非常に大きく影響しているのではないかと、こういうふうに思ひます。いろいろ調べてみますと、予算決算及び会計令の第四十八条の二に「貯金への振込みの方法により支払をする場合」、これが政令で定められているわけでありすけれども、本来国の機関である郵便局で国家公務員の給与振込みが取り扱えないというところは極めて不自然であるという率直な認識を私は持つておりまして、国の給与支払事務の簡素合理化の推進という点、また国家公務員の利便の向上を図る観点からも改善をするべきではないか。これまでも大蔵省とかかなりのすり合わせ協議が行われてきたと聞いておりますけれども、私の要望も踏まえて、どんな状況であるのか、見通しについて答弁をお願いします。

○森本政府委員 先生御指摘のとおり、現在公務員の振り込みについては、ただいま御指摘のありました預貯金口座への振り込みの方法というのが基本になるわけでありす、その振り込みの方法に残念ながら郵便局が含まれない、こういう解釈の前提で、なお国家公務員が実現に至っていない。国家公務員は全国で約百万人ばかりいると承知いたしておりますが、地方公務員もこれの三倍

程度の三百万を超える人数がございす、地方公務員の問題についても同様に、こちらの方は地方自治法施行令の「口座振替の方法による支出」というところでございす、この口座振替の方法による支出には郵便局は該当しない、こういう解釈が国家公務員、地方公務員含んでの給与振込みに今日大変支障になっているわけでございます。

私どもとしては、これまで鋭意努力を重ねてきておるところでございます。最後は関係省庁の理解を得るということが何よりも大事だろうということで、現在粘り強く話し合いを行つておるわけでありす、その過程では郵便貯金というものの本質的な性格というものがいろいろ議論になつてございすので、先生御案内のとおり、私どもは郵便振替口座というものもございす、こうしたものを受け皿として活用できないかという点も含めまして、ともかく一日も早く給与振込みの体制ができるように今後とも努力をまいりたいと考えているところでございす。

○木内委員 局長、ちょっと恐縮ですが、今後さらに努力をまいりたいということですが、具体的な見通しを、答弁できる範囲で結構ですからおっしゃってください。

○森本政府委員 あしたにでも申し上げたい気持ちはいっぱいでございす、今申しましたようなないわば法令の解釈運用の問題といたしましてございすので、正直言つて具体的なめどはいついつというところは申し上げられない状態にございす、できるだけ早く実現に到達したい。ただいま申し上げました従前の論議にないような問題も持ち出して解決に向けて努力をいたしておることを御理解願ひたいと存する次第でございます。

○木内委員 従前の協議を踏まえつつ、新しい要素も盛り込んだ、進んだ形での協議になつてい、さういふふうな受けとめておきたいと思ひますので、鋭意検討を前進させるようお願いいたします。次の問題であります、東京都のウォーターフ

ロント地域、東京新局の建設計画が今進んでおりますが、現在の東京中央郵便局の跡地に、仄聞するところでは高度通信網のターミナルビルを建設するということになっているようでありませうけれども、具体的なイメージがわいてまいりません。具体的構想の内容についてお答えを願います。

○田代政府委員 現在、東京地域では郵便の増加が非常に大きくなっておりまして、数年前から東京都内でお客様からお預かりします郵便を幾つも郵便局で分けて処理をしておりました。これは大変非効率で、それ自体既に狭隘になってきましたので、東京都の江東区の新砂に新しい郵便局を現在建設中でありまして、来年の五月には完成しまして、八月からそこで業務が実施される予定でございます。

なお、現在東京駅前にある中央郵便局ですが、これは現在の機能の一部を新しい郵便局に移しはしますけれども、あの東京中央郵便局と申しますのは、いわば東京駅前の丸の内地域にあるという意味も込めまして、ある意味では郵便局の象徴的な存在でございます。それと、これから先あの地域が大変発達してまいりますし、私どもの郵便を扱う上からもあの地域は欠かせないところでございます。そういった意味で、新局が開局後も、現在の東京中央郵便局では、丸の内を中心とする郵便の引き受けと配達とか、あるいは貯金、保険もそうですけれども、全国最大の規模の売り上げを誇っている郵便局でございますので、そういったものの拠点としてこれからも使っていくたい。

今お話のございました高度情報拠点という話ですが、東京駅周辺の丸の内一帯の再開発の話が実は数年前からいろいろな方面から出てきております。役所としましては、国土庁やら建設省、運輸省、郵政省などが中心になっていくかという議論をいたしております。こちらの方もまだ結論が出ておりませんが、東京中央郵便局を将来建てかえる場合には、そういった再開発計画との調整を図る

りながら、あるいは調和をとりながら、たいたいのお話のような高度情報の機能などもつけ加えていきたい、こういう夢を持っております。

○木内委員 もうひとつ漠然としてイメージがつかめませんけれども、特約のところが了としたかと思えます。

消費税導入による料金未納を初めとする郵便事業の現場での問題について指摘を申し上げます。私はかねてから、この消費税は重大な公約違反であり、税の根本原則たる累進制という点から大きくこれを逸脱し、さらにまた税率の歯ごたえもなく、加えてさまざまな角度からの欠陥税制、欠陥消費税であるということを訴えてまいりました。加えて、この四月一日の導入は極めて拙速をきわめたものであり、さまざまな国民生活や行政の現場で混乱を来しているわけでありませうけれども、この四月一日消費税導入に伴って、実際はこの消費税分の料金の、料金と申し上げていいか、その金額の回収というものが法律上は必要とされてきたわけでありませう。

これは全く素人の試算であります。第一郵便物の封筒、扱い月七億、通常は未納率が一%、これに對しまして、計算をいたしますと、月間で約四百二十万、はがきで百三十五万、合わせて五百五十五万、月のいわゆる未回収と申しますか、未納分があったのではないかと推測をされるわけでありませう。私は、何度も申し上げるように、消費税の導入は断じて反対でありませうし、今後またこれを廃案に持っていく政治環境というもののあれば社会状況というものを考えるための院内、院外における活動を展開していくことは常々申し上げておることでありませうけれども、現場においてこの消費税導入に伴う未回収というものがどの程度あったのか、また四月の十二日には、局地的といえますが、部分的な調査も行われたわけでありませう。その点についての御報告、それから本年一年間における消費税分のいわば申し上げた点における金額というものはどのくらいの規模になるのか、お答え願います。

○田代政府委員 四月一日からの消費税導入に伴いまして、はがきを四十一円、手紙を六十二円、その他料金すべて部分的に値上げをいたしました。それに伴います料金不足郵便物の状況でございますが、四月一日の導入からしばらくの間、一週間ないし十日の間、四月一日が一番多いござい

ました。徐々に減ってはまいりましたが、一日を中心としてごく短期間は正規の料金を張っていないといえます。一円とか二円の不足郵便物の割合が非常に多くなりました。普通の例ですと、一般的に郵便料が不足している郵便というのは二千通ないし三千通に一通の割合でございます。私どもの長い経験で申しますと、ところが、四月一日導入直後はこれが二百通程度にふえました。単純に言いますと二百倍ということになります。これは言いかし、一日を含むほんの数日でございまして、この四月十二日に抜き取り的に調査してみましたら、二、三千通に四、五通の割合に減っております。五月に入りまして、これまで近々抜き取り調査してみたいと思っておりますが、最近各郵便局から入ってきた話ですと、大体昔の平常の二、三千通に一通の割合に戻ったようだと、こういうことでございませう。

それで、消費税導入に伴いまして不足料金をちよだいするそのちよだいの仕方が、従前の方法ですと大変手間のかかる方法だったのですから、この四月一日から非常に簡単な方法に改めまして、つまり、不足郵便物はお配りしますけれども一円不足ですという趣旨のわかるメモを置いて、それについてどのときに一円切手なり二円切手なり張ってポストに入れてくださいと。まあ回収できないこともある程度覚悟して、その方が全体のコストが安いという前提で踏みました。これも、四月十二日の時点で調査してみますと、こちらからお願ひしたはがきの八割強が回収されております。つまり、郵便の利用者というものは、大変まじめだと思いますが、非常に日本国民の性格をかかわらず八割を超える方が一円、二円の切手

を張ってポストに入れていたという状況にございませう。そういうことから考えますと、ピークのときは確かに一日十、百万にはなりませんが、一日十数万の取り漏れがあった時期もありませうが、最近ですと、これは、一日当たりの出回りの物数の二、三千通に一、二通の割合ですと、非常に大ざっぱな推計をいたしました。全国で一万円か二万円ではないかというふうに見ております。

なおまだこれから引き続き調査をしてみたいと思っております。そういうことでそれは大きな取り漏れがあるというふうには考えておりませう。

○木内委員 大分楽観的な局長の今の見通しのようでも、いずれにしても、この拙速をきわめた欠陥消費税の導入によって、行政、国民生活の各部面をひずみ、混乱が出ていることの実例として明確になったと思えます。

残念ながら質疑の持ち時間が終了いたしました。本日の短時間の質疑の中で、一つは、社会システムとしての郵便局のあり方として、今後調整をしながら、パスポートあるいは免許証の交付、発行、これは実現に移す、こういう答弁が一つ出た。それから、国家公務員の給与振り込みについては、従前の協議に加えて振替口座等を利用しての新しい糸口というものが見つかった早期の実現に向けて努力をされる、こういう答弁が出ました。

最後に、どのくらいの期間になるかわかりませんが、郵政大臣の御活躍を祈念いたしまして、私の質疑を終わります。

○木下委員 木下敬之助君。

それでは、郵政大臣の所信表明に基づいて幾つか質問をさせていただきます。最初、地域振興の関係ということで、「我が国の国土全体にわたる均衡ある発展」ということのために、地域の情報化とかいろいろ積極的に推進する必要がある、こんなふうな述べられると思いますが、国土全体の均衡ある発展というために情報、通信の質が均衡ある発展をされ

る、そのことも当然大事なことですが、同時に、そういったところと拠点拠点を結ぶような通信等も当然必要だし、中央の情報はまた何よりも大事なわけで、そういうことも含めて国土全体が均衡ある発展をしていくためには、その通信にかかる料金等が遠近格差ができるだけないように、これは全く均一の方が均衡ある発展という意味では望ましいと思います。しかし、コストもあれば、完全というわけにはいかないと思いますが、現在はまだ遠近格差が激し過ぎるのではなからうか、ぜひともこの是正を図っていただきたいと思いますが、大臣のお考えをまずお伺いしたいと思います。

○片岡国務大臣 今お話しのように、国土の均衡ある発展というためには電気通信料金等についても均一化をねらう、そういうことが一つの重要な将来の施策でなければならぬ、私はこう思います。ところが現実の姿は、やはり遠近の差によって実際のところの経費の相違というものが現実にあるわけでごさいます。そういう点で今相当な差がつけておられるわけでごさいます。しかしながら、技術革新等を背景といたしまして、コストの低減化、事業者の経営努力、事業者間の競争等によりまして着実に値下げが行われておるといことは事実でごさいます。例えばNTTの電話料金につきましては、昨年に引き続きまして本年も二月から遠距離の料金等の値下げが行われておりますことは御存じのとおりでごさいます。

このことは、昭和六十年四月の電気通信制度改革の趣旨に沿ったものでございまして、まことに結構なことと存じておられるわけですが、郵政省といたしましては、新行改革の答申にもありますように、遠距離料金はもちろん、市内、近距離料金を含めた通信料金全般のより一層の低廉化を推進する必要があると考えておられる次第でございまして、今後とも今お話しのような方向に向かって一層の努力をしてもうようにしていきたい、かように思っておられる次第でございまして。

○木下委員 大臣の御決意を聞いて大変安心しました。

した。大いにそういう方向でやっていただきたいと思ひます。しかし、そういう方向だけでは確認をいたしました、具体的にどういったところまでを目標にどのくらいの時期までに考えていただけたらというの、これからの問題だと思ひます。きつと、遠近の格差というのはやはりこのくらいまであるべきだとか、最終的にはコストの問題じゃない、これは国土の均衡ということを考えてからコストだけじゃなくて、どこにいても憲法に保障されたような平等な権利、こういう見方からすれば、コスト以上に平等に近い遠近格差のない数字にならなければならぬ。いろいろな基本的考え方があると思ひます。しかし、それに至るまでに、今のやり方を見ていると、市内は黒字だから下げられるとか市外は赤字だ、いやもう市内は赤字だから市内は下げられなくて下げるのは市外だ、こういうふうな何か、どこかの部分が赤字、黒字だということとどっちを下げるかみたいな下げ方をしておるように私も、報道を見ていると見えます。

しかも、市内が赤字とか市外料金の方が黒字だとか言っているその市内の料金のどこまでを市内の料金として計算する、または市内のコストはどうするかとか、まして両方共通の部分のコストはどうするかとか、ちょっと考え方にいろいろあつて必ずしも一定じゃないのじゃないかろうか。これは郵政省は郵政省の考えもあるでしょうし、またその他の考え方もある、新規参入されている業者さんにも考え方があってしょうから、そういうそれぞれが何か方向を持って都合のいいように考えるのじゃなくて、合理的なそういうコストの考え方というのをまず明確にされる必要があるのじゃないかと思ひますが、その点はいかがでしよう。

○塩谷政府委員 ただいまのお尋ねの点でございしますけれども、おっしゃいますとおり、最近報道などにもよく出されておりますけれども、私どもNTTの電話の市内あるいは市外別の収支分計を明らかにするという問題がございまして、実はせ

らだってもNTTの方から市内外別の収支分計について試行的といひますか、私ども大変意欲的で結構だと思つておるのですが、開示といひますか表明がございまして、ひとまず前進したというふうに考えております。この点は、私ども実は電気通信事業法に基づきましてこれまで一連の手続をとつてきておりました。今おっしゃいましたようなコストを明らかにする、特に電話を初めいろいろなサービスごとと収支を明らかにするということとが料金をどうするかというときの大前提になりますので、いろいろそういった点はつきりする必要があるというところで電気通信事業法の会計規則で、これは六十三年度決算から電話、専用、無線呼び出しなど八つの業務、八つのサービスごとに役務別の損益明細表をつくつてもらつて、適切な方法で開示してもらつたことを決めたわけでごさいます。これからの検討課題としてもう一つ先に進んで、今度はNTTの電話の市内外別の損益といった電話役務別の損益の明細をできたらやりたいということ、これは今後の検討課題というふうになつておるわけでごさいます。

いづれにしても、そういうことから適正な基準によりまして分計、開示が行われるということがこれから料金を議論するときに大変必要なことだと考えておりますので、その作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○木下委員 コストを別々、個々に出すという方針、そのコストの考え方をどうやって計算するかを決める。そのもう一つ上、そうやってコストが出た場合に、その後それをもとに遠近の格差や電気通信の料金はどうかあるべきだ、その数字がはつきりしたらそれをもとにまたどうやるのか、もう一つルールを決めていかれる時期に來ておるのではないだろうか、こう思ひますが、その点はどうでしようか。

○塩谷政府委員 今お尋ねの点は、遠近格差をどうするかとか料金体系をどうするかという問題にならうかと思ひます。その点は私ども、これから先、これは基本的な命題として、先ほど大臣から

申し上げましたように、遠近格差の是正、東京が三分十円で大分は三分三十円、こういうような差がなくなるように持つていくということ、遠距離の料金の引き下げに向かつて努力していきたい。同時に、近距離あるいは市内の電話の問題、これはこれまで遠距離に比較してなかなか手がつけにくいことだったわけでごさいますけれども、この二月にはその隣接区域について若干の作業をしたということからも努力の跡がうかがわれますように、そういうところにも近距離、市内料金の下げということについても努力してまいりたいというふうに考えております。

いづれにしても、適切なサービス別の収支の分計とそれに基づく厳密なコスト計算、そしてそれを踏まえて、一体どういう料金体系でこれからお客のニーズにこたえていったらいいかという政策課題を絶えず念頭に置きながら考えてまいりたいというふうに思つております。

○木下委員 期待いたしております。よろしくお願ひします。

次に、情報通信基盤開発構想という点についても触れておられますが、これは具体的にどのようなののか、まずお伺ひいたします。

○中村(衆)政府委員 この情報通信基盤開発構想と申しますのは、現在全国の各地で、港湾埋立地でありますとか丘陵等を利用して更地開発等の構想が進められておられるわけですが、その更地開発を行うに当たりまして、光ファイバーLANでありますとかテレビポートといったような高度情報通信基盤を先行的に整備しておこう、そしてそこに情報通信産業等を集積できる魅力ある町づくりをしていこうという構想でございまして。同時に、そういった地域の情報拠点間を、例えば通信衛星回線等を利用して低コストの通信システムが生まれるように考えていこうというものでございします。

○木下委員 余りはっきり具体的なイメージがわからないのですが、高度の情報通信機能を持った町づくりをして、その町等を結んだネットワーク

「ロープ側はそれに乗つてこないというようなこともございまして、それらも含めましてできるだけ統一ができるようにしていくのが望ましいと我々としては考えているわけでございます。千百二十五本とか何か一致しませんが、そのまま単純に

は番組交換はできないということにはなるんじゃないかと思いますが、先ほど述べましたように、コモン・イメージ・フォーマットというような共通イメージのフォーマットが、意見が一致しますとある程度交流がしやすくなるということが言えると思います。

○木下委員　それとも大にやっていただかなぎやなりませんが、そういう技術的なものと、また今後ハイビジョンの放送を具体的にどのように実用化していくのか、この点が今一番興味というか、ここで考えておかなければならぬことではなからうかとかと私どもは考えます。

これを一体どういう目的でハイビジョン放送を開発して進めていくのか、画質がすごくきれいになるのは、私どもも現場を見せていただきました。だから画質をよくしていくということで、結局今

の放送、現在のテレビにいつかよくなったものが取りかわっていく、そういうことを考えておられるのか、何かハイビジョンとして特殊な利用を考えるのか、ここで少し明らかにしていただかなければ、一体今後どんなふうになるのだろう。衛星放送にしても、いろいろな方式の中からいつの間にか、当初我々が聞いていたものと全然違う形

でもう実施するようになってしまっておる、そんなふうに思っています。ハイビジョン・シティー構想というところでモデル都市なんか指定して進められるようにすけれども、これは一体実用はどんなふうな形のことを考えておられるのか、お伺いしたいと思っています。

○成川政府委員　ハイビジョン開発が何のために

行われているのか、その目的という趣旨の……（木下委員「実用の目的」と呼ぶ）実用の目的といえますか、そういう観点からの御質問と理解して答えさせていただきますと思います。

御承知のとおり、我が国では二十八年に白黒テレビができて、さらに昭和三十五年カラーテレビ放送が開始されました。今日では国民の基幹的なメディアとして位置づけられているところでございます。ハイビジョンにつきましては、先生御案内のとおりNHKが二十年ぐらい前から、人間の視覚上の要求を十分に満足させる次世代のテレビジョンは何かという観点から開発を始めて、その後のエレクトロニクス技術の進歩もございまして、今日技術的に実用化の段階に達しているところでございます。

その目的といたしまして、実用化する目的でございますが、これはやはり鮮明な映像とそれからワイドな画面、高音質のテレビジョン放送が可能になるわけでございまして、一層の充実、高度化を図りまして、国民の多様化するニーズ、国民の高画質、高音質に対するニーズに対応すべく、それを目的として開発され、また実用に向けて努力しているところでございます。

ただ、ハイビジョンというのは御案内のとおり、すぐれた特質を有しておりますから、これは放送だけではなくて通信、CATVあるいは印刷、医療、映画、出版等々、いろいろな分野に活用できることが明らかになっているわけでございまして、そういうことで、将来、次の高度映像社会におきましては中核的なメディアとなるのではないかと、そういうふうに期待されているわけでございまして、そういう点からさまざまな分野の開拓もなされつつあるし、そういう面でも努力していく必要があるのではないかと、そういうことでございまして、端的に申しますと、主目的はやはり放送で出されたのですが、それがいろいろと応用範囲が広いという観点で、いろいろな分野に活用できるのではないかと、そういうふうに考えているところでございます。

○木下委員 いろいろな分野で応用していく分は幾らでも、これはできるところへ使っていくのがいいと思いますが、しかし放送の方は具体的にどうなっていくのか、もう少し明確に方向を出して

もらいたいと思います。

例えば、実際放送するようになったときに一般のテレビと全然別の番組をつくって、また一つそういう放送局が、どこかするにしろ、なっていくのか。それとも、今現在と同じものを高画質で見れるような形で、同時放送する形でやっていくのか。また、それが同じ放送なら同じものがハイビジョンとして放送だけしておけば、それは画像はもとのままのテレビでも一応は見られるのか。こういった問題は、それは私は技術者でも全くありませんけれども、やはりようにしては、方向を決めれば、そういう方向での開発というのに限定して向かっていく時期ではなからうか。もしかしらば先ほどの標準化みたいなものに、よその諸外国でそういったことも考えて、ある新聞で昔一行見たことがありますけれども、これはやはり通常のテレビでも見れる形で開発すべきだ、こういう表現を見たこともありましたが、私は、それはすごく観点がいいなと思いました。今の衛星放送の番組、これはやはり衛星放送じゃないと見られない番組がいっぱいある。しかも子供さんの喜ぶ番組がいっぱいある。かなり高いもので、より高いお金を出す方で何であんな子供向きの番組をと、すごく小さなお子さんで番組表を見て、こんながあるのうちにじゃ見られないと言っている、お父さん、お母さんが子供の説得にすごく困っているようなニュースも聞いております。

そんな意味で、ひとつこの辺で、一体両方見れるようにしていくのか、新しいものをつくっていくのか、これは早くはつきりして、研究もそれにあわせてしていくというのを決める時期じゃないかろうかと思いますが、この点はどうでしょう。

は衛星放送で実験をしておりますし、また将来とも衛星放送で実施することになるのではないかと。それじゃ地上放送で見れないのかということになります。この点につきましては、コンパターンの開発が現在なされております。ただ、高画質をコンパターによって地上放送で見えるようにしますと、品質が落ちてきてクリアビジョン、E DTV並みの画質でしか見れないことになりまして、したがって、ハイビジョンをそのままの姿で見ようとすれば、やはりそれにふさわしい受信機を用意していただく必要が、たまた、その放送内容につきましては地上でも見たいというように、なことであれば、コンパターを使って、受信機にコンパターをつけて見ていただくということとは可能でございます。ただ、現時点におきましては量産化もされておられませんし、また現実のものとなっておりませんので価格についてはまだまだ高いわけですが、将来、普及段階におきましては、そのコンパターも一万円程度になるんじゃないかというふうにメーカー筋では言っているところでございます。

○木下委員 今で少しわかりましたけれども、もう一点、やはりハイビジョン用の新しい番組の新しい放送をやるという方向で進んでおられるのです。今現在の放送を画質のいいので見られるように放送するのじゃなくて、また新しくもう一局、どこかやるにしても、新しい番組をつくって、新しい放送がハイビジョンによって始まるのだ、こういう理解でございましょうか。

○成川政府委員 現在、NHKがBS2を使って実験放送をされているわけでございますが、ハイビジョン放送をされている時間帯におきましては、NTSC方式といいますが、従来の地上のテレビの方式の受信機では見ることができないわけでございます。したがって、一〇〇%ハイビジョン放送をやるということになれば、コンパターを使用しない限り、衛星受信機をつけても地上の受信機では受からないということになります。したがって、本格的なハイビジョン放送をする

のは平成二年度に打ち上げますBS3によって実用化の段階が来るのではないかと、いうふうに私も考えておりますが、一〇〇%いつの時点になるかというようなことは今の時点では予測つきません、が、そのようなことを考えているところでございます。

○木下委員 先のことと詰まってもいいので、ハイビジョンでも、私が申し上げたいのは、今現在、衛星放送でやっていますね。それを最初からハイビジョン用のもので撮って、そしてハイビジョンでも放送するけれども、同時にそれを普通のテレビで見れるようにして放送する、番組は一つのものである、こういったことも考えられる。だから番組は一つでも高画質のもので見れる、しかもパターを使わなくても、それを一般用にして局の方で出せばいいわけですから。そういうふうな、もう一つ新しい番組制作のものができていくわけじゃないか、ということなのか、そうやって変わっていくとするのか、高画質に変わろうとするのか、やはり新しい番組をつくっていくのか、新しい番組をつくっていくと変わるのじゃなくて、ふえていくわけですね。一体放送というものを、そんな形で新しいものが出るたびにふやしていくという方向なのか、変わっていくのか、というのは大きな違いがあるので、ぜひ詰めた検討をしていただきたいと思っております。

時間がなくなりましたので、一番最後にもう一問お伺いいたします。

電気通信に関する日米通商問題の決着、これは今大変重要な時期だと思っておりますが、この見通しについてお伺いしたいと思います。そして、新聞では、自動車電話で譲歩して日本が折れるといった報道もされておられるのですが、これまでの主張をどう折り合わせていくのか、この点の考えがあるのならばお伺いしたいと思います。

○塩谷政府委員 電気通信に關します日米通商問題でございますけれども、これは私ども、これまでMOSS合意につきまして誠実に実行してきて、いるというところで臨んでいくわけでござい

す。ただ、残念ながら包括貿易法の電気通信条項の適用につきましてアメリカ側は、MOS S合意違反ありという判定をされておられるわけでごさいます。大変残念なことだと思っております。何しろ私も、違反はしていないよ、誠実に遵守しておりますよというのをこれから引き続き訴えて、アメリカ側の理解を求めていくことが第一だと考えております。

問題になっておりますのは自動車電話の周波数割り当てでございますけれども、これはMOS S合意を超えた新しい要求でございます。これについては新たな周波数を割り当てることはできないというのを言っておるわけでございます。私ども、これまでの考え方を基本に処理することといたしておりますので、譲歩しているという事実もございます。ただ、いろいろな新たな要求につきましても、私も、新たな周波数の割り当てには応じられないということを重ねて理解を求めながら、相手方の動向を見きわめつつ適時適切に対応してまいりたいと考えております。

○片岡国務大臣 この問題につきましてはただいま局長からお答え申し上げたとおりでございますが、先般、フィッシャー・モトローラ社社長が参りまして、私も会いました。そして、これらの問題についてお話をしましたが、向こうは新しい提案も何もありません。従来から言っておることをオウム返しに言うておるという程度でございます。したがって、今局長から申し上げましたようなことで何らこちらが譲ることも必要でございませぬので、そのままでもどおりの主張をして、そして今後とも我々がMOS S協定をちゃんと守っておることをひとつ理解してもらいたいというのを篤と話しておきました。失礼しました。フィッシャーには私、会っておりません。会っておりませんので、ただ話を聞いたことをちょっと思い出したので、失礼しました。

○木下委員 どうもありがとうございます。

○畑委員 長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として日本電信電話株式会社代表取締役副社長村上治君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○畑委員 長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○畑委員 長 佐藤祐弘君。

○佐藤祐弘委員 郵政大臣は所信表明の中で、NTTの前身長と二人の取締役が逮捕、起訴されるという異常な事態につきまして、まことに遺憾というふうに言われました。疑惑はまだすべて解明されているとは言えない状況であります。大臣としていざばどうけじめをつけていくつもりか、お考えをお聞かせください。

○片岡国務大臣 この間所信で申し上げましたように、このたびのリクルート問題に関連いたしましたNTTの会長並びに理事が起訴せられるという事になりまして、私としましてまことに遺憾に思ひ、そしてNTTに對しまして、今後網紀の真正と適切な業務執行体制の確立に努めるようというところで社長に篤と話をいたしました。そして今後は、私の省内並びに管下の他の特殊法人等に對しまして、網紀の厳正な保持について一層努めていくことを十分指導していきたいと思っております。

○佐藤祐弘委員 リクルート疑惑の問題ではスーパーコンピュータと回線リセールがあるわけですが、きょうは回線リセールに關してお聞きをしてみたいと思ひます。

NTTの村上副社長は、昨年十二月の参院税特委での我が党の上田耕一郎議員の質問に對して、スーパーコンピュータ二台と通信機器を合わせて、購入価格はおよそその大台として百億圓前後と答弁されました。そのうち通信機器分は幾ら

でしようか。

○村上参考人 先生の御質問にお答えいたします前に、このたびのリクルート事件に關しましては世間を大変お騒がせし、またNTTの企業イメージを大きく損なうことになりました大変残念に思っております次第であります。弊社といたしまして、もう一回この事態を厳粛に受けとめて、ただいま大臣からお話がありましたように、郵政省の御指導も得つつ、網紀のより一層の厳正はもとより、信頼回復に向けまして全職員一丸となつて努力をしてみたい、このように考えております。よろしくお願ひいたします。

ただいまの御質問でございますが、昨年十二月、上田先生にお答えいたしましたのは、TDM、モデムその他、あるいはコンピュータを含めまして、私どもかねてから、個々の購入価格につきまして、個別の契約内容に關することでございます。これを明らかにすることは一般の商慣習に反しますし、また当該の契約の当事者に當たります相手企業だけではなく、今後のNTTの企業全体の信用を失いますので、今後のNTTの企業としての活動に大きな影響を与えるおそれがあるということで、個々の契約内容あるいは個々の価格等につきましては御容赦を願ひたいというところでまいりましたわけでございます。

昨年十二月の参議院で上田先生の御質問がございましたけれども、いろいろな御質疑の中で、大台といいますが、大まかな額もわからずには審議が進まないということでございまして、ひっくり返しましておおよそ百億前後というようにことを申し上げたわけでございますので、その中の個々につきまして、今のお尋ねは通信機器につきましてどうかというお尋ねでございますけれども、この点は先ほど申しましたようなことから御容赦をいただきたいと思います。

○佐藤祐弘委員 それはおかしいと思うのです。個別契約の内容を事細かに求めているわけではないのです。代理店の日本ダイレックスに私は聞きました。

直接確認してきまして、当の契約相手は、NTTへの販売価格は八十億圓だと繰り返し明言しているわけですね。新聞などでも報道されております。それをなぜ言えないのか。おおよそその大台としてスパコンと合わせて百億前後と言われている。スパコンは二十億、十億で約三十億と言われている。そういうことからいいますと、八十億としても百十億前後ですから、前回の村上副社長答弁の大枠には入るという感じもするわけですが、しかしこれだけ明確になっているわけですが、そこに一つ疑問があるわけですから、おおよその大台としてそれこそ通信機器分は八十億圓前後というところはいは答弁するのは当然じゃないですか。どうですか。

○村上参考人 大変申しわけございませんけれども先ほど申しましたようなことで、個々の契約といたしまして、価格については御容赦を願ひたいと思ひます。ただ、新聞等で今先生御指摘のようなことが報道されておるということは私も承知しておりますが、私の口からこうだと言うことは何とぞ御勘弁をいただきたい、このように思ひます。

○佐藤祐弘委員 事実上は大台として認められたということだろふと思ひます。

資料配付、もうしていただきたね。——お願いいたします。それで、私が通信機器の購入価格を質問しておりますのは、この価格自体に非常に疑問があるからなんです。MODEMはアメリカのレイカル・ミルゴ社、TDMというのはエディン社からそれぞれ輸入されたわけですが、私、訪米調査に参りました。その調査あるいはその後いろいろ国内での調査の結果から、両社の輸出価格は合わせても二十五億圓からせいぜい三十億圓にしかならないんです。そうしますと、八十億圓との差が五十億圓も出てくるという問題があります。一体その差はどういうことなのか、どこへ行つたのか、ここに私は重大な疑問を持っておるわけでありまして、資料1を見ていただきたいと思ひます。これは

MODEMのメーカーのレイカル・ミルゴ社が、NTTとの受注が成立した段階で発表したプレス用の文書です。同じく三枚目にありますのがエイディン社のプレス用の発表文書であります。レイカル・ミルゴ社の文書によりますと、一九八六年一月ですが、NTTはレイカル・ミルゴに対して千三百万ドルを超える発注を決定したということと大きなニュースになっています。当時フロリダで大変話題になりました。州知事が特別の談話を発表したというようにもありました。私もこのレイカル・ミルゴ社の本社に参りまして、マシュー・ケニー社長その他二人の副社長などと一緒に詳しく経過を聞いてきたわけですが、同社幹部が言われるのは、話が始まったのは八五年の秋だ、リクルートに転売されることも最初から承知しておいた、そして受注契約はMODEM七千台、CMS、CMSというのネットワークの監視装置ですが、二台一括契約で価格もそういうことで決めた、それが千三百万ドルなわけです。もう一方のTDMのエイディン社は、ここにもありますように、TDMは百台ですが三百三十万ドルということになります。そうしますと、合わせて千六百三十万ドルが米の二企業からの日本への輸出価格になるわけでありまして、この契約はドル建てで行われております。契約当時の円レートはドル百八十円なんです、それで計算しますと約二十九億円です。しかし、何しろ膨大な量でありますから、納入に、八六年の三月から約二年間にわたって物品は納入されてきているわけです。ちょうどそれが急激な円高の時期です。最後の納入が行われたときには、レートはドル百二十円台にまでなっておるわけです。そういうことから、平均で大体百五十円として換算いたしますと、総額で二十五億円ぐらいにしかならないということになるわけです。NTTはこういう事実については御存じでしょうか。

○村上参考人 今この資料を、実物は初めて見させていただきました。TBSの報道等での一部が出たことは承知しておりますが、私どもMOD

EM、TDM等、今先生御指摘のように六十一年度の二月ないし三月であつたかと思いますが、六十年の十月まで約二年半にわたってリクルート社の回線リセールの営業区域拡大、そういうことに合わせまして、私どもが調達あるいは設置工事あるいはその後の保守等について契約を結びましてやっておるわけですが、先生から今いただきましたこの資料によりますと、千六百三十万ドルでしょうか、というようにことになるわけですが、一年の一月とかあるいは三月でございますので、私どもが購入し始めた時期でございます。総量については今先生、アメリカで聞かれたのは七千台というふうな総量のお話もございましたけれども、一遍に買ったわけではございませんで、二年半にわたって必要な都度逐次購入をしていったというところでございまして、私どもの買いました総量とそれぞれのニーズにございまして金額が一致するのかわかりませんが、私どもが買いました総量と買った総量に対する購入金額といえますか、販売金額とはちよつと思えない、そういうふうなことを考へておる次第でございます。

○佐藤(祐)委員 MODEMが約七千台という点はお認めになりますか、答弁もしておられます。

○村上参考人 二年半にわたって買いました総量は、昨年十二月に参議院でお答えいたしましたとおりでございます。TDM百台、MODEM約七千台ということでございます。

○佐藤(祐)委員 私は、NTTは通信機器の輸入でもプロだと思ふのですよ、長年にわたっていろいろなものを購入しておられるわけだから、こういうものの取引では、数量が大きくなれば大幅な値引きが行われるというのは常識なんです。私が訪ねましたミルゴ社でも幹部が、通例として百万ドルのオーダーがあれば三七％値引きするということをお明言しておるわけです。今回のNTT対象の取引は金額的にはその十倍以上になる、その場合はどうだということに詰めましたところ、あえて言えば値引きは三七％以上だということに言

つておるわけです。ところで、この八十億円という数字ですが、ダイレックス社がNTTに販売した価格ですね。これは、いろいろ検討してみますと、どうやらMODEM、TDMのいわゆる単価価格の積算になっておるのです。積算とはば等しいものになっておる。

ちよつと専門的になりますが、当時のリクルートの主力はOMNIMODEM96というモデムなんです。いわゆるこのOMNIMODEM96の単体値段、国内定価と言われておりますが、それはその時期一台百万円前後なんです。これに七千台掛けますと七十億になるんですね。大体そういう価格になっておるんですね。千三百万ドルについて確認できないというところをおっしゃったけれども、それは私自身を確認をしております。

今申し上げているのは、台数と単価から言っても非常に矛盾があるということなんです。こういういわゆる一台の価格というのは、どんな遠隔地から要望があつても、例えば北海道から要望があつても、一台だけの注文であつても持つていって設置をして保守もやるという値段なんです。それが、何百台、何千台というオーダーになりますと全く別の価格決定をするんですね。パッケージブライズと言ひまして、丸ごとでどれぐらい引けるかという交渉になるわけです。三割、五割、五割以上の値引きもやられておる。これは日本の国内での実例でもたくさんあります。こういう通信機器の取引に当たつての大幅値引き、これは業界の常識なんです、そのこと自体はNTTは当然御存じだと思ひますが、どうですか。

○村上参考人 お答え申し上げます。この購入価格の決定につきましては、当然でございます。類似製品の実勢価格であるとかあるいは技術的な実現性の難易というふうなことを総合的に勘案して相手方と交渉するものと考へております。そういうことをやってきておりまして、そういった大量購入の際の割引というふうなことも当然に購入調達担当者は十分勘案の上

で決定しているものと考へております。

○佐藤(祐)委員 私が申し上げているのは、しかし事実は全く割引が行われないような、あり得ない数字での取引になっているという点なんです。ですから問題は、業界の常識、大幅値引きの慣例、そういうものから言つても、せいぜい二十五億円から三十億円だということの通信機器MODEM、TDM、CMS、ひっくり返して八十億円という高い値段でNTTが買つていて、異常に高い買い物をしている。一体それはどういうわけかということなのです。郵政省はこういう問題があること自体を知つておりますか。

○塩谷政府委員 私ども承つてるところによりますと、NTTは従来からお客さんの要望に応じまして、そのお客さんがどういうシステムを導入したいかというそのシステムに必要な機器の調達、設置工事を行つておるということでございます。注文によりまして、回線リセール事業のTDMあるいはMODEM等設置工事それから保守を受託しており、その一環として購入したものと報告をNTTから受けておるところでございます。

○佐藤(祐)委員 私が申し上げているのは、本来大幅な割引が行われるのが常識なのにそうではない、不当に高い価格で購入をしているという問題点について知つておるのかということなんです。

○塩谷政府委員 お尋ねの点についてでございますが、私どもやはりNTTから報告を受けているところによりますと、MODEMあるいはTDMにつきましても遠隔監視機能を備えていることなどがリクルート社からの要望にあつたようでございまして、そういった要望等を勘案して、さらにNTT内で技術的な検討を加えて機種を決定した。そして調達に当たつては、NTTの資材調達手続に従つて適正な価格で購入した。適正な価格ということについて今、村上副社長から話がありまして、類似製品の実勢価格ですとか技術の実現の難易度を勘案してということだろふと思ひますけれども、そういうことで適正な価格で

購入したという報告を受けているところをごさいます。

○佐藤(祐)委員 適正が問題なんです。適正ではないと思うのです。

類似のものも調べられたというお話がありましたので、では国内の例、これは幾つもあるのです。全日空の例とかトヨタ自動車の例とか、同じようにレイカル・ミルゴのMODEMを使ったCMS、今言われた監視装置も含めたシステムの納入が近年行われておられるわけです。全日空の場合の例を挙げますと、MODEMは六百台、CMSが一台、それをひくくするの購入価格であります。これは日経産業新聞の昨年一月十四日付で報道されております。「通信網集中管理」四億円、理経、全日空から受注、理経というものは同じ代理店のもう一つの別の代理店ですが、こういう報道があるのです。新聞報道では四億円。私たちがさらに調べましたところが、実際はこの報道とは違って三億円強という証言を得ております。そうしますと、MODEM六百台で三億円。単純にいったら五十万円ですね。しかもこの全日空へ入れました機種はOMNI MODEM四・四というものであります。リクルートの機種よりも五割方性能が高い。リクルートの三割方価格が低いものなのです。六百台で三億円強、この値引き率のままで七千台にしてもせいぜい三十数億にしかならぬということですね。しかも、実際には十倍もの大量の契約でありますから値引き率はもっと大きくなる。しかも、部品の性能としては96というのは全日空のよりも低いものだ。ですから、こういうことからいっても大幅な値引きが行われるのは常識なことです。こういうこともNTTは知らなかったということですか。類似のものを調べたとおっしゃる、類似のものはここに歴然としてあるのです。村上副社長、どうですか。

はないと考えておりますので、私どもの調達担当者は適正な価格を設定したというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 適正だと言葉だけで言うなら資料を出さないよ。理由にならない、そんなのじゃ。我々はリクルートに入ったMODEMの機種、何年製のものかということも調べて、その単価は幾らかということも調べて問題を提起しているのです。八六年七月の時点でリクルートに入ったMODEMは大半が一台百四万円ですよ。いわゆる国内定価ですよ。一台北海道で注文があつて持っていくつて百四万円。それは大量の受注の場合には根拠にならないと言っているのです。何百台、何千台という場合には三割、四割、五割値引きが通例になっている。事実、今申し上げました全日空の例では非常に大幅な値引きがやられているわけですね。同じメーカーのものですよ。数ははるかに少ないのです。十一分の一ですから、適正だと言われるところに問題があるのです。

改めてお聞きしますが、こういう一連の通信機器購入の場合に、さきに郵政省の答弁がありました。が、機種とか代理店、これを選定したのはリクルートですか、NTTですか。

○村上参考人 お答え申し上げます。機種等につきましてはリクルート社と、どういふお客様が使用するかというように決めると思ひますし、それから代理店にしましてはNTTが決めたと思ひております。

○佐藤(祐)委員 代理店はNTTが決めたというのは間違いないのですか。

○村上参考人 日本ダイレックス社は米国のエイディン社製のTDM、これの日本国内におきまして独占販売権を持っております。したがいまし、この日本ダイレックス社と交渉するということにならうかと思ひますし、またMODEMにつきましても、これはレイカル・ミルゴ社の一代理店でありまして、TDMあるいはMODEMというようなことであわせて購入いたしますので、日

本ダイレックス社を通じて一括購入したということだと考えております。

○佐藤(祐)委員 よくわかっておられないのか、違うことを言っておられるのでありますが、私の方から申し上げますと、日本ダイレックスはかねがねリクルートと取引があるわけですね。日本ダイレックスの社長と江副は大変懇意であるということ。リクルート側が要望したCMSつきMODEMというものはレイカル・ミルゴしかやっていないという当時の状況があつて、事実上、日本ダイレックスにすることがこれはリクルートの意思だったのじゃないですか、そこはいいわけだから。そのところがどうも余りよく知っておられないような感じがいたします。

しかし、実態はそういう問題なのです。つまり、価格に非常に疑問点があるにもかかわらずこういう取引がスムーズに行われたのは、江副前会長と大変懇意な人物が経営しているダイレックスとの間で話がついておつて、さらにその年、八五年の一月でありまして、いわゆる中曽根・リーガソニ会談が行われて、エレクトロニクス、通信機器、木材など四分野の市場開放要求があつた。中曽根首相が、私自身が通信機器などについてはチェックすると言つたということもは有名であります。昨年の私の質問に対して塩谷局長が、そういう中曽根総理の要望を受けて当時の左藤郵政大臣がNTTの真藤社長に對米調達を拡大するようにということを伝えたということもはっきり答弁でありました。そういう流れの中で、この八五年の後半から始まった通信機器の購入話というのは進んでいったわけですね。実際の価格は二十五億から三十億であるにもかかわらず、八十億という法外に高い取引として進められた。あるいはNTTとしては、価格が高ければ調達額がふえるから結構だということだったかもしません。本當の需要者はリクルートでありますから、価格についてもリクルートがうんと言えはそれでいいわけですね。NTTとしては別にどの価格に決まろうとも、損するわけでも得するわけでもないという状

況なんです。そういう中でこういう異常な取引が行われたのではないかと疑問であります。

そこで、郵政省にお願ひをしたいと思います。NTTは答弁を鮮明にされたい。いろいろな問題があらします。しかし大体、これまでの国会答弁に照らしまして、通信機器の購入価格は八十億前後ということとはやはり明らかだろうと思ひます。他方、私が具体的な資料、この当該の会社の発表文書でありますとか日本国内の実例とかということから申し上げましたように、せいぜい二十五億から三十億でしかないというふうに思われるわけですね。これは余りにも開きが大きい。この点について調査をしてもらいたい。大臣も先ほどおつしやう。網紀前正と適切な業務執行体制の確立に努める、こう言っておられるわけですから、その意味からも、疑惑があればぜひ調査をされるのがしかるべきだと思ひます。調査を要求します。

○塩谷政府委員 お求めの件でございますけれども、先生がいろいろデータをもとに御主張されても、先生は承つておられますが、それに対してNTT側もいろいろお答えされておられる状況でございますので、ここで私も、先生のあれにこたえて一概に調査しますと受け合うわけにはまいりませんので、残念ながらその点についてはお答えを留保させていただきます。

○佐藤(祐)委員 それはおかしいんじゃないですか。ここで軍配をどちらに上げると言っているのではないのです。NTTの答弁にも不鮮明な部分はあるでしょう。私の方は具体的な材料で提起をしている。調査するというのは当然じゃないですか。この場で軍配を上げると言っているのではないのです。塩谷局長、そういう問題提起に對しても郵政省は一切耳をふさぐというのですか。

○塩谷政府委員 この種の問題、NTTの資材調達ということは、昭和五十五年からですか、国際取引決め、行政取引決めによりまして当時は政府調達の一環として始めたわけでございます。そ

れに基づいて年々NTTが外国、なかんずくアメリカからいろいろ資材を調達している。これは、いわゆる行政取引決定としては、郵政省がMOSSを含めて貿易摩擦解消ということではいろいろ輸入促進をするというのではやっています。NTTと対応しますと、これは調達元でございましてNTTと対応する向こうの企業ということになっておりまして、そういう意味で、その調達したことの後の報告は私どもも受けているわけでもございましてけれども、そういった調達の実態、それはあくまで調達主体のNTTの問題でございまして、これについての意向並びにその過去のデータについての実績について申し上げる立場というのはNTT側にあるかと思っておりますので、私どもの方としては先ほどお答え申し上げたとおりの答弁で臨みたいと思っております。

○佐藤(祐)委員 そういうことでは納得はできません。その適正かどうかというの九のみにしているという状況だから、いろいろな問題が起きたんじゃないですか。そこを正していこうというのでしょう、大臣の言っているのは。だから、問題提起をしているのだから、調査するぐらいのことは当然じゃないですか。

質問時間が終わってしまうのが来ましたが、お配りした資料で一つ説明をしておかなきゃならぬ問題がありますので……

資料2というのがあります。ちょっと見てください。これは、ここに書いてありますように、アメリカの商務省が下院のエネルギー・商業委員会に提出した資料なんです。私は、これはやはり訪米で入手をしたわけですが、非常に奇妙な資料だというふうに思っているのです。

そこで、これは郵政省にお尋ねをしたいのですが、ちょっと字が小さくて読みにくいかわかりませんが、この左の欄に、企業名ごとにMOSS協議以降の日本の注文の実績、これは、MOSS協議以降にどんなに対日輸出が進んだかということの報告書なんですね。

一番下がエディオンです。これは三・三ミリオンドルで矛盾はありません。その二つ上にレイカル・ミルゴというのがあります。相手はNTT。六ビリオン円と、六十億円という日本円の表記になっているのです。これは米側の資料としては極めて異例な、通常ないことなんです。米企業が殊さら億円で、日本円で報告しているということもないのです。この六ビリオン円、パーレンで三千万ドルとなっておりますが、これは、そういういろいろなことから調査をしまして、この数字は日本から出たものじゃないかというふうに思われるのです。

郵政省は当然、NTT調達については毎年米政府にも情報提供するということになっていいるか、この今回の件についてはどういいう情報提供をされたのかを答えていただきたい。

○塩谷政府委員 お尋ねの最後に今回の件についてというあれがありましたので、それは抜きにしまして、私ども、この点についてのこれまでのやり方ということを一般的な形でお答え申し上げますと、NTTの調達につきましては、先ほど申し上げましたように、調達手続にのっとっているわけでございますけれども、毎年の日米間の定期会合におきまして、当該取引決定の実施状況をレビューするということになっております。この年次レビューにおきまして、毎年度のNTTの外国からの調達実績、調達促進施策、それから過去の公告、公告というのは、こういうものはあれにしますという公告状況などについて紹介しているというふうになっております。

○佐藤(祐)委員 これで終わりますけれども、三番目のもう一枚の最後の資料が全体を図解したものです。結局、非常に疑惑が持たれていいますのは、実際の日本への価格はせいぜい三十億円、ところがNTTの購入価格は八十億円、そういう高い買い物、一体なぜそういうことが行われたのかという疑惑なんです。この価格については、我々の調査の結果で申し上げているものです。それが

一体どうして起きて、どういいうところへ流れているのかというものが大変大問題だというふうに思っているのです。

今の米商務省の資料というのは、日本側からの報告に基づいてつくられたものです。ですから、日米調達関係の額としてはつじつまが合う仕掛けに一応なっているようなんですね、片や日本で八十億、向こうで六十億というふうなことで。しかし、実際の取引はそうではないという、これは大きな国際問題を含む要素もあるのです。そういう問題なんです。そういう点で、我々はこの問題は引き続き説明が必要だというふうに考えております。

もう時間が参りましたのでこれで終わります。NTTも、適正だ、適正だと言葉で言っているだけでは国民は信用しません。単体の価格の積算のような数字で取引をしておいて、それで公正だなどということはとても言えないのだということを重ねて申し上げて、質問を終わります。

○畑委員 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時八分開議

○畑委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

まず、政府より順次趣旨の説明を聴取いたします。片岡郵政大臣。

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替法の一部を改正する法律案、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

法案
〔本号末尾に掲載〕

○片岡國務大臣 最初に、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国におきまして金融自由化は急速に進展しております。郵便貯金事業におきましても、金融自由化に適切に対応し、健全な経営を確保する必要がある。

郵便貯金の自主運用資金である金融自由化対策資金は、このような必要性により設置されたものであります。資金の一層の有利運用を図り、金融経済情勢の変化に機動的かつ的確に対応し得るよう、運用対象を多様化しなければなりません。

この法律案は、こうした要請にかんがみ、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、金融自由化対策資金から簡易保険郵便年金福祉事業団に資金を寄託するとともに、同事業団にこの資金を国債等の有価証券の取得、預貯金または金銭信託の方法により運用させ、これにより生じた利益を郵便貯金特別会計に納付させることとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日としております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に的確に対応するため、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができるようにすること等を行うおうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を五百万円から七百万円に引き上げることとしております。

第二に、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定めるところにより市場金利を勘案し、郵政大臣が定める利率によって、利子をつけることができることとしております。

第三に、政令で定める定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、政令で定めるところにより、郵政大臣が定めるところとしております。

第四に、郵便貯金を担保とする貸付金及びその利子の弁済について、現金だけでなく一定の証券等によっても弁済ができることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日からいたしておりますが、貯金総額の制限額の引き上げに関する規定については、平成二年一月一日からいたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、金融自由化その他の社会経済環境の変化に対応して郵便為替及び郵便振替の利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、郵便為替法の一部改正の主な内容について申し上げます。

第一は、現在、送金金額に応じて六段階に分けて法律に個々に金額が定められております郵便為替の料金を三段階に簡素化し、利用者にとってわかりやすいものとするともに、料金の法定制を緩和し、具体的料金は、法律に定める金額を超えない範囲内で、郵政大臣が政令で定める審議会に諮問した上、省令で定めることができることとしております。

としております。

第二は、為替金に関する受取人の権利について、利用者の利便を図るため、現在の銀行に加えて他の金融機関についても譲渡ができることとしたしております。

次に、郵便振替法の一部改正について申し上げます。

第一は、現在、送金金額に応じて七または八段階に分けて法律に個々に金額が定められております郵便振替の料金を三段階に簡素化し、利用者にとりわかりやすいものとするともに、料金の法定制を緩和し、具体的料金は、法律に定める金額を超えない範囲内で、郵政大臣が政令で定める審議会に諮問した上、省令で定めることができることとしております。

第二は、郵便振替の取り扱いに関する郵政省の機関相互間の通知方法を定めた規定について、所要の整備を行うこととしております。

第三は、払出金に関する受取人の権利について、利用者の利便を図るため、現在の銀行に加えて他の金融機関についても譲渡ができることとしております。

なお、この法律の施行期日は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からいたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○細委員 以上で趣旨の説明は終わりました。

○細委員 以上で趣旨の説明は終わりました。

○細委員 以上で趣旨の説明は終わりました。

○阿部(未)委員 たいだい大臣から、三つの法律について一括提案、趣旨の御説明をいただきました。本来一つずつ審議すべきものではないかと思

いますけれども、理事会の方でもそう決まったよう

うでございいますから、私も一括質問をさせてもらいます。

まず、午前中大臣の所信表明に対する質問の際にも若干触れておきましたが、昭和六十三年及び本年年度の当初における郵便貯金の経営状況がどうなっているか、そこから承りたいと思っております。

○森本政府委員 午前中、郵便貯金の経営状況について阿部先生からおしかりをいただいたところでございますが、まず六十三年度は、全体として見ますれば幸いにしてほぼ順調な形にはまいっております。しかしこれからの状況を考えると大変厳しい状況にある、こういうこととして一口でまとめ

て言えるかと思うのであります。

具体的には、昭和六十二年度末、つまり六十三年年度が始まるスタート時点では、当時の郵便貯金の現在高が約百十七兆余ございました。この間に郵便貯金は一年間で年度末になりました二百二十六兆円ばかりに相なりました。この間、全体として

約八兆五千億ばかり残高がふえたということになるわけでありまして、このうち、その当該年度、六十三年年度の預入から支払を除いた部分、純粋に増加になった額は約一兆五千億でござい

ました。その残りの七兆円ばかりは、これまでの残高のいわば振りかえ増と言っておりますが、元加利子でございまして。したがって、ずうたいは大変大きなものではございまして、新規の伸びは全体から見れば非常に小さいものかな、し

かし、これも六十二年度は新規の増加が約五千億ばかりでございまして、それに比べれば三倍ばかりでございまして、決して悪い兆候ではございませぬけれども、過去数年ききには年間増加額は二兆円あるいは三兆円という状況に比べま

す、まだまだこれから頑張らなければならぬ、こういう状態に相なっておりますわけでございます。

して、前年に比べますと二・九倍ということでございます。しかし本年度は、御案内のとおり自由化を迎えて金融機関の競争が非常に激しい状態になっておりますが、先ほどの基本的な情勢の中で、これからますます頑張る郵便貯金が国民の信頼を得るよう努めてまいらなければならぬ、厳しい情勢だと理解をいたしておるところでございます。

○阿部(未)委員 数字を承って、今年の当初の状況も大体いいようですが、昭和五十五年当時の年間純増六兆円というのを思い起こしますと、まるで夢のような気がいたします。非常に少なくなっておりますから、それだけに経営もかなり厳しいものがあるだろうと思っておりますが、お話がありましたように、金融の自由化が進む中で、今後郵便貯金の健全な経営というのに対してどういう見通しを持っておられるか、承りたいと思

います。

○森本政府委員 さしあたり今後の経営に一番大きな影響をもたらす問題は、きょうも法案の御意見をいたしております市場金利連動型の預貯金を小口預金者に及ぼすということでございます。これは、小口預貯金者の社会的公正を是正するという意味でも大変重要なことでございまして、しかし、このことは金融機関の経営側にとっては、これから経営を進める上ではコスト増という問題にどう対処していくかという大変厳しい問題になるわけでありまして。

私ども郵便貯金事業といたしましては、先生つとに御案内のとおり、主として大蔵省の資金運用部に預けます預託金の利子収入、これが収入でございまして。その収入からお客様に支払う支払い

利子、それと職員、局舎等を維持する経費、この二つの必要経費を支弁しなきゃならぬ、こういう次第であります。したがって、大蔵省から得る預託利率が、ただいま申しました、お客様に支払う貯金利率と経費の利率とを上回っておりますれば、経営としては一応黒字基調になる、安泰にな

るということでございまして。

今回こうしたMMC、市場金利連動型を導入いたしますと、当然のことながら従前に比べて大変コストアップしてまいる次第であります。どの程度かというの、御案内のとおり、どの程度小口MMCにお客様の御利用があるかということにかかわってくるわけで、試算は非常に難しいところがございます。ただ、概観的に申して、この小口MMCは各種いろいろな種類がございますが、一番高い金利、三年物というところでございますが、現在のところ、預託利率と小口MMCの三年物との差は大体〇・七割ぐらい開くであろうという見通しになっております。そして現在の経費率というのが、これは年度によって多少いたしますが、六十二年度決算でいたしますと〇・五四％だということとありますので、その利差の分と経費率との間にはたいたい申しましたような乖離、格差がございますので、これが維持できる限りは黒字的な基調を今後も維持できるのかなと考えております。

ただ、この経費率というのは何で換算するかと申しますと、先ほど午前中に御審議いただきましたように、年間約五千数百億の経費がかかりますが、この経費をその当時の残高で除したものが経費率でございます。これは〇・五四％となっておりますが、もし経費がふえたとすると当然のことながら分母が一定でも経費率が上がる、あるいは残高が減少すればこれまた経費率が上がる、こういう仕組みになりますので、この経費率をどう維持できるかというのが大変重要な課題になってくる。そのためには各種のさまざまな経営努力を進めてまいらなければならぬ、そういう現段階の状況にあるということを御説明させていただきます。

ております金利はごく最近の金利、これは御案内のとおり、かつては非常に長い間固定いたしておりましたが、これも市場金利になるだけ連動しようという発想で、現在国債の発行時期を基準として移動いたすわけでありますが、これが今四・八五ということになっております。それで、お客様に支払うする預金の金利の最高が三・六四％でございますので、この間は一応一・二％の利差があるというところになるわけでございますが、先ほど申したような状況では、大変厳しくなるという事態に相なると思っております。

〇阿部(未)委員 今の小口MMCと大蔵省の資金運用部の預託金利についてはちょっと承ったのですが、現行の資金運用部の預託金利とそれから定額貯金の金利と、いわゆる経営費をのけて利率の差は幾らになっているんですか、預託利率の問題は。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

さつき大臣の提案理由の説明にもありましたのが、今回郵便貯金の限度額を七百万円に引き上げる、こういうふうな法律では提案をされておりますが、まず現在の金融情勢あるいは利用者のニーズ等から勘案して、この七百万円というものの根拠といえましょうか、あるいはこれが適切であるかどうか、そういう点についてまず郵政省の方のお考えを承りたいと思っております。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 今の小口MMCと大蔵省の資金運用部の預託金利についてはちょっと承ったのですが、現行の資金運用部の預託金利とそれから定額貯金の金利と、いわゆる経営費をのけて利率の差は幾らになっているんですか、預託利率の問題は。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 今の小口MMCと大蔵省の資金運用部の預託金利についてはちょっと承ったのですが、現行の資金運用部の預託金利とそれから定額貯金の金利と、いわゆる経営費をのけて利率の差は幾らになっているんですか、預託利率の問題は。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 今の小口MMCと大蔵省の資金運用部の預託金利についてはちょっと承ったのですが、現行の資金運用部の預託金利とそれから定額貯金の金利と、いわゆる経営費をのけて利率の差は幾らになっているんですか、預託利率の問題は。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

〇阿部(未)委員 常議的に従来のあれから見ると、一％以上の差があれば大体やれるのじゃないですかという気がしますが、それはいずれ大蔵省との間のお話し合いでございましょうから、次に進ませてまいります。

將來どうするかという点でございますが、とりあえずは来年の一月から七百万円ということにさせていただいて、その後のところにつきまして

面、議論はあるにしても、さしあたり必要なものだけは最小限やって次へ進もう、今後の情勢判断についてはまた熱心に議論を交わしながら国民の

し、先ほど太田政務次官の方から御説明申し上げましたように、経営形態が違つてというような面もございます。その辺のバランスも図りながら検討させていただきます。

まして、政府部内での最終合意を得るに至らなかった、こういう経過がございます。

は、これはやはり資金の性格から見ても、必要のことだと思ふのでございます。ただ、有利運用の点から見て、先ほど申しましたように、貯蓄事業も厳しい状況を抱えておりますので、できるだけ全体として有利な運用を図るといふことも大変大事なポイントであることは確かでございますので、なおこの点はさらにいろいろ検討をすべき点が残っているかと思ひますが、ただ精神として、集まった資金が地方にできるだけ還流するお手伝いを私どももぜひさせていただくということ、これにふさわしい方途はないものか、また改めて考究をしてみたい、こういうふうにかつていふところでございます。

○阿部(未)委員 これは、太田政務次官や大蔵省には聞きませんが、私は、地方公共団体等に還流をせよというのには押しつけよという意味ではないのです。もし地方自治体なり地方公共団体等にそういう希望があるならば、そういう道を講じてやるべきではないのだろうか。これはいろいろ政策上の問題もあるようですが、郵政省との間でぜひ大蔵省、協議して、私の言いたい趣旨は、あくまでも地方還流の希望があるならばそれにこたえられるような方途を講じてやってもらいたい、こういう希望です。もうこれは答弁要りません。次に参りたいと思ひますが、今日高齢化社会が非常に進んで、先般の消費税も高齢化社会に対応するためとかいう文句があったようにございます。実際には一円二角きりやって福祉手切れ金と呼ばれておりますけれども、それは別にして、高齢化社会への対応はやらなければならぬ重要な課題でございます。

そこで、まず郵政省にお伺ひしたいのは、かつて高齢化社会に対応するためにいわゆる非課税貯蓄をシルバー貯金というので、お年寄りが退職金をもらって老後の生活設計を立てるに当たって、退職金の大体の額が非課税で貯蓄できるような制度としてシルバー貯金制度というものを歴代郵政大臣が高く掲げてこられたんです。これは大蔵省との関係はあると思ひますが、今度は旗印

もなくなったのです。これはもう要らないということですか、どういうことですか、このお考えは。

○森本政府委員 先生御指摘のとおり、かつてまだ非課税制度が残されておった時分に、退職金等をもらった方が老後に備へるというときにたちまち限度額をオーバーしてしまつたが、ついでに、ううううううに非課税の道を特例をつくるべきじゃないかという発想で、過去にもいろいろプランを出しまして議論を重ねてきた経緯はございまして、なかなか実現に至らないまま非課税の廃止という事態を迎えたのが昨年のことでございます。私ども、昨年度、平成元年度の予算における制度の改善として新たに、発想は似たところはございますが、先生のお話のように、今後の高齢化に備へるためにもっと幅広く貯蓄の優遇策というものを考えられたいだろうかというものが、昨年要求いたしましたシルバープランでございます。

御案内のとおり、新しい税制のもとでは利子課税の関係では、弱者、お年寄り、こういう方は非課税が限度を設けてございます。それから勤労者には財形という制度でこれも全額非課税でございます。ところが、今高齢化社会に向けてなかなか公的年金だけでは不十分だといつてせつせつと貯蓄に励んでおられるわけですが、この人たちに對する恩恵は今何ら政策的にはないんじゃないでしょうか。そこで、先ほど申し上げました退職金に限定するのではなくて、もう少し、例えば四十歳あたりから、つまり老後を意図して出した時点から老後に備へて貯蓄される部分については一般の貯金とは区分して、もちろんそれにはいろいろな厳しい条件が要るかと思ひますが、そうした条件をつけて、老後に払い出す際にはこの貯金についての利子課税を優遇税制のもとで自助努力をお手伝いできなかつたというものが、シルバープランということ、昨年提案をした次第でございますけれども、残念ながらまだ実現を見るに至っていない。

御指摘のとおり、今後いろいろな問題がございまして、私どもとしては、ぜひ政府としても高齢化対策、高齢者対策について長寿社会対策大綱なんというものも出ておりますので、こうした発想をよく踏まえながら昨年要求したこのプランを何とか実現にこぎつけたものだと思ひたいところでございます。

○阿部(未)委員 大蔵省の方も税制上のいろいろな見方、考え方はあるかと思ひますが、政府全体の責任として高齢化社会に対応するため消費税というふうなものさへつくつたわけですから、そうであれば、お年寄りの皆さんの生活設計の一助としてこういう問題について真剣に考えてもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

○中井説明員 これはどちらかといひますと私の担当外にならうかと思ひますが、一般的に申し上げますれば、いわゆる高齢者対策というものはいろいろな手法があるわけでございます。年金の充実とかいろいろあることがございまして、この問題につきましては、そういう総合的な諸制度のもとで検討していくべき事柄であらうと考える次第でございます。

○阿部(未)委員 だから、私はすべてとは申し上げてない。高齢化社会に対応する政策の一助として検討してみられたらどうでしょうかということ、を申し上げたんですが、何か検討することもあるまいと思ひますか。

○中井説明員 決して検討することがぐあひ悪いと申し上げているわけではございません。預貯金制度をそういうところに使うのが適当かどうかという点もございまして、それからいろいろな高齢者対策、ほかの施策でも講じられてるところでございますので、そういう全体像の中で検討すべき事柄であらうと考える次第でございます。

○阿部(未)委員 言葉を返して恐縮ですが、預貯金制度を現にそういうところに使っていないのですか。六十五歳以上の高齢者の方々の貯金の三百万円までの非課税というの、そういうところに使っていることにはならないのですか。

○中井説明員 決してお言葉返すわけではございませんが、どの程度使うというところについて

は、そういう総合的な諸施策の中で検討すべき事柄であらうかと思ひます。

○阿部(未)委員 論争してもしょうがないが、政務次官、いずればあなたは太田大臣が何かになるかもわからないのだから、要は、国民のニーズが非常に大事だということに基本を置いて、高齢化社会への対応の政策の一環として検討を願うというふうには理解して、次に進みます。

先ほど来問題になっております、いわゆる平成二年度に集中満期を迎える定期預金の対策の関係ですけれども、満期になられる方々に迷惑はかけないよう準備を進めておることと思ひますけれども、これはちょっと具体的に伺ひたいので

貯金局長、郵便局で、だれだれが郵便貯金を何ぼしておる、その中に平成二年度に満期になる、十年を迎える貯金が何ぼあるかというのわかるものですか、わからないのですか。

○森本政府委員 お客様は、よく期日管理をされて、これが満期になるのはいつだということをよく御理解の方もいらっしゃると思いますが、全然お忘れの方はいらっしゃいます。この再吸収というのは、先ほどから申し上げておりますとおり、非常に大量になると予測されますので、もし万が一吸収できないとすれば、これは貯金事業の経営の基本的な部分にかかわる重大問題になるといふ意識のもとに、今職員も必死に、お客様に再預入の勧奨ということを一生懸命やっているわけでござい

何せ、ともかく額は巨大でございます。預金者は個々に、預入時点からまた住所が動いておるといふようなこともございます。そうした意味合いで私どもとしては、お客様に、あなたの満期がこう来ておりました、いつの日かこうなりますとまず御案内を差し上げ、そしてぜひ再預入をお願いしたいという活動はもう不可避なものだと考えておるわけであります、自然に再預入いただけるというふうなことはとてもならない、そういう厳しい状況でございますから、したがひまして、こ

は、そういう総合的な諸施策の中で検討すべき事柄であらうかと思ひます。

○阿部(未)委員 論争してもしょうがないが、政務次官、いずればあなたは太田大臣が何かになるかもわからないのだから、要は、国民のニーズが非常に大事だということに基本を置いて、高齢化社会への対応の政策の一環として検討を願うというふうには理解して、次に進みます。

先ほど来問題になっております、いわゆる平成二年度に集中満期を迎える定期預金の対策の関係ですけれども、満期になられる方々に迷惑はかけないよう準備を進めておることと思ひますけれども、これはちょっと具体的に伺ひたいので

貯金局長、郵便局で、だれだれが郵便貯金を何ぼしておる、その中に平成二年度に満期になる、十年を迎える貯金が何ぼあるかというのわかるものですか、わからないのですか。

○森本政府委員 お客様は、よく期日管理をされて、これが満期になるのはいつだということをよく御理解の方もいらっしゃると思いますが、全然お忘れの方はいらっしゃいます。この再吸収というのは、先ほどから申し上げておりますとおり、非常に大量になると予測されますので、もし万が一吸収できないとすれば、これは貯金事業の経営の基本的な部分にかかわる重大問題になるといふ意識のもとに、今職員も必死に、お客様に再預入の勧奨というということを一生懸命やっているわけでござい

何せ、ともかく額は巨大でございます。預金者は個々に、預入時点からまた住所が動いておるといふようなこともございます。そうした意味合いで私どもとしては、お客様に、あなたの満期がこう来ておりました、いつの日かこうなりますとまず御案内を差し上げ、そしてぜひ再預入をお願いしたいという活動はもう不可避なものだと考えておるわけであります、自然に再預入いただけるというふうなことはとてもならない、そういう厳しい状況でございますから、したがひまして、こ

は、そういう総合的な諸施策の中で検討すべき事柄であらうかと思ひます。

れに対して郵便局にデータをお渡しして、そしてお願いするように、そして、そのデータをもとに再預入できましたら、その通知をもってまたセンターに送り返して新たに原簿にする、こういう手続を進めて今対策をとっている、こういうこととでございます。

〔島村委員長代理退席、委員長着席〕

○阿部(未)委員 一点目は、第一線の職員の方々が、どこの家に満期になる貯金は何ぼあるというふうなことを知ることが果たして妥当なのかどうか。これは貯金局でわかりますよ、管理しておるのだから。しかし、それを第一線の職員に知らせる、あそこには満期になる預金がある、おまえ行って予約してこい、こういうことが大体妥当なのかどうか。

前にグリーンカードの問題が出たときも、人の財布の中をのぞき込むような問題があるからというので取りやめになったのです。それを今貯金局から、これが満期になるからというのを第一線の職員に知らせる。

実は私も二十年通信委員をやっていますと、まるで僕を郵便局と間違えていろいろ聞きに来るのです。それで聞いた話によると、おたくは大体来年満期になる貯金がある、ついでに次もまた郵便局に預けるように予約してくれ、それがみんなノルマを持っておつて、もう半泣きになって予約をとって歩いておる、こう言うのですが、それはいかげんなものでしょうか。

○森本政府委員 さつき申し上げたように、お客様に案内を申し上げ再預入を勧奨するということは、極めて大事なことでと考えております。しかし、その方法としては、職員がその事態を踏まえてやらなければ、だれもやってくれるわけがないのであります。これは職員として当然の事業体としての活動だと考えております。

ただ、この事実が外部に、そういうものが関係ない第三者に知れるということになりますと、これは先生御指摘のとおり問題でございますけれども、あくまでもこれは貯金事業の内容でございます。

す。センターであらうと郵便局であらうと、必要なデータが必要な事態に備えて使わせていただいて、結局お客様のために貯金をお願いするわけでございますので、その御心配は要らない。ただ、先生御懸念のように、その話が、あの人は何ぼ持つておつて、満期になって何か六百万の大金持ちになるそうだというような話が村じゅうの話題になるような話になってはまずいわけでございますので、このところは十分職員にも申し聞かせて、プライバシー尊重の大事なことで、これは集中満期に限りませんで日常毎日起きる問題でございますから、その点の御懸念はまずはお聞きなさい。そのぐらゐの職員教育はしっかりしているつもりだと考えているところでございますが、万遺漏ないように進めていかなきゃならぬとは思っております。

○阿部(未)委員 昔は貯金局の方から、おたくはいつ満期になりますよと連絡があったものなんですね。そうすると、大抵貯金している人は、自分の貯金がいづつ満期になるかは知っていますよ、知っていますよ、しかし、それでも改めて十年にになりましたら連絡があったものなんです。

この家の貯金がいづつ満期になるということを一線の職員の皆さんが把握をするというところを、果たしてあなたのおっしゃるようなサービスになるのか、あるいは不快感を与えるのか、これは問題があるところですよ。あなたのところは貯金がいづつ満期になります、満期になりました、これがまず一点問題になる点なんです。

二点目は、予約といってもどう予約をするのか。来年度の四月以降になると思いますが、来年度の四月以降の貯金の金利の動向がどう動いているのか、それも預金者から見れば選択肢になるはずですよ。それをあらかじめ、あなたのところは満期になるから、あなた、できたら郵便局にしてください、いらないならまだいいですよ、ちゃんと予約をして、それを貯金局の方にまた送り返して登録をするという。一体それを、預金を予約してお

て貯金をしなかつたら罰則何かあるのですか。どう考えても私はわからないのですよ。

○森本政府委員 繰り返しになり恐縮でございますけれども、確かに通常の状態でしたら、基本的にこういうことでございます。郵便局では、全国二万二千ございいますから、銀行と違ひまして、一つの店舗、預入した店舗でお客様の状態が全部わかる仕組みになってございませぬ。預入されたら全部地方の売り上げは後方の事務センター、先生のおっしゃる貯金局、今は事務センターと申しておりますが、そこへ送付いたします。したがって、原簿は全部そこにあるわけでございます。ところがそれは、そこからの手紙も出したりいたしますが、何せ事は非常に重大な問題だということでございますし、これは何もこの事態に限らないわけでありまして、今後の形としては、こういうデータが行つておりますから、職員の方もひとつよくお客様に働きかけなさいというの、私も責任者としても、これは先生のおっしゃるような、不当であるとかあるいは不当を欠くというふうな形でやる性質のものにはなかなかない、極めて大事なポイントだと思っております。

中には、ずっと田舎にお住みのときには、十年前私がお勤めしてあなた入れたね、満期になって六百万になってよかったね、また再預入してくださいねということだつて当然起り得るわけでありまして。ですから、職員が知り得ること、これは先ほど申したように国家公務員法の守秘義務がございまして、みだりに口外してはなりません。職員が貯金事業遂行上、そうしたデータを知らなければ適正な営業活動ができない、そういう意味でぜひひとつ御理解をお願い申し上げます。なお、今進めておりますのはあくまでも予約でございますので、その当時にはあるいはM・Cになるのか、まだこれからスタートするわけでございますから、また再度定額になるのか、いろいろそのときの情勢がございまして、これは来年に入つてからのことなんです。まずは、郵便貯

金にひとつ入れていただけますか、そのときにはいろいろな商品もございいますからよろしくお願ひしますというのを今お願いをしておる、こういう次第でございます。

○阿部(未)委員 一つは、僕はもう申し上げましたが、グリーンカードを廃止したときの議論は、財布の中までのぞくようなことはやるべきでない。今あなたのおっしゃるようなことがいゝのなら、グリーンカードを廃止する必要はなかったのです。そのまゝ実施してよかったのです。だからこれは問題がある。

しかも、私が老妻心まで言っているのは、それで利用者、お客さんにいい感じを持つてもらえるのかという、貯金局長、これは必ずしもいい感じを持つてもらえないのです。僕が聞いた限りでは、郵便局の人が貯金を皆調べに来て、来年の四月にまた入れと言ひよる。しかも、あなた、M・Cがいいとか何とかがいろいろ話がある、先生、どうしたもんだろうかと相談に来るわけですよ。僕もこれは困つたことだと思つて、だからまず一点には、仮にあなたがおっしゃる通りに熱意を持って預金者のためにやっておるとしても、余り行き過ぎになるとかえつて不快感を持たれて有益にならない。それから二点目は、いろいろな貯金の商品の種類がある。その中でそれぞれ選択肢があるわけなんだから、やれM・Cがいゝですよとか、やれ国債がいゝと言ひよるか知らぬけれども、そんなことを今から勧誘して、予約しないなんというのはいゝやな話で、私は、満期が来ますからそのときはまた郵便局に貯金してくださいね、これが限度だと思ひます。予約したら、貯金をそのとき予約どおりやらなかったら罰則があるのかと僕は冗談を言ったのです。が、まさか罰則をかけるわけにはいかぬでしょう、あなた、予約してしてくれぬか。かえつて後で物議を醸すおそれさへあるのですよ、それは。時間になったから、そういう点を十分ひとつ配慮してもらつて、気をつけてもらいたい。特に、この運動を推進する中で、今申し上げました

そこで、どの程度が適當かということで、これは先生お見通しのとおり、新年度には五千億新たに前年度よりふえる、つまり去年二兆五千億だったのがこしは三兆円になりますので五千億がふえる。その五千億ふえる部分のうち半分は、もう既にこれまでのルールに従いまして国債を引き受けるという段取りになっておりますので、そうとすると二千五百億は今までの形態の中では新規に運用を考えてもいいという部分に属する資金かな。最初に申し上げました慎重にということとの兼ね合わせで、じゃあこの点をこういうことだとすれば、二千五百億をひとつ引き当てることにいたしたい。かたがた簡易保険事業でもこの種の運用を六十二年度から始めたわけですが、この当時は三千五百億でございました。そうしたことも考慮いたしまして今の額にしたわけですが、一番大きなポイントは、先生お示しのような計算が一つの根拠になったかと考えております。

第二点の御質問の、郵貯特別会計全体の収益に

占める自由化対策資金の収益の割合をどの程度に考へておられるのかという御質問でございました。端的に申して、これはなかなか非常に難しい課題、問題かなと思ひます。これはもう先生御案内のとおりでございますが、六十三年度末、つまりこの三月三十一日には、全体としての資金運用の額は過去二年分を合わせまして四兆五千億に相なりました。これはさつきも申しましたが、全体の残高が百二十六兆円でございまして、その中では三・六%をこの自由化対策資金に運用しているという形態になります。全体としてはまだごくわずかでございまして、ただ、この対策資金の運用の結果がどうであつたか、これは正直申して、まだ六十三年度は決算がこれからでございまして、六十三年度の決算では、その運用部に行つていられるのはこの自由化対策資金で運用した結果〇・六%プラスになった。金額にして四十八億円という決算が出ております。六十三年度は、今申しましたようにまだ確定はいたさないのですが、大体の見通しでは六十三年度は一・〇五%にいくかな、金額にしますと約三百五十億円程度ということになり、その部分が各利差として運用する結果確保できた、こういうことで、その額自体は資金運用部に預けるよりはるかに有利な運用ができたかという感じがするものであります。ただ郵貯特会全体でどうなつていくかということになりますと、先生御案内のとおり、六十三年度、六十三年度はこの自由化に備へて私どもの会計を、いわばこれまで国の会計に通有の現金主義という点から発生主義という一般の企業会計とほぼ同様な、その時点でその収支がわかるようなやり方に切りかえまして、そのために、六十三年度、六十三年度は赤字でございまして、その前年度にございまして六十三年度、六十一年度は、一般勘定の損益では大体六千億弱ぐらいを生み出してつたということでございます。さつき申しました三百五十億というところからすればまだ全体としては数パーセントにしかならないわけでございますが、今後やはりこ

の運用益はできるだけ、こういう厳しい時代ですから、たくさんに確保していく必要がございまして、

ただ、この問題が非常にまた難しい問題を一方にはらんでおりますのは、私ども、基本的な役割でございまして公的資金の供給という問題がございまして、それに絡めて、現在の財投がどの程度の資金需要をこれから先必要とするかという問題がございまして、ですから、そことのバランスをどうするかという点がございまして、一つと、それからこれから先の金融情勢がどういふふうになつていくか、もちろん、私どもの郵便貯金自体の自由化がどう進むかということ、その運用先でありましてマーケットの金融全体の自由化がどの程度進むかということもかわつてまいります。なかなか予測は難しいわけでございますが、方向としてはこの運用益をできるだけ拡大してまいるといふ方向には違ひなからう。その辺を、どの程度が適正かということについてはさらに鋭意勉強して、研究して、妥当な結論を得ながら進めてまいりたいと思ひておるところでございます。

○田並委員 自主運用が非常に順調な滑り出しを見せておられることについては敬意を表したいと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、今回の場合はM.Cの実施ということですが、これは郵政省も大蔵省に要求をしておられ、小口金利の自由化というのは早晩進めなければいけない政策だと思ひます。国全体として、そういう中で当然コストが増大をしていくことは間違ひないわけでありまして、ぜひ経営目標として郵貯特会の中に占める自由化対策勘定の収益の部分を計画的に見込むような目標を定めて、それに近づけるという努力もなければいけません。時々刻々と変わる金利でありますからあるいは金融市場でありますから、当初見込んだよりも悪くなることもあるでしょうし、あるいはよくなることもあると思ひますが、そういう難しさの中で、しかも元本をきちんと確保する、それで一

定の収益を上げるという難しさがあると思ひますが、ぜひひとつ英知を結集してそれらについて一層努力をしていただきたい、このことを申し上げておきたいと思ひます。

そこで次に、指定単の運用のほかに国債、地方債等の運用を行う、これは今度の特例法に出ていますね、簡保年金事業団が運用する中に、国債、地方債は、郵便貯金法の六十八条の三で、別に簡保年金事業団にやつてもらわなくても、こちらでできるわけですね。その辺、なぜこういうものが出てきたのか、お聞きしたいと思ひます。

それともう一つ、簡保年金事業団の業務に特例を定めて指定単の運用を行わせるという理由ですね。これは郵貯法の中でできなかったのか。だから、従来の自主運用の枠の中でこの指定単というものはできなかったのか。先ほど貯金局長が言われたように、指定単の場合には元本の保証がされてない。したがってそういう危険も含めてこちらに任せる、いわゆる専門家に任せるというのか、その方が安全だという解釈になるのでしょうか。その辺のところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○森本政府委員 第一点目のお尋ねでございまして、確かに御指摘のとおり金融自由化対策資金、つまり現行の運用でも直接国債、地方債、預金等、ここにお願ひしております法案に書いてある部分は、これは運用は可能でございまして。今回簡保年金事業団に自由化対策資金の一部を寄託しまして、その運用をするのは、あくまでもメーンは指定単でございまして。ところが指定単に運用するまでの間、国から渡してしばらくの間がございまして、あるいは運用した後お金が返つてきた、国に納付するまでまた期間がございまして。こうした期間の間どこへ運用するかという点についての定めが必要でございまして。それをできるだけ効率的に運用してもらうために、国債、地方債、その他の債券に運用できるということを書いておく必要がある、そういうことでこういう条文になつておるといふことでございまして、どうも表現はむしろ逆のさまになつておつて、国債、地方債が先に

出て、指定単が後になつておりますので、どうも形式上見ますと何か順位みたいになつておりますが、趣旨はそういうことでございまして、メーンはあくまでも指定単、その間効率的に運用するというところでこういう改正をお願いしておる、こういう中身でございまして。

第二点のお尋ねでございまして、なぜ簡保年金事業団にやらせるかという問題でございまして、これは先ほどお話しのとおり、国が直接元保のないものに運用することについては、これまでのところそういう事例もございませぬし、確かに国のお金に万が一損失が出たときにどう対処するかという、十分な法的な詰めもないわけでございますので、これは御案内のとおりでございまして、国民年金とかあるいは厚生年金あるいは私どもの郵政省のやつております簡易保険、こうした資金を有利に運用する際にはすべて特殊法人にゆだねております。その特殊法人が得た利益をまた国に還元させる、納付させる、こういう形のために国ではなくて、特殊法人にこうした指定単運用をさせるのが最も適当であるというところで今回改正をお願いする。これもよく考へてみますと、特殊法人だということになりますと、郵政省としては最も郵政省の傘下の中で類似の業務を行つていられるのは事業団でございまして、そしてまた既にうーノハウも経験もあるということで事業団ということを選定して、この法案でお願ひしておるわけでございますが、これは法律的には事業団の本来業務じゃないわけでございます。簡保年金事業団はあくまでも簡易保険がメーンでございまして、そうしますと貯金のことでこの事業団にお願ひするとなれば、やはり簡保年金事業団の業務に附帯業務じゃない、新たに特例的にこういう金利自由化のために対処するのだというところで、特例的に付加をする、そういうお願ひをするということを確認いたしますために、特例法をつくつて、そしてまた御承認を賜りたい、こういうことでお願ひをしておる次第でございまして。

○田並委員 そこで、そうすると、これはちよ

と今の答弁に関連をしてなのですが、例えば簡保事業団に預託をした、たまたま元本割れが出てしまったという場合は、簡保事業団が補償するということもあるのですか。その辺をちょっと聞きたいということ。

もう一つは、今のに関連をいたしまして、経過措置としてこの法律の中では、運用益を三年間は積立金として事業団の方へ積み立てておく、このようになっておりますね。それはどういう意味で積み立てるのか。あるいは三年後、じゃ今度はどうするのだろうか。恐らく積み立てをしておいで、それでもっと額を多くして運用して、運用益を上げるためにそういうふうにするのか、一種の危険手当てみたいな格好でこういうものが行われようとするのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。三年後を含めてどうするかということ。

○森本政府委員 御指摘のとおり確かに形式的に元本の保証がないわけでございますが、幸いにして過去にはそうした損失を生じた事例は、公的資金初め指定単の運用ではないと承知をいたしております。そういう意味では安心は十分いたしておりますが、ただし形式的な形をきちんと整えるのが法律でございますので、万一の場合に備えて簡保事業団に、先生お話しのようにその利益を積み立てるといふのはそういう趣旨でございます。三年間はただ財産も何も貯金の関係ございませぬものですから、出た運用益は全部積み立てろ、そしてなおその後は毎年の運用額の一定割合、これは政令で定めるといふことに相なっておりますが、今のところ一％ぐらいが適当かなと思っておりますが、その後も、三年の後は今度は収益にはかわりなく運用額の方の一定額を積み立てるといふ形で積み立てるわけでございますが、これはあくまでも万が一の損失の補償に対する備えとしてこういう措置を講じておりますので、こうした運用をお願いしたい。運用をお願いして、万々心配は要らない、そういう補償の措置をこういう形で確保したい、こういう趣旨でございます。

○田並委員 わかりました。
 それでは、次へ移ります。

次に郵貯法の関係なんですが、先ほど阿部先生の方から、郵貯の純増加額が六十三年度末は前年度対比で大幅に増加をした。局長の答弁でも、六十三年度で伸びが八兆五千億で純増が一兆五千億、六十二年度はそれが五千億だったのだから、の伸びを示した。金利志向の大変強い中でこのような努力をしたことについては本当に大変だったと思うのですが、これは何か特別な理由というのがあったんでしょうか。例えば金利志向に基づいて、郵貯の方がかなり有利だという何か新しいサービスか何かがあつてこのような結果になったのか。その理由、これをお聞かせ願いたいということです。

もう一つは、来年度の定額郵便貯金の集中満期の対策について、先ほども幾らか論議のやりとりがありました。これは民間もかなりねらつてますよね。これが向こう側へいきますと、ほかの資金にいきますと財投にもかなり影響が出てくるのではないか、こんな気がしますものですから、集中満期対策について万全にお取り組みがされていると思いますが、もう一回この内容についてお聞かせを願いたい。もちろん今度のMMCの問題もそうだし、貯金の限度額の引き上げもその一環だし、いろいろあろうと思うのですが、それだけで果たして大丈夫なんだろうか、こういう気がするものですから、この辺の対策についてもう一回お聞かせを願いたい。もちろん、職員の皆さんが大変な努力をしているということは我々も聞いております。やはりそれにこたえるような郵政省の対策も必要なんではないかという観点からもひとつ御答弁を願いたいと思います。

○森本政府委員　先ほど阿部先生もおっしゃいましたように、かつては六兆円一年間で純増がふえた時代もございましたし、六十年で、六十一年度、ここ三、四年前には年間二兆円ないし三兆円伸びておりました。それが六十二年度にはちょっと目を覆うばかりのたった五千億という、けたが

違うぐらいの大変低い伸びにとどまったわけですが、やはりこの危機は何とか職員として、も真つ正面に見据えてぜひ頑張らなきゃならぬとい。一つには、職員が相当奮い立って業務に当たらない。一つは、現場にしますれば、やはり金利が全体に低下していく中で何がしかのインセンティブ、刺激というか、お客様にお勧めするに足る材料がないと非常にづらい、こういうことかと思ひますので、何にしてもそういう意味では、最大の結果は、決してこれでもとても褒めた状態には、この一兆五千億という数字はないと私は思いますが、しかし、少なくとも最低線から上昇傾向に移れたというには、やはり職員の危機意識というのは大変なものだったな、努力も大変であった、こういうふうな考えておるところでございます。

お尋ねの二点目の集中満期でございますが、かつて加えてこういう厳しいときにいよいよ満期を迎えるということでございます。先生の御指摘のとおりこの金額は相当多量になるということは民間でも早く意識いたしまして、最近ではお客様から、これはどこで情報を手に入れるのかわからないのでありますが、あなたのところに定額証書がありますかというようなお尋ねをきくとするのだと思うのでございますが、そして、あると言うなら、ぜひ今度はうんと有利な私ども民間にどうぞというところで、その証書を預かって郵便局に払い戻しに見える、御本人じゃなくて銀行の職員が代理人として、そういうケースも決して少なからざる事態を今日迎えているわけであります。

私どもとしては、残高がここで重大な支障を起しますと、先ほど申しましたように経費率が重大な移動を示しまして、今後の自由化に対応できない、赤字を招来するという事態になりかねないわけですので、ぜひ大量の貯金は再吸収

しなければならぬ。それから、先生御指摘のとおり、国の財政計画にこの移動が重大な支障を及ぼしかねないという要素を持つこともございます。さらに、郵貯の役割とは一体何ぞやという問題まで出てきかねないということで、当面郵便貯金事業として最大の意欲を持ってやる課題だという理解のもとに私ども取り組まなければならないということ、先ほど前年度のことで申し述べましたとおり、新しい道具も必要でございます。お客様にお勧めするにはこういうセールスポイントもございますという意味で、これも法改正でお願いいたしておりますM M Cの創設、それから限度額の引き上げ、これも大きな施策としてお客様にお願いできるのではないかと。もちろん職員もこれだけでというわけにはまいりませんで、必要な活動のための超過勤務、あるいは職員が正規で足りない部分は非常勤の職員で措置をすることといった万般の、職員が一生懸命やってももらえるだけの体制づくりということには十分意を用いてこの難しい課題に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○田並委員　大変な時期ですから頑張ってもらいたいのですが、小口MMCが、法律が通ればいいように六月五日から出発するわけですが、当面は三百万ということですから、私は郵便貯金の平均の〇・五％預入額はどれぐらいかわかりませんが、郵便貯金利用者すべてにわたってこのMMCの利息を付するといましようか、これが受けられるかどうか非常に疑問なのです。ですから、要望として、なるべく早くMMCの預入額の引き下げを一層努力してもらわないと、小口貯蓄である郵便貯金の利用者のどのぐらいのパーセンテージが総体的に利用できるか非常に疑問であります。ですから、その辺の努力をお願いすると同時に、郵政省として当初、例えば平成元年度実施になって以降、来年の三月ぐらいまでどの程度のMMCの貯金を見込まれているのか、ということは、結果的には金利が上がるわけですから、郵貯事業のコストが当然あててきますね。この辺のコストを吸収するため

の収益拡大というのは当然また出てこなければならぬ、それが先ほどの簡保事業団への預託、それで運用してもらつてという格好になると思うのですが、その辺はどの程度に計算されておるのか。もしわかれば結構なのですが、やる以上は当然一定の目標を立てておやりになるのでしょうか、それらもわかりましたらお知らせを願いたいと思います。

○森本政府委員 MMCの預入単位が三百万でスタートするということにつきまして、率直に申し上げてもこれがベストだということでお願いをしたわけではございませんで、かねてから小口に及ぼすべしだということになると、三百万で果たして小口かということについては、先ほどこへ来ておりました大蔵省との間でも相当激論を交わしたわけでございます。正直なところ、私どもとしては、もしやるのなら十万円単位ぐらいで考へるのが本当ではなからうかという議論もいたしたものであります。数多くの金融機関も一緒にやるという前提で物を考えますと、これでは小さな金融機関はとも対応できない。そうだとすると、この議論を重ねている限りは一千万の大口がいつまでたっても前へ行かない、そういう悩みもございまして、私どもさんざん議論を重ねた結果、それじやスタートは三百万ということにいたそう、そのかわりできる限りこれを早急に引き下げてまいらう。現にお客様の立場に立つても、二百九十万ならだめで三百一十万ならセーフというの、これは正直言つていつまでも続けておれない事態でございますし、むしろこれを加速手段として、本当に金融機関が効率的な経営に目覚めるといふことも大事かということ、そうした経緯がございまして、おっしゃるとおり、できるだけ早期に引き下げたいと思つております。

一体MMCがどのくらい利用されるか。確かに今の郵貯百二十六兆のうち定期貯金が約九割を占めておりますので、この定期貯金の利用者がMMCをお考えになるけれども、一つには三百万の限度がございましてこれは九々にはならない。し

かし、小口でお持ちのものをまとめておやりになるといふことも考えられる。しかし、MMCは短いものでは三月でございます。その当座はいいのですが、三月たったならまた考え直さなければならぬ、こんなこともございまして、この過程で民間では相当いろいろな議論がございましたが、定期貯金は幸いにして基本的な性格は残したまま維持することもできたわけでございます。お客様はライフスタイルあるいはそのときのライフステージがどういふ状態におられるか、その資金の使途が何にあるかということを経営的に勘案してMMCなり定期をお選びいただく。私の方は退職金だから長期に十年、今の金利なら毎月これだけ入るといふ計算ができるならば定期をお選びになるかもしれない。短期に、車の頭金が欲しいのだからということになれば短期で有利なものをお選びになるかもしれない。そうした意味合いで私どもも、押しつけて何ぼにせいということをお断りするのは非常に無理な話、国民にとつてもまだ初めての制度でございますので、正直言つてどのくらい移行するかは非常に予測が難しい。しかし、幸いにし

てこれまでのいろいろ現場の反響も見ますと相当御関心もお持ちで、ぜひやりたいという方も少なからずおられるという情勢で、できるだけ今後のデータを集めながら、六月は、スタートは全体としてはまだ六カ月物と一年物だけでございますので、秋には勢ぞろいいたします。そうした過程の中で全体としての動向を見きわめたい、そのことがまたコストの計算もきちんとするようになるだろうと考えておるところでございます。

○田並委員 いろいろな選択肢を利用者に提供するもの一つの方法ですから、そういう意味で理解をしておきたいと思つてます。

最後に、為替・振替法の関係なのですが、提案にありますが、例えば為替の料金体系を六段階から三段階へ、あるいは振替料金の七ないし八を三段階に簡素化をするという意味については大體理解できるのですが、この中には例の消費税が当然入っていると思うのです。それで、こういう

料金体系、簡素化とあわせて消費税対策をやったと思うのですが、これは内税、消費税が全部込みになっているわけですね。そうすると、利用する側にとつてみると、果たして幾ら払っているのだから、この料金の中の幾らが消費税なのだろうということもわからないし、民間と違いますからまあ便乗値上げなどということはあり得ないと思うのですけれども、要するに料金の最高限度額を決めてそれ以内で審議会の議を経て答申を得て省令で大臣が決める、こういうことになっていきますから心配ないと思うのですけれども、その辺、どうもこれだけ見たのでは、先ほどの大臣の所信の中にも消費税のシヨの字も出てこないし、簡素化だけが重点的にしゃべられているものだから、その辺を少し解明しなくてはいけないのじゃないかと思ふのです。基本的な考え方だけで結構ですからお聞かせ願つて、質問を終わりたいと思ひます。

ただ、これは残念ながら私どもは反対でございます。○森本政府委員 時間がございせんから簡単にさせていただきますが、基本的には六段階から八段階を全部法定にしていることはお客様にとつても非常に不自由な状態になっていること、今回三段階にいたしますが、この改正によつては基本的には料金の改定は全体としてはお願ひしない、こういう前提に立つております。総枠としては、例えば今後に得られる収入は全体としては変わりない。ただ、消費税の部分は、これは国の事業であるといへども三〇%の事業としてかかるわけでございますので、この部分はお客様に御負担を願わなければならないということで、これはひとつぜひ御理解を賜りたいということとろでございます。

全体の仕組みは、確かに個々の具体的料金を全部省令で決めさせていただきます仕組みではなくて、これまで個々の料金が全部法定だったということに基づきまして、一切合財全部省令にのきなひでございますので、これを法律で三段階にさせていただきます。その三段階はあくまでも最高限度枠だということで、個々の料金は現行の料金を刻みます。つまり、それぞれ分かれていたものを一括することになりますので、消費税の三〇%部分を除きますれば、いわば一方で二百円だった、一方で二百五十円だったというのが大体二百三十円とか、おおむねその見当の中間料金になるというふうなイメージだということを御理解願ひたいと思ひます。

こうすることによつて、今後いろいろなサービスの改善も可能になる。つまりは、料金が法律で決まっているということはおらゆるサービスも法律で決まっておるということでございますので、もちろん法律の範囲内でございまして、その範囲内でサービスも創出するし、今後のいろいろな民間との競争条件の中での弾力的な料金設定も可能になつて、お客様へのサービスが十全になるかと考へておるのでございまして、ぜひひとつ御理解を賜りたいと思つております。

○田並委員 終わります。○畑委員 木内良明君。○木内委員 三つの法律案の一括審議ということでありまして、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、この二案につきましては私どもは賛成であります。なお、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきましては、申し上げるまでもなく、料金体系が三段階に簡素化されるというものの、公共料金として消費税の対象になつておる。料金の体系の中に内税としてこれが転嫁されておる。こうした問題について容認することとはどうしてできません。私は、国民生活を圧迫する消費税の撤廃を今日まで強く要求してきていますところでありまして、国民生活に影響を及ぼす為替・振替手数料に消費税を転嫁することには反対である。したがつて、この郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案については反対の立場で質問を行います。

まず、法律案ごとに順序立ててお聞きをしてまいりたいと思います。

まず、郵便貯金にとりましては、念願でございました郵便貯金の自主運用が開始されてから二年がたち、ことは三年目に突入をしている、こういうことであります。初年度の昭和六十二年度は運用額が二兆円、資金運用という今まで経験のなかった業務を開始した初年度であったにもかかわらず、運用の利回りが五・五四％、これに対してコストが四・九四％、したがって利差が〇・六％で約四十八億円の運用益が上がっている、こういうことであります。この数字は運用初年度にしてはまずまずの結果であろう、私はこう思います。昭和六十三年度につきましては新たに二兆五千億円の新規運用額を追加しております、総額で四兆五千億円の運用を行ったわけですが、これも、運用開始二年目の昨年度の運用利回りが実は私も気になるものであります、この昭和六十三年度の運用利回りがどの程度のものであったか、まずお尋ねします。

○森本政府委員 この運用に関する決算が出ますのはもう少ししばらく時間がかかるかと思いますが、現時点では一種の見込みということにならざるを得ないわけでございます。

この見込みでございますが、先生お示しの六十二年に比べて結論的には一段前へ出たということが言えるかと思えます。運用利回りとして六％の実績が上がっておりまして、これに要するコスト四・九五％、これは六十二年とほぼ同じでございますが、その結果利差は一・〇五％。先ほど六十二年で四十八億円とおっしゃいました点、今回は三百五十七億の見込みということに相なっております。次年度に入っている成績で、決して手放しで自賛するわけにはまいりませんが、厳しい環境の中ではここまでよくぞ来たかなという感じは持っておるところでございます。

○木内委員 私も同じように評価を行うものであります。特に昭和六十三年度について今お尋ねしたわけですが、それでは平成元年度について

ではどの程度見込んでおられるかということについてお聞きしたいと思います。新規に三兆円を追加して総額で七兆五千億円の運用を行うことにならなければならないと思えます。あわせて、今まで二年間の運用を通じて顕在化したというか、あるいは指摘されるような運用上の問題点はいかなるものがあったのか、またそれについて今後どういう対応をされるおつもりなのか、お尋ねします。

○森本政府委員 この運用利回りというのは、先生御案内のとおり、私もこれまですべて債券というところになっております。

債券の値段は日々変動するものでございまして、せんだってから為替の動向を受けて債券自体も日々変わっている、生き物だという感じがいたす次第でございます。そういう意味で平成元年度は幾ら見込めるかというのを現時点で予測するのは、正直言って大変困難だと思っております。しかし、幸いもう既に二年の経験、ノーハウもございまして、内外の情勢を的確に見ながら、少なくとも前年度より上回る成績は確保したい、そういう期待値を持ちながら元年度は運用に当たりたい。

二つ目のお尋ねの、旧を振り返ってみてどういう問題があるかということでございますが、やはりこの運用は運用としながらも、これをしなきゃならぬ情勢、つまりは金利の自由化の問題でございますが、いよいよこれが現実のものに相なっております。いろいろ計算しましても大変に厳しいことではございますので、国債を初めとする従前の運用対象では非常に限定的になりますので、これを上回る有利な運用対象として指定単というものをぜひ手がけてみたい。また、そのことについては各種の公的年金での実績もあるということで、今回こ

の運用についての指定単をぜひ実現をお願い申し上げたいということで法律改正を予定させていたしておるところでございます。

その後どういふふうになるかという点については、ともかく市場も大変変わってまいっておりますので、さらに広範に鋭意検討を進めてみなければならぬわけですが、最近のコーマーションシャルーバーだとか私算債だとかオプションだとか、いろいろなもの金利の運用の対象として市中に出ております。大手の機関投資家もこれらを運用いたしてそれなりの成果を上げているようでございますので、この事項についてはなお研究を要する余地も多々ございますので、当面ぜひ指定単の運用で有利な運用を図ってまいりたい、こういう態度でお願いを申し上げているところでございます。

○木内委員 指定単への対応ということは十分に理解できます。その前に、運用益の利差を大きくするための方策の一つとして、今局長の答弁されたコストの圧縮ということもさらに努力をされてよろしいのじゃないか、こういうふうに思うので、私は、一定の成果を十二分に評価しつつも、指定単に一步歩を進めながら、さらに今日三年目に入ったので、今日までの経験を生かしつつコストの圧縮もできないものか、この点はどうですか。

○森本政府委員 私どもも国営事業にとって放漫な経営では利用者にとつては向かれないわけでございますので、できるだけコスト圧縮、つまりは人件費を初め必要な経費を極力最小限に抑えていくということ、この事業を通じて非常に大事なことで、このことでも今取り組んでいるわけでございます。同時に、このコストというものは経費率と、この形でも出てまいりますので、コスト自体を圧縮するということも大事でございますが、経費率の算定の基本になります預金の増加ということも大変大事なことになります、そのことがこういう自由化に対応できる大きな基本にもなるといふことかと考えるわけでございます。御指摘のと

おり、コストの面についてもさらに努力を払ってまいらなければならぬと考えているところであります。

○木内委員 運用益が大きくなる、利差が大きくなる、そこにおける経費率が、全体のパイが大きくなれば低くなるということ、総体的には今、そういう話だったと思うのです。十分理解できます。

それで、現下の情勢のような低金利のもとで六％の運用利回りを上げて、利差という点でいけば、今申し上げたように前年度を一％上回る利回りの向上が見込まれるという今の希望的観測も含めて、私は事実そうなるだろうと思うのですけれども、率直な疑問として、現在のような低金利のもとでよく頑張っておられる、どのようにしてこのような高い収益を上げることが可能になっているのか、その点の背景の御説明もいただければと思います。

○森本政府委員 木内先生御案内のとおり、私どもの資金の性格からして、年間ふえてまいります全体の運用額の半分は国債を引き受けるということとで現在運用を行っているわけでございます。そうした中で、全体として一％上げるといふのはなかなか難しい課題でございます、つまりは国債も発行状況によっては相当値段も振れはいたしますが、私どもの借りてまいります原資の預託利率、これと国債とはほぼ同水準だと言っても変わりはないぐらい、国債それ自体は新発物では有利な運用というわけにはまいらないわけでございます。

そこで、市中の動向、為替相場場の動向等をいろいろ見直しながら、一つは高利回りの既発債、既に市中に回っております債券で利回りの高いものを安く仕入れる、こういう点が一つ。それから、金利の低下傾向の局面、つまり債券価格が上がりやすい場合は、持っている債券を一部売却してましてキャピタルゲインを得るといふようなこともやっておるわけでございます。さらには、最近市場において株式と連動する転換社債、同じ社債

でありましても転換社債等の株式運動みたいな社債も数多く発行されておりますので、こうしたものに對する積極的な運用も図つてそこでキャピタル益も確保する、更にさまざまな手法を用いながら全体として安全な、なおかつ有利な運用を心がけた結果こういう数字が出た。ただ、おっしゃるとおり、これはなかなか容易ではないわけでございますので、さらにいろいろ勉強を積み重ねながら利率のアップを図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○木内委員 運用対象の選別といいますが、あるいは運用の多様性ということで大変御努力をされているわけでございますけれども、安全で利回りのよい運用ということになると大変に御苦労も多いと思うのだけれども、これまでの経緯を踏まえてさらに利差の獲得に御努力をいただきたい、こういうふうに思います。

それで、平成四年度以降の運用計画についてお尋ねをするわけでありまして、金融自由化対策資金で申し上げたように、高い収益を確保している現状、また、その背景というのは今の答弁でよく理解ができるわけでありまして、こういうふうな高い収益を上げることのできる金融自由化対策資金の運用の規模というものは、郵便貯金事業が金融自由化に適切に対応するために創設されたという本来の趣旨を考へますならば、さらに拡大をされなければならないのではないだろうか。リスクを伴うような運用であつてはいけなしいし、十分に留意すべき点はしつつも、この運用資金の拡大というものが必要ではないかと私は率直に考えるわけですが。

運用額でありますけれども、今までも触れておりますように、六十二年度が二兆、六十三年度が二兆五千億、平成元年度が三兆、毎年度五千億ずつふやして平成三年度までの五年間で、当初は平成三年度で十五兆円、こういうふうな計画があつたわけでありまして、現在の段階では平成四年度以降の見通しについてはまだ出ておらないように認識しております。したがって、にわかには

平成四年度以降はどうかということとはなかなかお答えできにくいだらうけれども、見通しとして、ガイドラインでも結構ですから、どんなお気持ちでおられるのか。また、現段階で決まつておられないとすれば、今後いつの段階で平成四年度以降の具体的な運用計画、また運用資金の拡大についての目途をお立てになるのか、この点について承りたいと思います。

○森本政府委員 大変難しい御質問でございますが、非常に大事なことでございますが、十五兆円までは確かに御指摘のとおり一応予定をいたしております。平成三年度当時には多分、相当情勢が変れば別でございますけれども、私どもの運用残高といえますか、郵便貯金の残高が百五十兆円当にはならぬかな、そうすると、その当時の一割見当を自由化対策資金として運用している結果になる状態、次のステップを迎えるということになるかと思つておりますが、さて、どのくらいを、その当時の情勢、つまりこれから三年、四年先の状態をどう見るかということについては、これは先生御案内のとおりでございますが、今後の金融の自由化の進展の状況はどうなつていくか、それから郵便事業の経営状況がこの三年間にどういふふうな展開を示すか、さらには、その当時に對する財投の資金需要がどういふうあいになつていくか。もう少し基本的な言ひをすれば、財投に對する私どもの郵便の役割というのはその時点で、また基本的な点でどうなつていくか、こんなこともいろいろ影響してまいらうかと思ひます。しかし、できるだけ有利な運用を図つて預金者に競争のメリットを還元しなければならぬといふのも大きな課題でございますので、これは平成四年度予算の編成時にはこの点の見通しを立てなければならぬ。したがって、平成三年の夏までは平成四年の分、それから先の分についてもある程度見込みを立てて、ある程度の成案を得ておく必要がぜひあるか。大変重大な御指摘だと思つて今から勉強しておるところでございますが、さらにきょうの質問を機に、しっかりと

と行く先を見据えてまいりたいと考えておるところでございます。

○木内委員 今非常に明快な答弁で、私も納得しております。

そこで、平成三年夏に平成四年以降の計画について策定されるという内容だったわけですが、けれども、初年度から平成三年度までは五年間ということと十五兆円の計画を立てられている。今局長答弁された平成三年末における四年度以降の運用計画は、やはり五年ずつの期間になりますか。コンクリートしてなければ結構ですが、大まかなところでも、お答えできる範囲で結構です。

○森本政府委員 情勢が許しますれば、できるだけ長期に見通すということが大変必要だと思ひますので、少なくとも五年あたりは一つのターゲットにしたいものだと考えておるわけでありまして、○木内委員 質疑といふのは大変大事で、こうした具体的な見通しといふものはつきり出てまいりますので、こうした法案審議でありますから議論といふものをこういう形で積み上げてまいりたい、自画自賛するわけじゃありませんけれども、そういうふうに思ひます。

この指定単の運用開始時期と運用規模ということについてお尋ねします。いずれにしましても、今申し上げたことも金融情勢等の諸般の事情を勘案して早急に決めるべき問題であつて、今後の対応に期待をするわけでありまして、今審議しております事業団法の制定によつて、平成元年度から金融自由化対策資金による指定単の運用が開始されるわけで、その理由は先ほどの局長の答弁の中でも明らかで、趣旨説明にもあつたわけでありまして。

そこで、平成元年度は二千五百億円を予定しておるといふふうに聞いておりますけれども、それでは、具体的にいつからこれが開始されると考えてよろしいのか。

また、こうした有利な運用対象である指定単への運用といふものが、今一般的な運用資金についても拡大の方向でという観点から私はお尋ねをし

たわけでありまして、平成二年度以降の指定単への運用規模についてもやはり拡大の方向であるのかどうか、拡大の方向であるとすればいかなる推移をたどる見込みを持つておられるのか。二点についてお尋ねします。

○森本政府委員 これは、私どももまづつきり生まれて初めての経験でございますので、正直申し上げて、この指定単で本年度どうなるかという点についてはまだ明確にお答えができる状態にはなっておりません。

お尋ねの、いつからということでございますが、この法案を通過、成立させていただいた後、いろいろな準備で約一カ月ぐらひは必要かと思ひますが、この期間もできるだけ短縮しまして、できるだけ早い機会に着手をしたいものだと考えておりますが、およその見通しがそんな感じで、今心持ちをしていくところでありまして。ただ、運用の実態という点では既にいろいろな事例もございますが、例えば近しい簡易保険事業団では、簡保事業団で簡易保険の運用をいたしておりますが、この指定単での運用利回りは五・八四という実績を上げております。それから、年金福祉事業団というところで厚生年金、国民年金の運用をいたしておりますが、これは六十二年度資金確保事業では六・一二、六十一年度では七・六五という実績もございまして。さらにはまた、各種民間の企業の基金、年金を運用する厚生年金基金というものがございまして。これは、ここ数年大体一〇〇程度の運用益を上げておると聞いておりますので、見通しはできませんけれども、相当高い利回りは十分期待できるんじゃないかなと考えておるところでございます。

なお、二点目のお尋ねの、これから先をどうするかという問題でございますが、何せ初年度の運用実績といふものをよく見きわめる必要がございます。同時に、来年度その時点には、この夏にある程度いろいろな予測もしなければなりませんので、この予算編成のころまでに至急に、次年度以

降とうするかどうかというについては、まだ進行途中ながらある程度の見通しを立てなければならぬという難しい時点になるかと思っておりますが、できるだけ有利運用の幅を広げるといふ観点で指定単の範囲についても拡大をさせていただきたい。これについても、既往、簡易保険事業団が当初三千五百億で出だして、次年度にはその残が八千億になったというように事態もございまして、こうした過去の公的年金の運用推移というものをよく見てまいりたいと考えておるところでございます。

○木内委員 初年度ということで大変慎重に有利な運用をというのを期待もいたしますし、先ほど郵貯の自主運用のこれまでの成果も評価を申し上げつつ言及したわけでありまして、ぜひとも評価されるべきいい成果をお出しになられるように御努力されるよう要望しておきたいと思っております。

そこで、指定単における預託金金の計数の問題ですけれども、言ってみれば郵便貯金資金の運用においては、今回新たに、今申し上げているように指定単を通じて間接的な株式への運用というものが行われるわけでありまして、これは一面から見れば、利用者への運用益の還元を考えますと、非常に時宜にかなったことであるという評価があるわけでありまして、当然、今も話が合ったように、指定単への運用に当たっては、従来までの国債であるとか地方債、公庫公団債、金融債、元本保証のある金銭信託等の運用による実績も今までも出ていたわけでありまして、これよりも高い利回りを得なければ意味はないのではなからうか。だが、リスクがあつてはいけないけれども、いわばこれだけの法律の整備を行って行かなくてはならない。期待にこたえる結果を出していただかなければならない。今回は運用の初年度ということもありまして、指定単の利回りの目標を、今も若干開きましてけれども、どういふぐあいに考えているのか、運用部資金の預託金利より何%程度上回る水準を目標とするお気持ちなのか、これもお答えできる範囲で結構です。

○森本政府委員 先ほどから申し上げましたように、あらかじめ見通しは幾らぐらいいいのは非常に困難でございますが、幸いにして既往に参考事例がある。ただし、過去の参考は即先行きを保証してくれるものでもございせんが、お話しのように、大体六十三年度一年間資金運用部に預託をします平均は五%弱、四・九五%ぐらいいい相なっております。この原資を借り入れて運用を指定単にするわけでございますが、これが、さつき申しましたように、簡易事業団で六十二年度では五・八四%、したがって、この差が約〇・九%上回っているという形になっております。年金事業団ではこれが約一・三%近い差になっております。

ただし、これは、株式運用というものが指定単の中には重大な要素でございますが、この手のものはある年限を蓄積するというのがどうしても必要でございます。債券と違いますが、ある年限、つまりは低い投資で得たものが、その当時の経済価格といえますが、市場価格で相当値上がりをしておる、そのときにキャピタルゲインが得られる、こういうことも大きく作用いたしますので、そうした意味合いでは、初年度とあるいは次年度とがずっと同じパターンではなくて、だんだんに積み重なっていく。また同時に、そのときの金融情勢、経済情勢ということもまた加わってまいるといふ意味で、今までの運用よりは相当幅がある形になるかと思う次第でございます。何にしてもそういうことで、元年度の運用がどういふふうになるかということも予測することは非常に難しいでございますが、しかし、少なくとも御指摘のとおり、現在国債を中心に運用しておりますよりは上回ることを大いに期待したいものだ。しかし、それも一年こきりではなかなか結果がどうだと判定のしにくい性質のものだということもあわせて御理解願えれば幸いだと考えるところでございます。

○木内委員 それでは次に、貯金法の方にまいりたいと思っております。まず初めに大臣にお尋ねします。

現在、定額貯金の商品性の見直しというものが行われてきており、また、いよいよ今回民間金融機関と同様の小口M M Cの販売によって、さきのマル優の廃止と相まって庶民の金融機関としての郵便局の性質というものが大きく変化してくるであらう、こういうふうな考えられます。つまり、主力商品で人気が高かった定額貯金が、言ってみればその魅力を減少させて、今後主流になるであろうと予想されるM M C、これは一般の銀行と同商品であつて、郵貯独自の魅力というものがそぎ落とされてきている傾向にある、これは否めな事実だと思っております。

それに加えて、郵貯の場合は預け入れの制限額があつて、民間金融機関で言うところのさきさきなM M Cというものが郵貯の場合にはまだ乏しい。例えばカードローンなんかもそういうことでありますけれども、こういった点を考えますと、いわば郵貯の利用者を保護するどころか郵便局を利用するM M Cがなくなつてきてしまふ、そういう懸念も実はするわけでありまして、また、郵便貯金が今後は自主運用を始めたこともあつて、巷間、郵便貯金は民営化の方向であるなどと言われたりもしかねない。

そこで、午前中からも申し上げておりますように、全国山間僻地に至るまで二万数千カ所のそれこそ窓口を持つている特性あるいはまた、ほかの民間金融機関ではなかなか対応し切れない、手の届かないところまできめ細かく対応して、いわば庶民金融機関としての大きな位置づけと歴史をこれまで持つてこられたし、また職員の方々も努力をしてこられた。ところが実際にこのように金融の自由化という時代を迎えて、申し上げたような傾向というものが残念ながら出てきてしまつていく。改めて郵便貯金の性格あるいは役割というものが今問われているんじゃないかと思うのです。今後の中長期的な郵便貯金のあり方、また庶民

金融というテーマにおける位置づけを大臣としてはどういうふうにお考えになつておられるのか、見解を承りたいと思っております。

○片岡国務大臣 郵便貯金は、国営事業といったしまして、あまねく公平に金融サービスを提供いたしまして社会資本整備等への公的資金を供給するなど、国民福祉の向上に大きく貢献してきたところでありますが、今仰せのとおり、今後金融自由化が進んだしていく中でありまして、その基本的な役割は依然として変わらないものがあると考えておるわけでございます。

今後人口の高齢化の進展等、経済社会情勢の変化に適切に対応いたしつつ、また金融の自由化のメリットを広く利用者に還元いたしていく方向で、国民のニーズに合致したいろいろな商品、サービスが提供できますように今後十分を引き締めてこれらの問題に取り組んで進んでいきたい、こう考えておるところでございます。

○木内委員 今回の定額貯金の商品性見直しというところによって、恐らくは定額貯金の占める比率というのは小さくなるのではないかとと思われるのです。そこで局長にお尋ねするわけでありまして、けれども、この比率がどういふ推移になるのかという見通しについて一点お尋ねをします。

それから、今後M M Cと定額との割合は、バランスからいってどういった形が望ましいか、固定したものではなくてそれで結構ですけれども、承りたい。

それからあわせて、今回創設される小口M M Cの平成元年度の貯金残高をどの程度と見込んでおられるのか。細かな問題ですから、三点まとめてお尋ねします。

○森本政府委員 先生御案内のとおり、今百二十六兆の郵便貯金に定額貯金の占める比率は年々増大をしております。かつては定額貯金は七割という時代もございました。今はほぼ九割を占める、今年これも少しづつ上がつてまいつておる、こんな情勢でございます。国民の大変な支持を受けているということは言えるわけでございますが、先

ほどから話が出ておりますように、ここ二、三年急激な金利低下の時代でございまして、史上最低と言つてもいいくらい金利が低い時代でござい

ところで、家計の方はそうした時代に備えて大変金利に敏感で、少しでもいい金利の方へ動かさうという動きが大変顕著でございまして、私どもの預貯金以外には、生命保険の一時払い養老あるいは株式投資あるいは貸付信託等のさまざまな金融商品の方へ資金が少しずつ移動を始めておるかな、こういう感じでございます。こうした中で市場金利の直接メリットを受けるという形では、私どもの郵貯にも大変大きなインパクトを与えておるものであります。

ただ、定額貯金自体も、十年最長置いて、しかも預金者の必要となるときがいれば満期だという意味では、大変収益性に富む、なおかつ流動性に富むという非常にユニークな商品であることには変わりはないと考えるわけでございまして、この辺は資金の使途あるいはそのときの家計の状態ということで随意に選択していただくということで、私ども営業の基本は、お勤めの基本はそういうことにならざるを得ないかな。そういう意味では、このシェアがどの程度になるかという二点目のお尋ねは非常に予測が難しゅうございまして、私どもいろいろなことでも試算はしてみたのでござい

す。しかも、先ほど申し上げましたが、このスタートは本年度六月で一部始めて、十月に全部そろ

ございますから、お客様の嗜好がこれまで定額を選ばれた。しかし、その中でより有利なものあるいはそのときの家計の状態ではMMCを選ばれるというところであれば、トータルとして見ればこれは一つの予測は可能ではないかということで、平成元年度、MMCと定額を含めまして、予算上の目標額といたしましては一兆二千億円という予測は立てております。もちろんこれは予算上の問題でございまして、実際は、さっきも申し上げましたが、前年度一兆五千億、純増は確保できておりますので、そうした意味合いではこの予算は十分上回ることはできるのではないかといいと

とでござい

○木内委員 関連して一点、定額貯金の見直しというところについてお尋ねします。さきの記者会見から何かで奥山次官が発言されたようでありまして、定額貯金の見直しはこれで済んだと考えておるという発言があったようですが、これに対して民間の金融機関の方では、部分的な手直しにとどまっております。引き続き見直しを要する、こういう主張も報道されておるわけでありまして、私は、民間が言うところの部分的な手直しにとどまっております云々というところは、言いかえれば今よりも商品性を改悪しろということに等しいのじゃないかと、うがった見方をすれば受けとめざるを得ないのですけれども、この奥山次官の発言も踏まえつつ、定額貯金の見直しは終わつたと考えてよろしいのかどうか、端的な答弁で結構です。

○森本政府委員 定額貯金の商品につきましては、六十一年六月の行革審答申におきまして、「定額貯金等の郵便貯金の商品性については、経営の健全性の確保、金利自由化の進展等を踏まえ

態のMMCにするかについてはさんざん議論を重ねたところでございますが、その過程でも定額の貯金の扱いについていろいろ議論があったわけでございます。端的に申せということでは、そういう議論に対して、今回定額の商品については見直しは終了した、つまりは市場金利がでるわけでございますので、その市場金利をにらみながら、定額の商品性については金利がうんと高騰したときには市場金利よりおくれ動くあるいは金利が異常に低下したときでも歯どめをつけるということとで、見直しは終わつたというふうに考えておる

ところではござい

○木内委員 非常に明快な答弁で、了解いたしました。それから、小口MMCの最低預入金額の引き下げの問題というところについてお尋ねしますが、先ほどの質疑を聞いておりました、たしか田並先生のとときで、私はっきり記憶してないので申しわけないのだけれども、十万円という金額をおっしゃいましたか。今の最低預入金額が三百万円ということが予定されているわけでありまして、これは言わずもがな、三百万円では庶民には到底手が届く額ではない、必ずしも小口ではない、こういうことが言えると思ふのです。確かに日銀の貯蓄広報中央委員会の調査によれば、一世帯当たりの貯蓄保有額が三百万円以上ある世帯が七割を超えていて、これは生命保険や債券貯蓄も加えた額であつて、しかもストックベースの問題がある、こういうことが言えると思ふのであります。そこで、小口MMCの最低預入金額を考へる場合には、庶民が一度にどれくらいのお金を貯金できるかという、あくまでも消費者、利用者の立場に立った物の考え方が必要であり、しかもフローベースで物を考えていくことが必要であると思ふのです。

きょうあつた答弁を繰り返していただく必要はありませ

国民が利用できるようにするためにその最低預入金額というものをとつと引き下げる必要が当然であると思ふのですが、部内での検討の経過でも結構です、現在三百万だけれども仮に、十万円というのは確かに極端だとしても、数年中には、あるいは近い将来にはこれを二百万なり百万あるいは五十万というぐあいに検討が進んでいて、関係各方面との調整も行つていられるとか、具体的にそのうした内容の報告をいただければと思ひます。

○森本政府委員 大口のMMCは三千万円でござ

○木内委員 先ほど田並委員の質問のときに、私もこの委員会に入つたりしていたしましたのは、つきりしないのですが、今百万の次のステップとして十万と出たわけなのでしょう。確認の意味でお聞きします。

○森本政府委員 十万と申しましたのは、当初一

万ということを申し上げたわけでございます。したがって、次のステップは幾らかということには非常に困難を伴いますが、最終はそのくらしい目標の覚悟で当たりたいということでございます。

○木内委員 極めて率直なお尋ねをするわけでありませうけれども、小口MMCの金利は現行の貯金に比べてどの程度有利になるか、これは皆さんが率直に知りたところだと思ふのです。どんな見通しですか。

○森本政府委員 法案が成立しましたならば実施をお願いしようとしております小口MMCの基準の金利は、御案内のとおり、いわば大口の預金、平均しますと大体三億円見当にならうかと思ひますが、そうした大口の譲渡性金利をベースにいたしまして、それから一定のスプレッド、これは小口にいたしますためにどうしても金融機関としての手間暇がかかることでございますが、それでも規制金利よりは高くあるはずだ、こういう状態で一定のスプレッドを引くという想定のもとに今準備を進めているわけでございます。

そうした前提でよく最近、例えば五月二十四日という日を選びまして、きょうがその日でございますが、おととい、さきおとといというふうな今までの平均をもつて試算を仮にいたしますとすれば、一年物では、この計算式によりますと金利は三・八九％ということになります。今の一年物の定期預金は、郵便局でも提供いたしておりますが、これが三・三九％ということでございますから、仮の話でございますが、そういう計算をしますと〇・五％の開きがあるということに相なるかと思ふのであります。

○木内委員 この小口MMCの導入は、預金者にとつては確かにサービス改善ということになるわけですが、ちょっと質問の切り口を変えて、逆の面で事業経営にとりましてはその分だけコストがアップすることになってくるのはやむを得ないと思ふのですけれども、その対策としてこれまで郵政省が検討されてきた具体策というものはどんな

ものであるか、お尋ねします。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたような形でMMCの利用が深まるにつれて、その部分だけコストのアップになってまいります。そのコストに支弁をできる事業でなければ、これは事業として赤字になるあるいは提供が不可能になるというところで郵貯の利用をいただけないことになるわけでございますので、私どもとしては、まずこのために資金の運用においてできる限り有利な運用を図るということで、数年前から準備をいたしておりました郵便貯金の金融自由化対策資金としての運用でメリットを上げる、さらには今回お願いしております指定単という方でさらに有利な運用対象を加えてこの利率のアップに備えることといたしたい、こういうことで現在法律改正をお願いしておりますところでございます。

○木内委員 それから、今度は振替法の関連ですが、一、二だけお尋ねをします。

現在、この手数料には三％の消費税が内税として転嫁されているわけでありませうけれども、仮にこの消費税が撤廃されたとする、私はその撤廃に向けてまさに精力的に活動しているわけだし、これからもそういう環境づくりの後に撤廃をしたい、こう思っているわけですが、そうしますとこの部分の料金分というのは為替法の十七条及び振替法十八条、この条文によって当然減額されるものである、こう考えるわけでありませう。この点についてはどうでしょうか。

○森本政府委員 今回の改正では、限度額を法定していただいた上で省令で具体的な料金を定めさせていただきます、その過程でできるだけ簡素化を図る、そうした中で、今問題になっております消費税はならないというつもりでおりますのでございませうけれども、今のお尋ね、まことに仮定の質問というところのお話しにもなるわけでございますし、また私ども政府の一員としても大変お答えのしにくい問題ではございますけれども、先生、法律を御引用なさったとおり、これも、消費税というの

も一つのコストでございますので、一般論として言いますならば、もし負担すべき費用が軽減されるということになりますれば、その部分の料金の引き下げは可能になるというふうに考えるところでございます。

○木内委員 最後に、郵貯資金の地方還流の問題、ちょっと問題がバックするようで恐縮ですがけれども、一問だけお尋ねをして、質問を終わりたいと思ひます。

この郵貯資金の運用対象への運用、これはほとんど拡大をすべきだと考えますけれども、一方、郵便貯金の資金というものは全国各地から集められたものでありまして、したがって、その資金は地方への還流にも十二分以上に配慮する必要がある、こう考えておられます、私は本委員会でもたびたびわたつてこの点の要請と指摘をしてきているところなんですけれども、今後郵政省としてどう取り組んでいかれるか、また、これまでの地方還流への対応についての経過をお尋ねをして、質問を終わりたいと思ひます。

○森本政府委員 具体的には、地方還流の方法として地方公共団体への貸し付け、現在は地方債の購入はできるわけでございますが、直接の貸し付けは認めてはおられない、それと地方が行います第三セクターへの出融資について、郵便貯金を運用としてお願いを申し上げたいということで要求をしたんでございますが、最終的にはこれは不調に今終わっております。その理由は、こうした融資というものは政策的出融資である、したがって郵政省の要求している金利自由化対策資金でやるには、これは本来有利運用をねらったものではないのか、資金の使途が違ふのではないか、こうした議論がございまして、残念ながら政府内部の意見の一致を見ることができなかった。

私どもとしては、やはり御指摘のように資金の還元という意味では、ぜひひとつ今御提案申し上げておられるような形の方途をとりたいと考えているところではございますが、確かに有利運用の観点からは、今こういう厳しい情勢でありますだけ

に、そしてMMCを初め、預金者の期待にこたえなければならぬという側面もございませうので、なお有利運用の方法等については検討すべき余地が残つておるわけでございますが、基本的な精神としては、地方の振興にどうお役に立てるかということについてはさらに幅広く検討してまいりたい、そしてまた何らかの形で今後研究を続け、実現の運びになればと考えておるところでございます。

○木内委員 以上で終わります。

○畑委員 木下敬之助君。

○木下委員 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案並びに郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案、この三案を一緒に質問をいたします。

まず、金融自由化対策資金を平成三年までふやしていく、こういったことは決まっておりますが、平成四年度以降の運用計画、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○森本政府委員 御案内のとおり、平成三年度までは決まっておりますが、その当時にはこの運用の残高全体は十五兆円ということとを予定いたしております。多分、そのころに郵貯の現在高は相当大きな変動がなければ百五十兆前後にはいつているのか。そうすると、その当時はほぼ一割相当額をこの自由化対策資金に運用しているという状態になります。

それ以降どうするかということは、今すぐ見通し立てるのはなかなか困難でございます。しかし、平成四年にはもう具体的にそのところを明らかにしなければならぬわけでございますので、平成四年、つまりはそのための準備として平成三年の夏にはある程度、それも平成四年以降のある程度の長期間を見通して対処しなければならぬ。その際には、やはり基本的に郵貯資金のありようといひますか、そうした意味合いで財政投融資の資金需要がどのくらいあるか、あるいはその当時の金融の全体の情勢はどうなっているか、我

るわけですが、指定単以外にも何か有利な運用を考へるべきだと思いますが、具体的なものはございますでしょうか。

な手数料を新たに要求するというような事態も生まれておりまして、場合によっては小口預金者に

間金融機関としては、よりこれまで以上に収益重視、収益第一ということに陥る可能性があるわけであります。そうした意味で、経営効率化という

うアメリカの銀行法でございますが、これが成立してその後かれこれ五十年たっている。ここらでひとつ自由化を図りたいという機運にあるように

でございます。

ヨーロッパでは、もともと銀行と証券の間は垣根なしというふうなことでございますが、今度ECの統合を迎えて、その中でまた自由化ということが議論になっているようでございまして、いずれにしても、もう既に欧米諸国では両面において相当自由化が進んでいるところでございまして、我が国においても遅かれ早かれこうした情勢は押しかけてまいるかと考えているところであります。

○木下委員 おっしゃるとおり、金融の自由化は我が国においてもますます進んでいく、こういう方向にあると考えておりますが、その金融自由化を先ほど、メリット、デメリット両面と、このように答えておられます。その状況の中で、郵便貯金はどのように金融自由化に対応していくのか、この点についての考えをお伺いいたします。

○森本政府委員 郵便貯金は各種金融機関と伍していくわけでございしますから、大いに競争には立ち向かってその利益をお客様に返さなきゃならない、これは一つのポイントでございます。

同時に、先ほどから出ております、民間金融機関は収益重視ということでさまざまな不利な側面を預金者にもたらす懸念があるわけでございします。幸い私どもは営利を目的といたしておりません。全国あまねく金融サービスを国営機関として提供しよう、こういう立場にございしますので、これから予想されますデメリットの部分、影の部分、これにやはり私どもは正面から立ち向かっていって、こういう自由化の時代における預金、貯金サービス、金融サービスの低下を極力防止する、そういう役割が我々に与えられた役割ではないかろうか。なかなか難しい課題でございしますが、そうした観点に立つてこれから事業運営にいそしんでいかなきゃならない、こういうふうと考えているところでございます。

○木下委員 考え方はわかりました。わかりましたけれども、民間も自由化する中で競争がある、その競争に対応していくために、金利等が上がったり、いろいろな点が預金者にとって有利になっ

ていく方向もあるが、営利を追求すると預金者にとってマイナスの面もある、このような話で、それは民間が営利を追求するからというより、幾ら営利を追求しても効率的にすることによって出てきたものを預金者に返していく、そのことがまた競争に勝っていくということであれば、これは一般の人にとってはかなりいい方向での競争の原理が働いていく、こういうふうな考え方と思えます。

そういう中で、営利を目的としたものでない郵便貯金事業であることは当然でございしますが、競争の中でできるだけ有利なものをしていくというところでやっていると努力は一緒でしょうから、営利を追求しなくて済む分がただ単純に全部一般に返っていくとすれば、一般との競争というものは一体どのようになるのであろうか、そういう心配もありません。また、そういう心配がないとするのであれば、民間も国がやるものも、営利ではないといっても効率のことは考えながらやっていっているんだから、言葉で営利を目的としないだけで、実際の行動は同じようなことをやっているかなければならないのではなかろうか、そういうふうな感じがいたします。だから、金融の自由化にどう対応していくかというのは、今後の大きな流れで、それにだけだけのものを対応していかなければならないのかというところも本当にぎりぎりまで、今後いろいろと御検討をお願いしたいと思えます。

それで、そういう官民のいろいろな競争という面も含めまして、このMMCは官民同時にスタートするわけですが、郵貯と民間、お互いに独自性を発揮できるというのは、そういう部分があるものでしょうか、お伺いいたします。

○森本政府委員 御指摘の、競争によって、つまりは市場金利を小口の金利に及ぼすということについては、もともと各金融機関の経営姿勢というものがございまして、大変いろいろな見解があった

わけでございます。同じ銀行の中でも、規模の小、それから業態の内容によってさまざまな意見がございました。また、私ども官業としての立場からもそれなりの独自の考え方も持っておったわけでございしますが、昨年の暮れに最終的に、いろいろな議論の末、小異を捨てて大同につこう、そういうしないと預金者がいつまでも議論ばかりを待つ結果になるということで今回のMMCの出発が予定されているわけでございまして、そういう意味では、その議論を乗り越えるために、官民、その民の中でもいろいろな意見があっても、全部同じ内容の商品の提供にいたそうじゃないかというコンセンサスがこの出発点でございします。したがって、MMC自体については官と民、あるいは民の中でもいろいろな機関が提供する姿勢に特別差はない、こういうふうな考えられると思えます。

ただ、私ども郵便貯金は、先ほどからも御議論がございしますように、定額貯金は幸い、金融機関からの議論が大部分ありましたけれども温存することができたわけでございしますので、私ども郵貯としましては、この市場金利が導入できるMMC、さらに長期、安定的な商品として御活用いただける定額貯金、こうしたものをお客様の本来の選択にたえ得るよう提供できる、また提供していかなければならない。そういう意味では、これまで以上にこの郵便貯金がいわばライフコンサルタントといえます。家計の御相談に本当に乗れる形でこういう商品を活用させていただきたい。先生のお尋ねでいけば、そういう点が私どもの特色になろうかと考えているところでございします。

○木下委員 同じものでやろうというところで同時にスタート、こういう御答弁でございしますけれども、これは金額の単位とか期間とか金利とか、例えば中途解約するとか乗りがえるとかいろいろな条件を含めて、郵貯と民間とは全く条件に差がない、こういうことですか。

○森本政府委員 そこで差が出ますと、またどっちが有利だ、どっちが不利だという議論で果てし

なくなりまして、基本的には同一のものにいたそうということでございしますので、基本的には差はない。

ただ、技術的なことで恐縮でございしますけれども、この中途解約の利子計算方法については、郵便貯金は月割りを採用いたしております。民間は日割りというところになっております。これは、私どもの定額貯金が月割りという原則にいたして、基本的にはコンセプトとしては同一かと考えておるところでございします。

○木下委員 勉強不足で申しわけないのですが、全く一緒というのは何か法律的に枠をはめられているのですか、それとも申し合わせですか。

○森本政府委員 具体的なことを申せば、民間金融機関を監督いたします大蔵省の銀行局と官業の私ども貯金局との間で去年の夏に合意を見た内容を、それぞれ必要なステップで具体的な措置に移そうということで、郵貯については今お願いしております。郵便貯金法の改正、民間は現在、臨金法というのがございまして、臨時金利調整法のもとにおいてこのMMCの金利をある特定のやり方で公示をしてスタートする、こういう構えになっておりまして、手段方法は当然のことながら違いますが、中身は同一にしようということで現在準備をしており、こういうことでございします。

○木下委員 少しわかるのですが、とにかく大蔵の方が銀行のことをやって、貯金局の方で話したとおりで、それぞれが法の整備をしてやる。その法を整備してやった後はもう差をつけることができないように双方法律で縛ってしまうのか、それともそういう法律だけではなくて話し合いで決まった部分で縛っておるのか、その辺もうちょっとちゃんと教えてください。

○森本政府委員 双方の合意をもとに、それを要求される手段にのびながら具体化していくというところでございします。根拠は合意でございしますから、もし今後、今想定されているMMCが

もう少し先行きの金融情勢の中で変更する必要があるというときにはまた合意をしながらやっていく。しかし、いわばさつきから申し上げておりますようにこういった過渡的商品でございますので、一方で、先生お尋ねのような完全自由化の問題も出てまいりますので、これと両方にみながら、M Cの定着状況あるいは完全自由化の問題、その兼ね合いの中で現行のM Cも将来はいろいろな姿になってまいろうか、こういうふうにご考慮していただくことをお願いします。

○木下委員 自由化ということでやっておる中でいろいろな競争があるから、そういう中からメリットが一般の国民にも広がっていく、そういう原則だろと思う。今の話だと、何か話し合いで決めて、その範囲からは一歩も出ない。しかも、その話し合いが一番の現場のところではなくて、郵貯の方は現場の代表でもある方がその交渉に当たるのでしょけれども、大蔵省というのは銀行そのものではないですから、何かどこで調整して今後を考えていかれるのかわかりませんけれども、今お伺いした範囲では、非常に重要な部分であろうとは思いますが、自由化と公正な競争とかを考えると、自由化と公正な競争とは思えないので、大いに前向きに取り組めるようにやっていただきたいと思ひます。

もう大抵時間になりましたので、あと二つほど申し上げたいことを申し上げておきます。

一つは、こういう状況の中で七百万に限度額を上げるということですが、この七百万の限度額ももつ必要のないようになっていくのではなからうかと思ひます。

その点と、またこの枠の外に住宅積立郵便貯金、これが五十万円の限度でしよう。この限度額も少ないような気がしますが、こういったもののアップや、もともと枠をなくしていくという方向についてはどう考えておられるかお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど来の私の説明が不十分でありましたら十分自戒をいたさなきゃならぬと

思ひますが、長い間規制でがんじがらめになったところを自由化しようということでございますので、その規制緩和の程度についていろいろ議論を始めて、具体的な実施の段階になって、次は完全自由化の世界だ、こういうステップだということをお理解願ひたいと思ひます。

七百万の問題については、端的に言えば撤廃しろという御議論も確かに傾聴すべきところではございますが、私どもの官業、国営の事業として、青天井でいいという議論はなかなか貫徹しにくいかな、それよりも、そのそもその議論よりは、この限度額をできるだけ市民が困らないように、利用者が十分便益を受けるような形で改善していくことが当面の課題かなと思ひております。

さらに、もう一つお尋ねの住積の問題でございますが、幸いしてこの点については昨年夏以降の折衝におきまして、平成元年度予算では十七年ぶりに、五十万円の住宅積立貯金をしていただければ二百七十五万の割増し貸し付けを受けることになりまして、これは制度発足以来初めてでございますが、ただ、御指摘のとおり、今日の地価高騰の状態ではこれで満足というわけにまいりませんので、この五十万の積立額をもっと数倍にふやし、それを限度に、また今のうちに、五・五倍になります、そのぐらいの貸し付けが受けられるような工夫をぜひいたしたいと考えているところでございます。

○木下委員 終わります。

○畑委員 佐藤祐弘君。

○佐藤祐弘委員 最初に、金融自由化対策資金の運用に関する問題でお聞きをいたします。

郵便貯金は、一昨年のいわゆる自主運用、それから利子非課税制度の廃止以来、姿が変わってきたところというふうな受けとめております。また、まあ郵便貯金だけではなくて金融事業そのものといひますか、相互乗り入れでありますとかお互いに垣根を低くするというようなことが進行してきて、金利についても大口については既に自由化されるといったこと、それは進行している。

それから、郵便貯金事業そのものにつきましても、国債の販売でありますとか自主運用への進出、そういった点で、従来の姿からはかなり民間並みの事業に手を広げていっているということが特徴だろうというふうな思ひます。

そこで、改めてお聞きしたいと思ひますのは、こういう状況の進展の中で郵便貯金事業の存在意義というのですか、存在理由、そういうものについてはどういうふうにご考えておられるか、お聞きをしたいと思ひます。

○森本政府委員 申すまでもないところでございますが、郵貯事業は国営事業でございます。したがって、サービスの基本といたしまして、これは、まあなく公平に国民に必要な金融サービスを提供する、そしてその資金を社会資本の整備に役立てるといふ、国民福祉の向上に無視できない大変大きな役割を果たしてきて、この点は自負もいたしておるところでございますし、今後ともこの基本の役割に変わりはないと考えておるわけでございます。

ただ、今日の金融自由化が、御指摘のとおり大変激烈なものになってまいりました。ところが金融の自由化というのは、メリットもございまして、私ども、逆にデメリットもございまして、私どもとしまして、むしろ大いに自由化を促進すべきだという立場からこれまでも主張してまいりましたのでございまして、この自由化によって競争が起きます、その有効競争が利用者に戻る、これはいわばこの競争の光の面だと考えておりますが、こうした形で全体が動き出しますと、民間の金融機関はケースによつては、部分的な形になると思ひますのでございまして、場合によつては採算に合わないところの切り捨てということも起こり得る。そうした中で、私ども、本来与えられた役に照らしてみて、いわば自由化の影の部分というのを正面立って受けていく、そういう基本的な役割を担うておる点に照らして、その役割は大変大事になるというところで今後の自由化に対応してまいりたい、こういうスタンスで対応してまいりたいと

考えておるところでございます。

○佐藤祐弘委員 大臣にお聞きしたいと思ひます。一昨年から自由化対策資金という名前で自主運用が始められたわけですが、ことしで三年目になりまして運用資金は七兆五千億円になっております。二年後には総額で十五兆円になるということに進んでいくわけですが、平成四年度以降は運用資金はこれでもう十分だと思ひますか、もっと引き続き資金をふやしていきたいという方向で考えか。大臣はどう考えておられるのか、その点ちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○片岡国務大臣 金融自由化対策資金の運用規模は今後も、平成元年度で三兆円、二年度で三兆五千億円、三年度四兆円と、だんだんと増加し、平成三年度末の運用残高は十五兆円となる予定でありますことは御承知のとおりでございます。

それで、平成四年度以降の運用規模につきましては、今後の金融自由化の進展状況、郵便貯金事業の経営状況、財政投融資の資金需要等を総合的に勘案いたしまして、拡大の方向について検討をいたしていきたいと考えております。

○佐藤祐弘委員 郵便貯金の持つ意義については局長から答弁もありました。やはり何と云つても大事なことは、郵便貯金法で定められておるように、簡易で確実な貯蓄の手段として、まあなく公平に利用できる、これが大事だ。同時に、そういう国民から集めた資金を社会資本といひますか、公共の役に立つように使っていくということがやはり主たる大事な要素だといふふうに私たちも思ひます。

ところで自由化の問題について、いろいろメリット、デメリットの御説明がありました。納得できないところも幾つかあるわけですが、大きく考えまして、本来は社会資本の整備でありますとか、もっぱら公共的なものに運用されるべきだといふことは基本だと思ひます。それに対して自主運用ということではいろいろ進められてきておる。これはいわば財テク、社会一般で言われておりますような財テク的な要素もあるわけですね。

そういう点では、そういう方向を進めていくことは本来の郵便貯金事業のあるべき姿に反するのではないかと、私には考えておるわけです。

ですから、前回の郵便貯金法の改正にもそういう点で反対をしたということなのです。それがさらに今回のこの改正案では、運用対象の枠の拡大ということが出てきたわけでありまして、いわゆる指定単、単独運用指定金信託の運用を図っていくというところであるわけですが、これは非常に危険だということに私は思っております。

お尋ねしたいのは、念のためにありますが、この指定単には元本保証というものはあるのでしょうか。

○森本政府委員 指定単は、信託の委託者というものが受託者である信託銀行に對しまして、ある金銭の運用対象を指定しまして、そしてその信託銀行にその指定の範囲内で運用の裁量権を認める。信託銀行は受託しました金銭を他に区別したり、あるいは一緒に合同してやる場合は合同でございますが、指定単の場合は単独でということ運用する金銭信託でございますので、その限りにおいては元本の保証はございません。

○佐藤(祐)委員 元本の保証はないということですね。やはりこれは大事な一つの問題だと私は思うのです。

今回の提案が、要するに事業団に委託してということになっていて、郵便貯金法の改正として提案されたのはどういふ理由からでしょうか。

○森本政府委員 先ほどから先生の御指摘もございまして、私も好んで財務をやったということではございませんで、金融自由化が押し寄せてきて、このまま、規制金利のまま小口の預金を温存しておくとなれば、大口の預金者が金利自由化のメリットがもたらえるのに、小口の預金者はその恩恵に浴さない。それで小口にまで自由化を及ぼすべきである。そうすると、その原資をどこかで手当てする必要がある。現在の財投制度ではその部分は期待できない。その一部をもって市中で

有利な運用を図りたい。こういうことで金融自由化対策資金の自主運用を始めたわけでございます。

そういう意味で、さらに経験を重ねてみますと、もっと有利な方法がある。それがまさに先ほどお話しした指定単でございますが、しかしお尋ねのように元本の保証はございません。したがって、これを直接国で運用するということは、そうした事例もございませんが、国民年金とか厚生年金とかそうした公的年金、これは既に指定単で運用いたしております。これは年福事業団、年金福祉事業団でございますが、あるいは簡易事業団でも簡易保険の資金を運用いたしております。そこで、私もとしてはそうした適当な特殊法人がございまして、国自体ではだめだけれども特殊法人なら可能だということでも簡易保険事業団に委託をして、そしてその運用益を預金者に還元したい、こういうことをお願いをしておるところでございます。

○佐藤(祐)委員 いろいろ御説明ありましたが、要するに、貯金の運用でそこへ還元してくるということでありながら貯金法の中には盛り込むことができない問題点があるということ、やはり一つはつきり言えるのだらうと思うのです。

資金運用部資金法の第一条でも、郵便貯金等の資金を「統合管理し、その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめること」というふうになっておる。要するに、国民から預かったお金でありますからまず確実でなきゃならぬ、公共の利益の増進に役立つということできなきゃならぬということなんです。

だから、こういう趣旨からいいますと、自主運用の必要性を強調はされましたけれども、私はやはり大変疑問を感じるわけです。結局、元本保証がないというのは、そういう点では非常に不安定な、危険なものを含んでいるといえますか、そういうものでありますから。しかも公益的な事業、企業の株式ではなくて一般の株式等に投資していくという形にもなるわけですね、運用の

実態としては、ですからそれは貯金ではやれない、だから事業団ということをやらしていく、そのために新しい法律の提案がなされたということだろうと思うのです。

結局、これは国そのものがやるやり方としてはふさわしくないのだということになってくるわけですね、そうでなければ貯金法の資金運用の条項の改正をすればいいわけでありまして、その点どうですか。

○森本政府委員 資金運用で国の資金の従前の運用と同一範囲のものは既にもう郵貯法で運用いたしております。ところが、現下の情勢を見るとさらに自由化が進展するわけでございまして、その預金者に還元すべき金利を有利運用を図るにはどうするかというので、先ほど来御説明いたしたように、公的資金としても国民年金、厚生年金、簡易保険、こうした資金が指定単で運用されておるわけでありまして、その指定単の運用はすべて特殊法人を通じてやっております。これは先生御指摘のとおり、元本保証がないゆえをもって、国の金を元本保証のないものに直接運用するわけにいかないが、特殊法人を経由することによってその運用益を国に還元するというやり方ならば現行法で問題ないということになっておるわけでありまして、そこで、私も簡易保険事業団にお願いいたしますのは、簡易保険事業団は従前その役割は持たないわけでございまして、簡易事業団に新たにそういう機能を特例として付加する、そういう趣旨で新法をお願いをしておる、こういう趣旨でございます。

○佐藤(祐)委員 一昨年の簡易保険郵便年金福祉事業団法の改正でそういうことがやられたということがあります。その際も私たちは反対の態度だったわけですね。いずれにしましても、大変危険性を持つものであるという点で、こういうやり方はいずれに反するということを申し上げておきたいと思っております。

次に、為替・振替法の改正であります。問題は二つあると思うのです。まず一つは、問

題の消費税を為替・振替の手数料に転嫁するということ。これはきょうの質疑でもいろいろありましたが、四月一日に実施されました消費税につきましては圧倒的多数の国民が廃止を望んでいるという状況で、私たちも廃止を主張しているというところであります。そういう点で、まずこういう転嫁をする改悪には賛成できない、我が党は反対であるということをお願いしたいと思っております。

それから具体的な問題ですが、内税としてこれを手数料に乗っけていくわけですが、例えば案を見ますと、普通為替の場合、百万円の場合、上限の金額は四百九十円になっております。これの消費税分と手数料分の内訳はどういうふうになるのでしょうか。

○森本政府委員 為替・振替法の改正の趣旨については御理解いただいておりますので重複は避けたいと思っておりますけれども、現在すべての料金が法定になっております。これを何とか機動的な形で料金設定ができるようにお願いしたい。しかし、無条件にということには既往の経過に照らしてみても問題があるかと思っております。

そこで、八段階になっておる部分を三段階に整理して、それぞれの段階の最高額は法律で決めただけ、それ以下については、民間との競合だとかお客様へのサービスの動向をにらみながら、随時具体的に私どもの方で決めさせていただきます。

そこで、お尋ねの百万円までの普通為替は、現在料金四百八十円でございます。私どもの事業も郵便事業と同様に消費税を負担しなければならぬ立場にある事業でございますので、四百八十円の三分、消費税相当分を上乗せいたしましたして、御指摘ございましたように端数整理をいたしますと四百九十円になります。この四百九十円を最高限として、それをまた三分割いたしまして、ちょうど四百九十円の三分の二に相当します三百三十円、そしてその半分、つまり全体の三分の一相当

金額は百六十円でございまして、これをお願いをしよう。これが法定をお願いする部分でございまして、実際の料金は、この法定の限度において従前の料金の実態を、トータルを動かさないで、区分が八だとか六だとか刻みになりますから、その限りにおいて利用実態を見ながら加重平均をいたしまして、具体的料金を定めさせていただきます。これは本法案を通していただいた後、郵政審議会にお諮りした上具体的な料金を決めさせていただきます。こういふ段取りに相なっておりますこととさせていただきます。

○佐藤(祐)委員 三段階にして簡素化することとですね。

具体的に見ていきますと、三段階に簡素化することというのは、結局少額の方が負担増になるということになってくるのですよ、実際問題としては。例えば上限の方でいきますと、電信為替で百万円以下という場合は、現行は千円ですね。今度の改正案では千三百円と、まさに消費税分だけを上乗せした案が出てくるわけです。ところが、額の少ない方で見えていきますと、普通為替が一番ポピュラーかと思えますが、五千円の場合、手数料はこれまで五十円だったわけですね。一万円で百円というところだった。今度の改正では一万円以下というふうに一括しまして、百六十円が上限ということになるわけですね。

そうすると、上限の範囲内でこれから決めていくのだということですが、仮に上限いっぱいだとしますと、五千円の普通為替をやった場合には三倍強にもなるといふ、少額のものには手数料が大幅にアップするといふ傾向になってくるわけですね。そうじゃないですか。実際に、そのように少額の場合は三倍以上も値上げになるというのが出てくる。上限というか、百万円とか額の大きい場合は、この改正案を見ますとほとんど値上げにならない、消費税を込めても余り値上げにならないというふうな改正案はなっているのです。さっきの百万円の普通為替の場合でいいますと四百八十円になった。三割を掛ければ四百九十

四円四十銭ですが、むしろ四円四十銭分は切り捨てて十円だけの値上げにしているということですね。そういう点で、簡素化ということと、簡素化一般に反対するわけではありませんが、その結果、特に少額利用者については料金の値上げになるという点になっておるわけですね。そういう点でも大変問題があると思うのですが、そういう点はどう考えていますか。

○森本政府委員 個々の具体的な金額でわかりにくい話になりますのであれですが、要するに刻みになるだけ大づかみにしますと、ある部分は値上げになります、ある部分は値下げになります、もしこれを嫌うとするならば、現行の刻みをもっと刻んだ方がより公正になるというふうな議論にもなりかねないわけでございます。民間の金融機関、私どもも同様の送金サービスでございますが、これは物にもよりますが、大体三万円を上限、下限として、三万円以下が以上かというところでやっているわけでございます。今回の簡素化についても私どもも大分気が動いたのでございますけれども、何せ六段階、八段階のものを一挙にやりますと今御指摘のような問題が起きます。

そこで、最小限お許し願える範囲でということと、今回の措置を講じたわけでございます。確かに少額の部分は上がります。しかし、例えば現行の一万円から五万円の為替を送ります場合百八十円ですが、これが新料金では二百円ぐらいを今予定いたしております。ステップとしてはこれから詰めていかなければならないのですが、例えばの話でわかりにくうございしますが、五万円から十万円送るときは現行料金二百八十円になっておりますが、これを同じ段階に入れたら二百円になってしまふ。そういう意味で上がった下がったたりします。しかし、個人の送金者というのとはそのときそのときの事情でいろいろな金額を送られることになるから、特定の部分だけを送る、それしか利用しない、あるいは高額の人は高額しか送らない、現実の社会生活ではそういうものでもなさ

そうでございますので、これはそのときそのときの送金金額で、トータルとして簡便になるということとぜひ御理解を賜りたいと考えておるところでございます。

○佐藤(祐)委員 上限の額しかなくて具体的な案というのは出されてないのですからなかなか議論しにくい要素もありますが、どうも少額の方が値上げになるという感じがするのです。そういう点でもこの改正には賛成できません。

大体時間が終わりになってきましたので、最後に、郵政の改正、いわゆる小口MMCの問題。これもさき議論がありました。そういう商品については国民の要望もありますので、私どももこの改正には賛成であるということをお願いして、終わります。

○畑委員 長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○畑委員 長 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案及び郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案の両案に対し、日本共産党・革新共事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、さよう御了承願います。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する討論の申し出はありませんが、各案について直ちに採決に入ります。

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○畑委員 長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○畑委員 長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○畑委員 長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○畑委員 長 ただいま議決いたしました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、白川勝彦君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。白川勝彦君。

○白川委員 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、為替貯金事業をめぐり厳しい諸情勢に適切に対応するため、次の各項を実現するよう積極的に努めるべきである。

一 金利自由化の恩恵を広く国民が享受できるように、市場金利連動型郵便貯金の最低預入金額を早急に引き下げるとともに郵便貯金を含む小口預貯金金利の完全自由化の早期実現を図ること。

一 今後とも国民の健全な資産形成に資するため、郵便貯金の預入限度額の一層の引上げを図ること。

一 郵便貯金資金を地域の振興、生活環境の整備拡充等に活用するための運用対象の多様化及び運用規模の拡大など資金運用制度の一層

の改善・充実を図ること。

一 多様化する国民のニーズに適切に対応するため、個人貸付制度の改善・充実を図るとともに長寿社会に対応した商品を早急に開発し提供すること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑の動向等を参酌して作成されたものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。

以上であります。(拍手)

○畑委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○畑委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、片岡郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。片岡郵政大臣。

○片岡郵政大臣 慎重なる御審議をいただきまして、ただいま金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の為替・貯金事業の運営に当たり御趣旨を十分に尊重いたしたいと存じます。まことにありがとうございます。(拍手)

○畑委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○畑委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○畑委員長 次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。片岡郵政大臣。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○片岡郵政大臣 放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

人工衛星の無線局により行われる放送の円滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業者に関する無線局の免許に関する規定を整備し、あわせて、放送番組の収集、保管等の業務を行う法人に關し所要の措置を定めるほか、日本放送協会の業務の委託等に関する規定を整備しようとするものであります。

次に、法律案の概要を申し上げます。

まず、放送法の一部改正の内容及び趣旨、その第一は、日本放送協会に関する事項についてであります。

日本放送協会は、一定の業務については、みずから定める基準に従う場合に限る、その業務の一部を委託することができることとしております。

また、監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対し、営業の報告を求めることができることとし、子会社が遅滞なく報告を行わない等のときは、報告を求めた事項に關し子会社の業務及び財産の状況を調査することができることとしております。

第二は、受託放送事業者に関する事項についてであります。

受託放送事業者は、委託放送事業者から、その放送番組について放送の委託の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととしております。また、受託放送役務の提供条件について一定の提供条件を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならぬこととする。郵政大臣は、その届け出られた提供条件が委託放送事業者の運営を阻害していると認めるときは、受託放送事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができることとしております。

第三は、委託放送事業者に関する事項についてであります。

委託放送業務を行おうとする者は、一定の基準に適合していることについて郵政大臣の認定を受けなければならないこととしております。また、郵政大臣は、委託放送事業者がこの法律またはこの法律に基づく命令もしくは処分違反したときは、三ヵ月以内の期間を定めて委託放送業務の停止を命ずることができることとし、委託放送事業者が当該命令に従わない等のときは、委託放送業務の認定を取り消すことができることとしております。

第四は、放送番組センターに関する事項についてであります。

郵政大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的として設立された公益法人であつて、放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること等の業務を適正かつ確実に行うことができることと認められるものを、全国に一を限って、放送番組センターとして指定することができることとしております。

また、放送番組センターは、放送事業者に対し、放送番組センターが放送番組の収集に必要な限度において定める基準及び方法に従い、放送番組に関する情報の提出を求めることができることとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、電波法の一部改正の内容についてであります。これは、受託国内放送をする無線局に關する事項でありまして、受託国内放送をする無線局の免許を与えない事由を定めることその他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、平成元年十月一日から施行することとしておりますが、放送番組センターに關する放送法の改正規定等については公布の日から、日本放送協会の監事に関する放送法の改正規定については公布の日から起算して三十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○畑委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十五日木曜午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律

第一条 この法律は、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金(以下「金融自由化対策資金」という。)の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団

(以下「事業団」という。)の業務の特例等を定めることにより、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資することを目的とする。

(金融自由化対策資金の運用の特例)

第二条 郵政大臣は、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第六十八条の三第一項に規定するものに運用するほか、前条の目的を達成するため、金融自由化対策資金から事業団に資金を寄託することができる。

(事業団の業務の特例)

第三条 事業団は、簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十一年法律第六十四号)第十九条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、前条の規定により金融自由化対策資金から寄託された資金の運用を行うことをその業務とする。

(資金の運用)

第四条 前条に規定する資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行わなければならない。

一 国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得

二 郵政大臣が適当と認めて指定する預金又は貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で運用方法を特定しないもの

(区分経理)

第五条 事業団は、第三条に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第六条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として積み立てなければならない。

2 事業団は、前条に規定する特別の勘定において

て、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3

事業団は、前条に規定する特別の勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の五月三十一日までに郵便貯金特別会計の金融自由化対策特別勘定に納付しなければならない。

4

前項の規定による納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の郵便貯金特別会計の金融自由化対策特別勘定の歳入とする。

5 第三項の規定による納付金の納付の手續については、政令で定める。

(寄託金の受入れ)

第七条 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、金融自由化対策資金から第三条の業務に必要な寄託金の受入れをすることができる。

(準用)

第八条 第四条の規定は、第五条に規定する特別の勘定に係る業務上の余剰金について準用する。

(簡易保険郵便年金福祉事業団法の適用)

第九条 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、簡易保険郵便年金福祉事業団法を適用する。この場合において、同法第三十条中「この法律」とあるのは「この法律又は金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第 号。以下「資金運用等特例法」という。)」と、同法第三十一条第二項及び第三十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同法第三十五条第一号中「又は第二十八条」とあるのは「若しくは第二十八条又は資金運用等特例法第七号」と、同法第四号中「又は第二

十七条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「若しくは第二十七条第一項第一号若しくは第二号又は資金運用等特例法第四号第二号」と、同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同法第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同法第四号中「第二十七号」とあるのは「第二十七号又は資金運用等特例法第八号」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 事業団の平成三事業年度までの各事業年度においては、第六号第一項中「その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を」とあるのは「その残余の額を」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

(郵便貯金特別会計法の一部改正)

第三条 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五号第二項中「金融自由化対策資金からの受入金の下に、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第 号。第五号の三第三項において「資金運用等特例法」という。第六号第三項の規定に基づく簡易保険郵便年金福祉事業団からの納付金」を加える。

第五号の三第三項中「郵便貯金法第十章」の下に「及び資金運用等特例法第二条の規定」を加える。

理由

金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金から簡易保険郵便年金福祉事業団に資金を寄託するとともに、同事業団にこの資金の運用をさせ、これにより生じた利益を郵

便貯金特別会計に納付させることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「つづける」を「付ける」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定めるところにより市場金利を勘案し、郵政大臣が定める利率によつて、利子を付けることができる。

第十二条第二項中「規定により政令で利率を定め、又は一を」を「政令を制定し若しくはこれを改正し、又は同項ただし書の利率を定め若しくは」に改める。

第六十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十二条第一項ただし書の規定に基づき郵政大臣が定める利率によつて利子を付ける定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより、郵政大臣が定める。

第六十七条中「貸付けについては、」を「貸付け及びその返済については、第三十四条、第三十五条及び」に、「同項中」を「第三十四条第一項中」通常郵便貯金に預入する」とあるのは「貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充てると」と、同条第二項中「預入に係る通常郵便貯金」とあるのは「弁済に係る貸付けの担保とされた郵便貯金」と、「貯金の現在高がその証券又は証書による預入金額を下るような払い戻し」とあるのは「払戻し」と、第三十五条中「通常郵便貯金に預入された」とあるのは「貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充てられた」と、「その預入」とあるのは「そ

の弁済」と、第三十七条第二項中「に改める」。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定は平成二年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

2 郵政大臣は、この法律の施行前においても改正後の郵便貯金法第十二条第一項ただし書及び第六十六条第一項ただし書の政令の制定のために同法第十二条第三項に規定する政令で定める審議会に諮問することができる。

理 由

郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額の引上げ等を行うとともに、金融自由化に対応するため、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律

(郵便為替法の一部改正)
第一条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

一 普通為替

為 替 金 額 の 区 分	上 限 金 額
一万円以下	百六十円
一万円を超え、十万円以下	三百三十円

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条(郵便為替に関する料金) 郵便為替に関する料金は、郵便為替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第四 条 削 除

第九条第一項中「為替金を受け入れたときは」の下に「、必要な通知を電信で行った上」を加え、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「銀行」の下に「その他省令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)」を加え、同条第二項中「銀行」を「銀行等」に改める。

第十七条第一項から第三項までを次のように改める。

郵便為替の料金は、当該具体的な業務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌するとともに、一般の金融機関の送金の手数料についても配意したものでなければならない。

為替金額が百万円以下の普通為替及び電信為替の料金は、当該具体的な業務の種類に応じ、次の各号の表の上欄に掲げる為替金額の区分ごとに、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限金額の範囲内で省令で定める金額(以下「基本料金」という。)とする。ただし、電信為替証書又は現金を受取人に送達する電信為替(以下「送達電信為替」という。)にあつては、その料金は、基本料金に郵便に関する料金を基準として省令で定める金額(次項及び第四項において「郵便料金相応額」という。)を加えた額とする。

十万円を超え、百万円以下

四百九十円

二 電信為替

為 替 金 額 の 区 分	上 限 金 額
一万円以下	三百四十円
一万円を超え、十万円以下	六百九十円
十万円を超え、百万円以下	千三十円

為替金額が百万円を超える普通為替及び電信為替の料金は、百万円又はその端数ごとに各別に請求があつたものとみなして算出した基本料金を合計した額(送達電信為替にあつては、これに郵便料金相応額を加えた額)とする。

第十七条第三項の次に次の三項を加える。

多数若しくは定期の為替金の受入れに係る普通為替又は電信為替であつて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金は、前二項の規定にかかわらず、第二項第一号又は第二号の表の為替金額が一万円以下である場合の上限金額の範囲内で省令で定める金額(送達電信為替にあつては、これに郵便料金相応額を加えた額)とする。

定額小為替の料金は、為替金額が一万円以下の場合の普通為替の基本料金を超えない範囲内で省令で定める金額とする。

郵政大臣は、第二項本文及び前項の省令の制定又は改正をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならない。

第十八条の見出し中「及び低減」を削り、同条第一項中「売さばき」を「売りさばき」に、「免除し、又は低減する」を「免除する」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第三項中「取扱」を「取扱い」に、「郵便に関する料金を基準として省令の定める料金」を「省令で定める額の料金」に改める。

第二十六条中「第十七条第四項」を「第十七条

第七項」に改める。

第三十条第二項中「通信料」を「料金」に改める。

第三十一条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、前項の規定による取扱いをするときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十四条の二第二項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第三十五条の二第二項を次のように改める。

前項の規定による取扱いについては、第三十條第二項の規定を準用する。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 雑 則

第三十八条の三(協議) 郵政大臣は、第十七条第二項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第三条の規定の趣旨にかんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(郵便振替法の一部改正)

第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 在外加入者の郵便振替(第六十六條―第七十條)」を「第二節 在外加入者の郵便振替(第六十六條―第七十條) 雑則(第七十條の二)」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條(郵便振替に関する料金) 郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の

下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができに足りる収入を確保するものでなければならぬ。

第十八条を次のように改める。

第十八条(払込み、振替及び払出しの料金) 払込み、振替及び払出しの料金は、当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌するとともに、一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料についても配意したものでなければならぬ。

払込金額が百万円以下の払込み(第五項に規定するものを除く。以下この項から第四項までにおいて同じ)、振替及び払出金額が百万円以下の払出し(第五項に規定するもの及び

び小切手払を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ)の料金は、当該具体的な役務の種類に応じ、払込み又は払出しにあつては第一号又は第三号の表の上欄に掲げる払込金額又は払出金額の区分ごとに、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限金額の範囲内で、振替にあつては第二号に掲げる金額を超えない範囲内で、省令で定める金額(以下「基本料金」という。)とする。ただし、払出証書又は現金を受取人に送達する払出し(以下「送達払出し」という。)にあつては、その料金は、基本料金を郵便に關する料金を基準として省令で定める金額(次項及び第四項において「郵便料金相応額」という。)を加えた額とする。

一 払込み

払込金額の区分	上限金額
一万円以下	二百三十円
一万円を超え、十万円以下	四百七十円
十万円を超え、百万円以下	七百円

二 振替

三 払出し

払出金額の区分	上限金額
一万円以下	三百円
一万円を超え、十万円以下	六百円
十万円を超え、百万円以下	九百円

払込金額又は払出金額が百万円を超える払込み又は払出しの料金は、百万円又はその端数ごとに各別に請求があつたものとみなして算出した基本料金を合計した額(送達払出しにあつては、これに郵便料金相応額を加えた額)とする。

多数若しくは定期の払込み又は払出しであ

つて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金は、前二項の規定にかかわらず、第二項第一号又は第三号の表の払込金額又は払出金額が一万円以下である場合の上限金額の範囲内で省令で定める金額(送達払出しにあつては、これに郵便料金相応額を加えた額)とする。

次の各号に掲げる払込み又は払出しの料金は、簡明を旨とし、当該取扱ひの特質を参酌して省令で定める金額とする。この場合において、多数若しくは定期の払込み又は払出し(第一号に掲げるものを除く。)であつて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金の額は、第二項第一号又は第三号の表の払込金額又は払出金額が一万円以下である場合の上限金額を超えてはならないものとする。

一 第五十条の三の規定による払出し
二 第五十一条第一項の規定による払出し
三 第五十二条第一項の規定による払込み
四 第五十二条第二項の規定による払出し
五 第五十八条第一項に規定する口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに同項の金融機関以外の者が払い込む場合における払込み

六 第六十三条第一項の規定による払込み
七 第六十三条の二の規定による払込み
八 第六十四条の規定による払出し
九 加入者たる銀行が郵政大臣の指定する銀行において有する当座預金の口座に払出金を預入するため省令の定める簡易な取扱ひによる現金払を請求する場合における払出し

郵政大臣は、第二項本文の省令の制定又は改正をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならない。
第十九条の見出し中「及び低減」を削り、同条第一項中「通常現金払若しくは電信現金払」を「現金払」に改め、同条第三項及び第四項を削る。
第二十条第二項中「電信払込み又は電信振替に係る」を削る。

第二十一条第一項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げるものを除いて、」を削り、同号を同項第二号とする。
第二十三条第二項及び第三項中「通常払込み及び通常振替」を「払込み及び振替」に改め

る。
第二十六条を次のように改める。
第二十六条 削除
第二十八条第二項を次のように改める。
郵政大臣は、請求により前項の通知を行うときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十二条を次のように改める。
第三十二条(払込み) 払込みにおいては、郵政省は、払込人の指定する口座に払込金を受け入れる。
第三十五条第二項を次のように改める。
郵政大臣は、前項の規定による取扱いをするときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十六条中、「郵政省の機関相互間の通知を通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信で行つた上」を削る。
第三十七条の三第三項中「通常振替の料金と同額とし、第一項を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条第一項中「通常現金払及び電信現金払」を「現金払」に改め、「郵政省の機関相互間の通知を通常現金払にあつては郵便で、電信現金払にあつては電信で行つた上」を削り、同条に第一項として次の一項を加える。
この法律に特別の定めのあるもののほか、払出しは現金払及び小切手払とする。

第三十九条中「通常現金払若しくは電信現金払」を「現金払」に、「第十九条第三項に規定する通常現金払を、第十八条第五項第九号に規定する現金払」に改める。
第四十条第一項及び第四十一条第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改め

る。
第四十二条中「電信現金払」を「省令で定めるところにより現金払」に改める。
第四十二条の二第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改め、同条第二項中

「通信料」を「料金」に改める。

第四十二条の三第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改める。

第四十五条第一項中「銀行」の下に「その他省令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)」を加え、同条第二項中「銀行」を「銀行等」に、「以て」を「もつて」に改める。

第五十条の七中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改める。

第五十一条第二項及び第五十二条第三項中「通常振替の料金と同額とし」を削る。

第五十八条第一項中「又は振替を請求する場合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第六十条第三項を削る。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条(取扱料金の徴収方法) 公金に関する郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条第一項の金融機関以外の者が当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払い込み又は振替の料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。

第六十三条第三項中「前項の料金及び第一項に規定する取扱に係る口座に当該加入者以外の者が振替を請求する場合における」を「前項に規定する取扱に係る口座の加入者以外の者が電気事業若しくはガス事業の料金又は受送料を納付するため、当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払い込み又は」に改め、同条第二項を削る。

第六十三条の二中「第六十条及び前条第二項」及び第六十条に改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 削除
第六十八条の見出し中「払渡」を「払渡し」に改め、同条第一項中「通常現金払」を「現金払」に、「払渡」を「払渡し」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条第二項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

第七十条の二(協議) 郵政大臣は、第十八条第二項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第四条の規定の趣旨にかんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、第十八条第五項の省令の制定又は改正により多数若しくは定期の払い込み又は払出しであつて省令で定める取扱を行うことにより費用が低減するものの料金を定め又は変更しようとする場合にあつては、この限りでない。

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 (審議会を定める政令の制定)

改正後の郵便為替法第十七条第六項及び改正後の郵便振替法第十八条第六項に規定する政令は、この法律の施行前においても制定することができる。

3 (審議会への諮問)

郵政大臣は、この法律の施行前においても、改正後の郵便為替法第十七条第二項本文及び第五項並びに改正後の郵便振替法第十八条第二項本文の省令の制定のために、改正後の郵便為替法第十七条第六項及び改正後の郵便振替法第十八条第六項の政令で定める審議会に諮問することができる。

4 (経過措置)

この法律の施行前に請求した代金引換の取扱ににおける引換金に係る普通為替及び電信為替の料金並びにこの法律の施行前に納付された郵便為替に関する料金の還付については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした払い込み、振替の請求又は払出しの請求に係る郵便振替に関する取扱

い並びに当該取扱の料金及びその還付については、なお従前の例による。

理 由

金融自由化その他の社会経済環境の変化に対応し、利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替及び郵便振替の料金体系を簡明なものに改善するとともに、その料金の決定方法を改

める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三章の二 雑則(第五十三条の二、第五十三条の四、第五十四条、第五十九条)

目次中「第五十三条」を「第五十二条の八」に、「第三章の二」を「第三章の二、第五章の二」に、「第五章の二」を「第五章の二、第六章の二」に改める。

「第三章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第三章の二、第五章の二」に改める。

「第五章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第五章の二、第六章の二」に改める。

「第六章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第六章の二、第七章の二」に改める。

「第七章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第七章の二、第八章の二」に改める。

「第八章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第八章の二、第九章の二」に改める。

「第九章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第九章の二、第十章の二」に改める。

「第十章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第十章の二、第十一章の二」に改める。

「第十一章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第十一章の二、第十二章の二」に改める。

「第十二章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第十二章の二、第十三章の二」に改める。

「第十三章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第十三章の二、第十四章の二」に改める。

「第十四章の二」 受託放送事業者(第五十二条の九、第五十二条の十一、第五十二条の十三、第五十三条の七)を「第十四章の二、第十五章の二」に改める。

協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第九条第一項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。

3 協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を郵政大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十四条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第九条の三第一項に規定する基準

第十六条第四項中左の「を次の」に改め、同項第一号中「禁止」を「禁錮」に改め、同項第五号中「この条中」を「この条において」に改め、同項第六号中「放送事業者の下に」を「受託放送事業者を除く」を加え、「ニュース」を「ニュース」に改める。

第二十六条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 監事は、その職務を行うため必要があるときは、その発行済株式の総数の過半数に当たる株式を協会が有する株式会社又はその資本の過半数に当たる出資口数を協会が有する有限会社（以下「子会社」という。）に対し、営業の報告を求めることができる。

6 他の株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を協会及び子会社又は子会社が有するときは、この法律の規定の適用については、その株式会社は、子会社とみなす。他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を協会及び子会社又は子会社が有するときは、同様とする。

7 監事は、第五項の規定により報告を求めた場合において、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるために必要があるときは、報告を求めた事項に関し、子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

8 子会社は、正当な理由があるときは、第五項の規定による報告又は前項の規定による調査を拒むことができる。

第二十七条第五項中「放送事業者の下に」を「（受託放送事業者を除く）」を加える。

第三十条第二項中「放送事業者の下に」を「（受託放送事業者を除く）」を加える。

第五十一条第三項中「以下この項において単に「放送区域」を」と又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」とに、「放送区域」とを「放送区域等」とに、「放送区域」を「放送区域等」の区域内の「に改める。

第五十三条第一項中「同条第四項第一号の下に」を「（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）を加え、同条を第五十二条の八とする。

第五十六条の二に次の六号を加える。

四 第五十二条の九第一項の規定に違反して放送番組の放送の委託の申込みを拒んだ者

五 第五十二条の九第二項の規定に違反して放送番組の放送の委託の申込みを承諾した者

六 第五十二条の十第一項の規定により届け出た提供条件によらないで、受託放送業務を提供した者

七 第五十二条の十一の規定による命令に違反した者

八 第五十二条の十七第一項の規定による許可を受けないで委託放送事項を変更した者

九 第五十二条の二十四第一項の規定による命令に違反した者

第五十八條の次に次の一条を加える。
第五十八條の二 次の各号の一に該当する者は、十萬円以下の過料に処する。
一 第五十二条の十八第一項又は第五十二条

の二十の規定に違反して届出をしない者

二 第五十二条の二十二の規定に違反して認定証を返納しない者

第五十九條中「第五十三条の二」を「第五十三条の八」に改める。

第四章を第六章とする。

第三章の二中第五十三条の六を第五十三条の十三とする。

第五十三条の五中「前条第一項各号」を「第五十三条の十第一項各号」に改め、同条を第五十三条の十二とする。

第五十三条の四第一項第二号中「又は第五十二条の七」を「第五十二条の七」に改め、「変更認可申請命令」の下に「第五十二条の十一（受託放送業務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（センターの指定）」を加え、同項に次の二号を加える。

四 第五十二条の二十四第二項（委託放送業務に関する認定の取消し）又は第五十三条の七第二項（センターの指定の取消し）の規定による処分をしようとするとき。

五 第五十二条の十三第一項第三号（委託放送業務に関する認定の基準）の規定による郵政省令を制定し、又は変更しようとするとき。

第五十三条の四第二項中「前項各号」の下に「（第四号を除く）」を加え、同条を第五十三条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

（聴聞）
第五十三条の十一 電波監理審議会は、前条第一項第四号及び第五号の規定により諮問を受けた場合には、聴聞を行わなければならない。

2 電波法第九十九条の十二第三項から第七項までの規定は、前項の聴聞に準用する。

第五十三条の三「一般放送事業者」の下に「（委託放送事業者を除く）」を加え、同条を第五十三條の九とし、第五十三條の二を第五十三條の八とする。

第三章の二を第五章とし、第三章の次に次の三章を加える。

第三章の二 受託放送事業者

（業務の提供義務等）
第五十二条の九 受託放送事業者は、委託放送事業者から、その放送番組について、当該委託放送事業者に係る第五十二条の十四第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項（次項において「認定証記載事項」という。）に従つた放送の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 受託放送事業者は、委託放送事業者以外の者から放送番組の放送の委託の申込みを受けたとき、又は委託放送事業者から、その放送番組について、認定証記載事項に従わない放送の委託の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

（業務の提供条件）
第五十二条の十 受託放送事業者は、委託放送事業者の委託によりその放送番組を放送する業務（以下「受託放送業務」という。）の料金その他の郵政省令で定める提供条件を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の提供条件は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 受託放送業務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当であること。

二 受託放送業務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送業務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 委託放送事業者に不当な義務を課するも

三九

のでないこと。

3 受託放送事業者は、第一項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により受託放送業務を提供してはならない。

(変更命令)

第五十二条の十一 郵政大臣は、受託放送事業者が前条第一項の規定により届け出た提供条件が同条第二項各号に適合しないため、当該提供条件による受託放送業務の提供が委託放送業務の運営を阻害していると認めるときは、当該受託放送事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

(放送番組の編集等)

第五十二条の十二 第一章の二及び前章(第五十二条の八を除く。)の規定は、受託放送事業者には、適用しない。

第三章の三 委託放送事業者

(認定)

第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者は、次の各号に適合していることについて、郵政大臣の認定を受けなければならない。

一 受託放送業務の提供を受けることが可能であること。

二 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。

三 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするためのものとして郵政省令で定める基準に合致すること。

四 その認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

五 当該業務を行おうとする者が次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

- イ 日本の国籍を有しない人
- ロ 外国政府又はその代表者
- ハ 外国の法人又は団体
- ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が業務を執行する役員である

もの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ この法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ヘ 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第七十五条の規定により放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第七十六条第二項第三号の規定により放送局の免許の取消し(この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分又は違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停止の命令又は運用許可時間、周波数若しくは空中線電力の制限に係るものに限る。)を受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 法人又は団体であつて、その役員がホからチまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 委託して行わせる放送の種類

三 希望する委託の相手方

四 委託の相手方の人工衛星の放送局に關し希望する人工衛星の軌道又は位置

五 委託して行わせる放送に關し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 委託放送事項(委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。)

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(指定事項及び認定証)

第五十二条の十四 前条第一項の認定は、次の事項を指定して行う。

一 委託の相手方

二 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置

三 委託して行わせる放送に係る周波数

2 郵政大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

3 認定証には、次の事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日及び認定の番号

二 認定を受けた者の氏名又は名称

三 委託して行わせる放送の種類

四 委託の相手方

五 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置

六 委託して行わせる放送に係る周波数

七 委託放送事項

(業務の開始及び休止の届出)

第五十二条の十五 委託放送事業者は、第五十二条の十三第一項の認定を受けたときは、遅滞なくその業務の開始の期日を郵政大臣に届け出なければならない。

2 委託放送事業者は、一箇月以上休止するとき、委託放送事業者は、その休止期間を郵政大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

(認定の更新)

第五十二条の十六 第五十二条の十三第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その効力を失う。

2 郵政大臣は、前項の更新の申請があつたときは、第五十二条の十三第一項第三号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。

(委託放送事項等の変更)

第五十二条の十七 委託放送事業者は、委託放送事項を変更しようとするときは、あらかじめ郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、電波法の規定により、委託放送事業者の委託の相手方(以下この項において「委託の相手方」という。)以外の者が当該委託に係る人工衛星の軌道又は位置及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送をする無線局の免許を受けたとき、委託の相手方が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数について変更の許可又は指定の変更を受けたときその他これらに準ずるものとして郵政省令で定めるときは、当該委託放送事業者の申請により、第五十二条の十四第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

(承継)

第五十二条の十八 委託放送事業者について相続があつたときは、その相続人は、委託放送事業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

2 委託放送事業者たる法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、郵政大臣の認可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる。

3 第五十二条の十三第一項の規定は、前項の認可に準用する。

(認定証の訂正)

第五十二条の十九 委託放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を郵政大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(業務の廃止)

第五十二条の二十 委託放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

第五十二条の二十一 委託放送事業者が委託放

たとき、又は第五十二條の二十三若しくは第

は「第五十二条の十三第一項第五号イからハ

二 放送番組に関する情報を収集し、分類

学園が推薦する者、一般放送事業者（受託放

送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び学識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

(事業計画等の提出)

第五十三条の五 センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第五十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三箇月以内に、郵政大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第五十三条の六 郵政大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第五十三条の二に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(指定の取消し)

第五十三条の七 郵政大臣は、センターが次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第五十三条の二に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第五十三条第二項第二号の規定に該当するに至つたとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

2 郵政大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「をする無線局」の下に「(人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。))であつて、他人の委託により、その放送番組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放送をするものを除く。)」を加え、「左の」を「次の」に改める。

第六條第一項第四号中「人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。)」を「人工衛星局」に改める。

第九十九條の二中「及び放送」の下に「(委託して放送をさせることを含む。第九十九條の十二第二項、第一百二條の二第一項第二号及び第八條の二第一項において同じ。)」を加える。

第九十九條の十四第二項中「第五十三條の六」を「第五十三條の十三」に、「又は第九十九條の十二」を「若しくは第九十九條の十二又は放送法第五十三條の十一」に改める。

附 則

1 (施行期日等)

この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中放送法目次の改正規定、同法第五十三條を同法第五十二條の八とする改正規定、同法第五十九條の改正規定、同法第四章を同法第六章とする改正規定、同法第五十三條の六を同法第五十三條の十三とする改正規定、同法第五十三條の五の改正規定、同法を同法第五十三條の十二とする改正規定、同法第五十三條の四第一項第二号の改正規定、同法第五十三條の四第一項に二号を加える改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)、同法第五十三條の四第二項の改正規定、同法を同法第五十三條の十とし、同法に次の一条を加える改正規定、同法第五十三條の三を同法第五十三條の九とし、同法第五十三條の二を同法第五十三條の八とする改正規定、同法第三章の二を同法第五章とする改正規定及び同法第三章の次に三章を加える改正規定(同法第四章に係る部分に限る。))並びに第二条中電波法第九十九條の十四第二項の改正規定は公布の日から、第一条中放送法第

二十六條の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定(放送法第二十六條の改正規定を除く。の施行の日から平成元年九月三十日まで)の間は、当該改正規定による改正後の放送法(以下「新法」という。))目次「第三章 一般放送事業者(第五十一條―第五十三條の二) 受託放送事業者(第五十二條の第三章の三) 委託放送事業者(第五十二條の十二條の八)」とあるのは「第三章 一般放送事業者(第五十一條―第五十二條の八)と、新法第五十三條の三第二項中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)」とあるのは「放送事業者」と、新法第五十三條の四第五項中「一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)」とあるのは「一般放送事業者」と、新法第五十三條の十第一項第二号中「第五十二條の十一(受託放送事業者の提供条件の変更命令。第五十二條の十三第一項(委託放送業務に関する認定、第五十二條の十七第一項(委託放送事項の変更の許可)又は第五十三條第一項(センターの指定)とあるのは「又は第五十三條第一項(センターの指定)」と、同項第四号中「第五十二條の十四第二項(委託放送業務に関する認定の取消し)又は第五十三條の七第一項(センターの指定)」とあるのは「第五十三條の七第一項(センターの指定の取消し)」と、新法第五十三條の十一第一項中「前条第一項第四号及び第五号」とあるのは「前条第一項第四号」とする。

3 この法律の施行前に日本放送協会が委託した放送法第九條第一項の業務並びに同法第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定により日本放送協会が行う業務については、なお従前の例による。

4 (工場抵当法の一部改正)

工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「ニ謂フ放送」の下に「(委託シテ其ノ放送番組ヲ放送セシムルコトヲ含ム)」を加える。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

5 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五條中の「ラジオ放送を受信し」を「(放送法第二條第三号の二に規定する放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のもを含む。のラジオ放送(委託して行わせるものを含む。))を受信し」に改める。

(日本赤十字社法の一部改正)

6 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第二項中「一般放送事業者」の下に「(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二條第三号の三に規定する一般放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のもを含む。)」を加える。

(災害対策基本法の一部改正)

7 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七條中「第二條第三号に規定する放送局に同条第一号に規定する放送を行うこと」を「第二條第三号の二に規定する放送事業者(同条第三号の四に規定する受託放送事業者(以下「受託放送事業者」という。))を除く。に放送を行うこと(同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること)」に改める。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

8 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中の「同意を」を「(放送法第二條第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。の同意に、「を受信し」を「(委託して行わせるものを含む。以下こ

の条において同じ。)を受信し」に改める。
(電気通信事業法の一部改正)

9 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「事業」の下に「放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務」を加える。

理由

人工衛星の無線局により行われる放送の円滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業者に関し所要の措置を講ずるとともに、受託国内放送をする無線局の免許に関する規定を整備し、あわせて、放送番組の収集、保管等の業務を行う法人に関し所要の措置を定めるほか、日本放送協会の業務の委託等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年六月三日印刷

平成元年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局